



# 近世前期大名相続の実態に関する基礎的研究

福田 千鶴

## 目次

はじめに……………	2
第一章 武士の相続に関わる用語……………	3
第二章 遺領相続と家督相続……………	12
第三章 単独相続と分知相続……………	28
1 諸子への分知……………	32
2 兄への分知……………	35
3 弟への分知……………	37
4 叔父への分知……………	39
5 養父・義兄弟への分知……………	44
6 甥への分知……………	45
7 養子への分知……………	48
8 廢嫡による分知……………	49
第四章 大名家の断絶……………	57
1 大名改易理由の再検討……………	57
2 無嗣断絶と末期養子……………	70
3 幼少相続……………	82
おわりに……………	109

## はじめに

江戸時代の武士の相続については、中田薫<sup>(1)</sup>、石井良助<sup>(2)</sup>、鎌田浩<sup>(3)</sup>、服藤弘司氏<sup>(4)</sup>等による優れた法制史研究の蓄積がある。各氏は個々の論点での見解の相違は見られるものの、法制史研究の立場から、幕藩制国家が武士の相続にどのような法的な規制を設けたかという統制的側面の分析に中心的課題を置き、分析対象も大名、旗本・御家人、藩士等を含めた武家法一般の問題を庶民法との対比において論じた点で共通している。

しかし、幕府が大名統制に関して設けた法的な規制に限定してみると、武家諸法度以外には体系的な法整備はなされなかつた点に異論はないであろう。しかも、本稿の主題である大名相続に関する法令としては、慶安四年(二六五二)一二月一日に伝達された末期養子の禁緩和の条文が、天和三年(二六八三)七月発令の武家諸法度に採用され、以後に継承されたのみであり、同法度にはこの条文以外に大名相続法に関する規定はない。したがって、どのような方針のもとに幕府が大名の相続を許可、あるいは不許可にしたのかを総合的に理解するためには、実は幕府法令の分析のみでは不十分なのである。<sup>(5)</sup>

この点について、従来の法制史研究では、幕府法が大名の相続について特別な規定を設けていない点にあまり言及しないばかりか、大名、旗本・御家人、藩士の相続に本質的差異を認めず、大名の相続を武士相続一般の法規定のなかで論じることで、幕府法における大名相続法の欠如を補ってきた。しかし、大名の相続は、將軍と個々の大名との主従関係に基づき、個々の実状に応じて政治的に決定される事柄であり、旗本・御家人、藩士の相続とは異なる大名相続に固有の問題、あるいは幕藩関係を究明する上での重要な問題を多く含んでいる。大名相続の問題を武士相続一

般の問題として論じる前に、まずそれ固有の問題として実態を追究する必要があると思われる。

このような視点にたつ研究としては、鎌田浩氏が「主従関係の実態、支配構造と職務規律、藩財政、家族親族倫理等々の、法制をとりまく諸条件との関連的認識なしに単に法規定そのものだけを紹介するのであつては歴史的研究とはいえない」との観点から、中田家族法史学の再検討を試み、「寛政重修諸家譜」の総点検を進めたが、旗本等のデータも含む分析であるため、大名相統独自の实態分析という点では、なお十分なものとは言い難いと思われる。

そこで本稿では、法制史研究での多大な成果に学びつつも、さらに大名相統の実態を追究することで、大名相統上の固有の問題点とその特質を明らかにし、その後の課題となる政治的分析をおこなう上での基礎作業としたい。分析の対象とする期間は、とりあえず近世前期として慶長八年（一六〇三）に徳川家康が初代將軍に就任してから、五代將軍徳川綱吉が没する前年の宝永五年（一七〇八）<sup>(7)</sup>までの一〇六年間を扱うことにする。この間の家門・外様・譜代を含めた大名のデータ一二八八件のうち、慶長八年以前に相統を受けた初代大名のデータは除外されるので、実際の相統件数は九九七件となる。データは基本的に「寛政重修諸家譜」<sup>(8)</sup>の内容に依拠したため、以下において同書を出典とする記述については、註付けを省略した点をご了承ください。

## 第一章 武士の相統に関わる用語

本節では、具体的なデータ分析に入る前に、武士の相統に関わる用語の整理をしておきたい。まず、進士慶幹氏は、武士の相統に関わる用語を次のように整理されている。<sup>(9)</sup>

江戸時代、大名の相統人が、父存生のうちに相統するのを「封を襲<sup>ツク</sup>」といい、父死亡の後の相統を「遺領を継<sup>ツク</sup>」

といっていた。本論文において「遺領相続」というのは後者を指す。なお、万石以下においては、前者を「家を継」、後者を「遺跡を継」という。

進士氏が右の見解を導き出す素材にしたと考えられる「寛政重修諸家譜」の記載をみると、いくつかの例外があるものの<sup>(10)</sup>、おおよそ右の原則に大名の生前相続は「襲封」、死後相続は「遺領相続」、万石以下の旗本・御家人の生前相続は「家継」、死後相続は「遺跡相続」が確認できる。

しかし、近世前期に作成された「江戸幕府日記」を見ると、右の原則は確認できない。第1表は、寛永八年(七月から二月は欠)・同九年・同一〇年の「江戸幕府日記」から、継目御礼の記事(跡式許可を含む)をまとめたものである。<sup>(12)</sup> そのうち、津軽氏の記述を具体的に引用すると、次のようである。

一、津軽兵蔵、亡父越中守遺跡相続御礼進物銀貳百枚、同万吉御礼、次家老五人御目見、脇差一腰国俊

津軽越中守信枚が寛永八年(一六三二)一月一日に四六歳で没し、同年四月一日に嫡子兵蔵信義(母は家康養女

葉縦院・松平康元の娘、一三歳)が將軍に目見えして「遺跡相続」の御礼進物を献上し、同母弟万吉(一二歳)、家老

五人も將軍への目見えを果たし、進物を献上した。津軽氏は四万七〇〇〇石の大名なので、進士説に従えば「遺領」とあるべきだが、史料では「遺跡」となっている。その他の大名では、松倉氏・大田原氏の場合も同様に「遺跡」と記されている。

第1表では寛永一〇年に「遺領」の使用が見られるが、たとえば次のような事例がある。

一、長谷川式部少遺領、子息縫殿助被 仰付、進物金三枚、亡父式部遺物茶壺并花入上之、同兵助御礼黄金壹枚  
進上之

長谷川式部少輔守知は、寛永九年十一月二十六日に六四歳で没し、遺領美濃国内一万石余は嫡子縫殿助正尚に七〇〇

第1表 寛永8～10年継目御礼一覧

年月日	相続人氏名	理由	領地	用語
寛永8年2月6日	秋田河内守俊季 (34)	父実季の配流	常陸六戸50,000	跡式
3月21日	高木肥前守正成 (45)	父正次没 (68)	河内丹南10,000	跡目
4月1日	津軽兵藏信義 (13)	父信枚没 (46)	陸奥津軽47,000	遺跡
4月1日	宮原右京晴克 (25)	父義久没 (54)	下野足利領1,140	遺跡
4月1日	山名主殿矩豊 (12)	父豊政没 (60)	但馬七味郡内6,700	遺跡
4月11日	松倉長門守勝家 (35)	父重政没 (?)	肥前島原43,000	遺跡
4月11日	大田原左兵衛政清 (20)	父晴清没 (65)	下野大田原12,400	跡式
5月20日	大田原掃部政継 (11)	父増清没 (62)	下野森田1,500	跡式
寛永9年6月28日	池田新太郎光政 (24)	甥光仲の幼少	備前岡山320,000	国替
6月28日	池田勝五郎光仲 (3)	父忠雄没 (31)	因幡鳥取320,000	国替
8月28日	池田出雲守長常 (24)	父長幸没 (46)	備中松山65,000	跡目
8月28日	遠藤伊勢守慶利 (24)	養父慶隆没 (83)	美濃郡上八幡27,000	跡目
8月26日	佐久間三五郎安次 (3)	父安長没 (22)	信濃飯山30,000	跡目
8月26日	最上源五郎義智 (2)	父義俊没 (26)	近江蒲生郡内5,000	跡目
8月26日	柴田三左衛門勝興 (21)	父勝重没 (36)	上野武蔵内2,520	跡目
8月28日	本多主税助政遂 (20)	養父忠純没 (46)	下野皆川28,000	跡目
8月28日	真田長兵衛幸政 (?)	父信政没 (86)	甲斐国内3,000	遺跡
8月28日	真田内藏助信勝 (?)	同上	甲斐国内1,000	遺跡
9月1日	牧野清兵衛正景 (?)	父正成没 (60)	近江国内1,610	跡目
9月1日	大久保新八郎康任 (11)	父康村没 (49)	上野・相模国他1,800	跡目
9月1日	飯田助九郎重直 (32)	父重次没 (61)	? 700	跡目
9月1日	平岩六蔵正信 (10)	父正次没 (41)	上野・相模国他800	跡目
11月1日	浅野安芸守光晟 (16)	父長晟没 (47)	安芸広島426,500	—
11月1日	浅野内匠頭長直 (23)	父長重没 (45)	常陸笠間53,500	—
11月1日	浅野因幡守長治 (19)	父長晟没 (47)	備後三次50,000	—
11月1日	南部山城守重直 (27)	父利直没 (57)	陸奥盛岡100,000	—
寛永10年2月4日	高木九助正則 (28)	父正綱没 (65)	武蔵忍1,900	遺跡
2月25日	松平佐渡守康直 (17)	父康長没 (71)	信濃松本70,000	遺領
2月25日	長谷川縫殿助正尚 (?)	父守知没 (64)	美濃国内7,000	遺領
3月5日	九鬼大和守久隆 (16)	父守隆没 (60)	摂津三田36,000	遺領
3月5日	九鬼式部隆季 (26)	父守隆没 (60)	丹波綾部20,000	遺領
11月30日	神尾刑部少輔守勝 (35)	父守世没 (60)	上総下総国内3,010	跡目
11月30日	加藤彦右衛門正之 (20)	父正次没 (68)	武蔵国他2,000	跡目
11月30日	西尾主水盛教 (13)	父氏教没 (42)	美濃国内5,000	跡目
11月30日	鶴殿新三郎長好 (?)	父長直没 (?)	常陸国内1,000	跡目
12月3日	金橋三五郎専益 (?)	父長右衛門没 (?)	?	遺跡
12月3日	望月甫庵 (34)	父忠庵没 (60)	?	遺跡
12月18日	一色右馬助範親 (24)	父範勝没 (53)	駿河国内2,000	跡式

出典：「江戸幕府日記」（姫路市立図書館蔵「酒井家文書」）

註1. 相続許可日と継目御礼日の両方の記事がある場合は、後者の月日を採用した。

○石、弟兵助守勝に三一一〇石余の分知となつた。万石以下の相続にもかかわらず、史料上には「遺領」とある。この場合、領知高の総和が一万石であることを考慮すべきだが、「寛政重修諸家譜」では該当箇所を「遺跡を継」と記しているのです。進士説に従えば「遺跡」とすべきところであろう。

このように、「江戸幕府日記」では、「遺領」「遺跡」、さらに「跡目」「跡式」等も明確な区別なく使用されている。こうした状況を変化させる画期として、幕府が寛永二十一年（一六四四）に編纂した「寛永諸家系図伝」の影響が想定できるが、結論的には同書の編纂後も「江戸幕府日記」の記載様式に変化は見られない。参考までに、その一例を示しておこう。

（正保二年）五月廿一日

一、皆川山城守死去ニ付而、遺言之通、後遺跡壹万三千石惣領又三郎、五千石二男又七郎被下之旨、上意之趣老中被伝之

正保二年（一六四五）二月五日、皆川山城守隆庸（二万八〇〇石）が六五歳で没し、五月二日に遺言通り嫡子又三郎成郷に一万三〇〇石、弟又七郎秀隆に五〇〇石が分知される旨の上意の伝達があった。ここでは「遺跡」とあるが、「寛政重修諸家譜」の該当箇所では「遺領を継」とある。同様に、同年の「江戸幕府日記」では本多重能（越前丸岡）、前田綱紀（加賀金沢）などの大名の相続も「遺跡」となっている。つまり、死後相続に関して、「万石以上は遺領、万石以下が遺跡」という用法は、少なくとも近世前期の史料上の用法として確立していたとはいえないのである。

それでは、生前相続における「襲封」と「家継」の用法の区別はどうだろうか。「寛政重修諸家譜」では、確かに大名が「致仕」した際の相続は「封を襲」、万石以下は「家を継」と記している。たとえば、万治元年（一六五八）九

月七日に土井利隆が致仕し、嫡子利重が相続した事例では、「万治元年九月七日封を襲、十万石を領す」とある。しかし、一方で同書には次のような記述が散見される。同じ土井氏の例で示してみよう。

正保元年九月朔日遺領を継、十三万五千石を領し、この日弟八助利長、七助利房にをのく一萬石、虎之助利直に五千石を分ちあたふ。九日襲封を謝するとき、家臣三人御前に候す。

これは正保元年（一六四四）七月七日に、土井利勝が七二歳で死去したため、嫡子利隆が相続した際の記述である。これをみれば「封を襲」、つまり「襲封」は必ずしも「父が存生のうちに相続する」場合のみに使われる用語ではなく、死後相続をも含めた大名の相続を広く意味する用法があり、進士説は検討の余地があるといえよう。

そこで、「江戸幕府日記」における生前相続の記述を引用してみたい。

一、松平肥前守隠居仕度之旨累年依訴訟、今日肥前守・筑前守、御前へ被召出之、心次第可有与奪之旨、肥前守へ被仰出之、則如望領知配分被仰付之、所謂

八拾万石 筑前守 拾万石 淡路守 七万石 飛騨守 廿貳万石 肥前守云々

寛永一六年（一六三九）六月二〇日に加賀金沢藩主前田肥前守利常（四七歳）の隠居願いが許され、將軍に御前拝謁し、望み通り、筑前守光高に八〇万石、淡路守利次に一〇万石、飛騨守利治に七万石、隠居領に二二万石の領地配分になったとある。「江戸幕府日記」の生前相続の記述では、分知などによる領地配分の問題がない場合には「隠居」許可の記述があるだけなので、「家継」「襲封」に相当する用語を同日記のなかで確認することはできない。

次に、「寛永諸家系図伝」を見ると、万石以上・以下、生前相続・死後相続に関わらず、「家督をつぐ」としたものが多く、死後相続の場合は「遺跡をつぐ」としたのも見られる。したがって、ここでも進士氏という「襲封」「家継」の区別は確認できない。



参考までに、「日葡辞書」で相続に関する用法を探してみると、「家督」は「家を譲ること」、「跡目」は「後継者、あるいは相続人、また遺産」、「跡式」は「遺産として残る財産、田地」、「遺跡」は「人の跡に残るもの、たとえば家財など」と説明している。「遺領」「襲封」「家継」の説明は同書には見えないので、この三つは近世的な用法であることを示唆している。実際に江戸時代の史料をあたってみると、「家督」「跡式」「跡目」「遺領」「遺跡」はあまり厳密な区別をせず使用されている。おそらくこれらの用語は、江戸時代に厳密な区別なく使用されていたのが実態ではなかろうか。

要するに、「家継」「襲封」「遺跡」「遺領」の区別は、江戸時代を通じての原則ではない。寛政年間（一七八九〜一八〇二）に編纂された「寛政重修諸家譜」に示された原則が、江戸時代のいつ頃から原則的に使用されるようになったかを確定する作業を今後の課題として残すが、<sup>15</sup>現時点では「寛政重修諸家譜」を記述する上での基本的原則であったと限定的に理解した方がよいだろう。

右のような史料上の用法を前提とした上で、法制史研究における用法を確認しておこう。まず、石井良助氏は相続の原因には死亡と隠居とがあるとした上で、死亡による相続を遺跡相続、隠居による相続を家督相続と呼んだが、遺跡相続はさらに、旗本の場合には跡目相続、大名の場合には遺領相続と称した、と説明した。<sup>16</sup>

中田薫氏は、封祿相続の開始原因は被相続人の隠居と死亡の二つであり、隠居に因る相続を家督相続と云い、死亡に因るものを跡目（跡式、万石以上は遺領）相続と云い、名称上は区別して居たが、事実には於ては、共に封祿相続たることに於て異なるところはない、と説明した。<sup>17</sup>

服藤弘司氏は、中田氏の説を受けて、武士相続の開始原因は被相続人の隠居と死亡の二つがあり、幕府法上では前者を家督相続、後者を跡目相続と称し、後者はなお、跡式・跡職以外、継目（次目）<sup>18</sup>相続なる語も多く用いられた、

第2表 武士相統に関する用法

	生前相統 (隠居)		死後相統 (死亡)	
	万石以上	万石以下	万石以上	万石以下
進士説	襲封	家継	遺領	遺跡
石井説	家督		遺領	跡目
中田説	家督		跡目 (跡式)	
服藤説	家督		遺領	
古事類苑	家督		跡目 (跡式・継目)	
			遺跡	

と指摘した。<sup>(19)</sup>つまり、服藤説では万石以上・万石以下という区別をせず、武士相統一般の問題として、生前相統を家督相統、死後相統を跡目相統とする見解が示されている。

参考までに、「古事類苑」政治六三では「一大名方、御旗本、死後の家相統者、遺跡と唱え、存命之内家相統者、家督と唱え候事」と説明がある。ここでは、大名・旗本の区別なく、死後相統は「遺跡」、生前相統は「家督」という理解を示している。

以上の諸説を整理すると、第2表のようになる。生前相統に関しては進士氏以外は「家督相統」とする点で共通するが、死後相統に関してはかなり用法に違いがある。そこで、これまでの論点を踏まえた上で、次章以下で使用する用語に関して次のように整理しておきたい。

まず、進士説では生前相統・死後相統について万石以上・以下の区別を用いて整理した点で優れているが、既に指摘したように「襲封」は「寛政重修諸家譜」においても生前相統・死後相統の両方での用法が確認されるので、これを生前相統に限定する進士氏の理解には検討の余地がある。「襲封」(封を襲ぐ)は、「生前相統・死後相統を含めた大名の相統」と広く理解するのが適切であり、本稿でもその意味において使用する。しかし、現時点では万石以上・以下の区別を示す生前相統の適切な用法を見いだせないため、石井説以下で一致している「家督相統」(家督を継ぐ)を万石以上・以下の区別なしに用いることにしたい。

死後相統については、「跡目」「跡式」「遺領」「遺跡」相統が江戸時代を通じて史料上の用法として見られる。そこで、歴史研究上の用法としては、死後相統である

ことが明瞭であり、かつ「寛政重修諸家譜」で原則化されている「万石以上は遺領相続、万石以下は遺跡相続」と區別する進士説を継承することは、大名相続の問題点を整理する上で利点があると思われる。そこで、大名の死後相続は「遺領相続」(遺領を継ぐ)、万石以下の旗本・御家人の相続は「遺跡相続」(遺跡を継ぐ)を用いることにする。<sup>(20)</sup>

註(はじめに 第一章)

題。

- (1) 中田薫「法制史論集」第一卷(岩波書店、一九二六年)。
- (2) 石井良助「日本相統法史」(創文社、一九八〇年)。
- (3) 鎌田浩「幕藩体制における武士家族法」(成文堂、一九七〇年)。
- (4) 服藤弘司「相統法の特徴 幕藩体制国家の法と権力V」(創文社、一九八二年)。なお、武士相統法の研究史については、同書第一章「武士相統法」第一節「序説」に優れた整理があるので、参照してほしい。
- (5) 中田薫氏をはじめ法制史研究では、これを補う史料として、服忌令や諸大名から提出された一件願書などの史料を用いているが、断片的な分析に止まる点は否めないであろう。
- (6) 鎌田浩「幕藩体制における武士家族法」「はしがき」、および第二章第一節「幕府法を中心としてみた一般的諸問
- (7) 綱吉は宝永六年(一七〇九)一月に死去するが、同五年二月二十七日に肥前平戸新田藩一万石の松浦鄰が四歳で遺領相続を認められた後は、同六年四月まで大名相続の事例は見られない。そのため、慶長八年から宝永五年までのデータは、家康から綱吉期の大名相続を網羅するものである。
- (8) 高柳光寿・岡山泰四・斎木一馬編「新訂寛政重修諸家譜」第一―二二卷(統群書類従完成会、一九六四―六年)。
- (9) 進士慶幹「近世における遺産相続上の諸問題」(「国史学」五七、一九五二年、後に「近世武家社会と諸法度」学陽書房、一九八九年所収、三三三頁)。
- (10) 松前氏をはじめ三六件の大名相続で「遺領」とあるべきところを「遺跡」と記述したものがあ
- (11) 姫路市立図書館酒井家文書(国文学研究資料館・史料館

所蔵写真版を利用)。

- (12) 寛永八年には、津軽信義・加藤明成・秋田俊季・鳥居忠房・保科正之・池田重政・松倉勝家・高木正成・大田原政清の九名の相続があつたが、そのうち津軽・秋田・高木・松倉・大田原氏分の確認ができるのみなので、「江戸幕府日記」に相続記事の全体が網羅されているわけではない。

- (13) のち正保二年二月二十八日に奥米三〇〇俵で幕府小姓組に召出され、慶安三年九月三日には西の丸書院番に転じ、明暦二年二月二日に信義の遺領のうち五〇〇〇石を分知され寄合に列し、奥米は収公された(「寛政重修諸家譜」卷七二五)。

- (14) 統群書類従完成会「寛永諸家系図伝」第一―第一五(一九八〇―九四年)。

- (15) 文政一一年(一八二八)正月一六日奥右筆片山鎌吉が、父隠居は家督、父死後は跡目とあるが、万石以上・御目見以下に差別があるかどうかを伺つたところ、万石以上は「遺領」との返答を受けている。寛政以降でも、幕府右筆においてすら明確にこの区別は認識されていなかった(中田薫「徳川時代の文学に見えたる私法」岩波書店、

一九八四年、一八五頁)。

- (16) 石井良助「長子相続制」(法律学大系第二部・法学理論篇84)日本評論社、一九五〇年)のち「日本相続法史」所収、七四頁)。ただし、石井氏は「遺跡相続も家督相続も実は相続ではなく、封禄の再給に外ならない」とも指摘している。

- (17) 中田薫「徳川時代の家督相続法」『法制史論集』第一巻、五二九頁。

- (18) 筆者の管見では、「継目」「次目」「統目」が使われている。

- (19) 服藤弘司「相続法の特質」二三二頁、二四五頁註1。

- (20) 大名家臣の相続については、各藩によってそれぞれ事情が異なり、個別の検討を必要とするので、ここではふれず、今後の課題としたい。

## 第二章 遺領相続と家督相続

第一章で整理したように、大名の相続には、被相続人の死亡による遺領相続と被相続人の隠居による家督相続の二つがあったが、この二形態は、大名の相続において同等の価値基準が与えられていたわけではない。第3表は、慶長八年（一六〇三）から宝永五年（一七〇八）までの間に、隠居した大名の年代順一覧表である。隠居の総数は一六三件で、相続全体（九九七件）に占める割合は約一六パーセント、大名全体では約一三パーセントにすぎない。逆にいえば、遺領相続は八三五件（八四パーセント）であり、数量的に家督相続よりも優位を占めていた。

このことは、將軍から与えられた領知にもとづき奉公するという主従関係のもとにある大名にとって、いわば当然のことであった。領知を得ている以上、命の続く限り將軍に奉公するのが大名の義務であり、それを存生中に放棄する隠居の形態は好ましいものと意識されなかった。この主従意識こそが、大名の相続において被相続人の死亡による遺領相続の形態に優位性を与えていた根本的な理由であったと考えられる。

遺領相続の事態が生じた場合の手続きとしては、享保初年までは急養子（末期養子）または分知願いの場合を除き、被相続人が末期に臨んで跡目願いを出す必要はなく、既に届け出ている嫡子に遺領の相続が認められた。被相続人の死亡日からおおよそ三ヶ月以内に相続人は將軍に拝謁し、遺領の相違ない相続、あるいは分知を許され、被相続人の遺物と相続許可に対する礼物を献上した。ただし、幼少相続の場合には、將軍への目見えを必要としない場合もあるため、<sup>1</sup>將軍の目見えは必ずしも相続の要件ではなかった。急養子願い、分知願いが提出された場合は、將軍の拝謁を済ませるまでに三ヶ月以上の長い時間を要した事例が多いが、この問題は次章以下で改めて検討する。

第3表-1 大名隠居一覽 (年代順)

隠居年月日	西暦	氏名	隠	没	領地	石高
慶長09	1604	藤井松平信一	66	86	常陸土浦	35,000
慶長100628	1605	前田利長	44	53	加賀前田	1,200,000
慶長10	1605	大関資増	30	32	下野黒羽	20,000
慶長12	1607	鍋島直茂	70	81	肥前佐賀	357,036
慶長1607	1611	徳永寿昌	63	64	美濃高須	50,673
慶長16?	1611	村上頼勝	62	99	越後村上	90,000
元和01	1615	大村喜前	47	48	肥前大村	27,900
元和01	1615	織田長益	70	76	摂津国内	30,000
元和05	1619	青木一重	69	78	摂津麻田	10,000
元和06閏12	1620	細川忠興	58	83	豊前中津	300,000
元和08	1622	秋元長朝	77	83	上野総社	10,000
元和0905	1623	吉田兼治	46	48	石見浜田	55,000
寛永01	1624	那須資景	39	71	下野那須郡内	14,000
寛永0912	1632	井伊直勝	43	73	上野安中	30,000
寛永1203	1635	土方雄氏	53	56	伊勢菰野	12,000
寛永140403	1637	立花宗茂	69	74	筑後柳川	109,600
寛永160620	1639	前田利常	47	66	加賀金沢	1,192,760
寛永16閏1116	1639	水野勝成	76	88	備後福山	100,000
寛永170928	1640	諏訪頼水	71	72	信濃高島	32,000
正保041126	1647	牧野信成	70	73	下総関宿	17,000
慶安041128	1651	戸田氏鉄	76	80	美濃大垣	100,000
承応030423	1654	京極高広	56	79	丹後宮津	78,200
明暦020526	1656	酒井忠勝	70	76	若狭小浜	113,500
明暦020703	1656	山内忠義	65	73	土佐高知	202,600
明暦020725	1656	岩城宜隆	73	89	出羽龟田	20,000
明暦021030	1656	真田信之	91	93	信濃松代	100,000
明暦030219	1657	鍋島勝茂	78	78	肥前佐賀	357,036
明暦030721	1657	伊達秀宗	67	68	伊豫宇和島	100,000
万治010228	1658	永井尚政	72	82	山城淀	100,000
万治010228	1658	久松松平定行	72	82	伊豫松山	150,000
万治010907	1658	土井利隆	40	67	下総古河	135,000
万治021223	1658	織田高長	69	85	大和松山	31,235
万治021223	1659	織田長政	72	83	大和芝村	10,000
万治030709	1660	井上政重	76	77	下総高岡	13,000
万治030718	1660	伊達綱宗	22	72	陸奥国仙台	620,000
寛文011027	1661	岡部宣勝	65	72	和泉岸和田	60,000
寛文020306	1662	安部信盛	79	90	武蔵岡部	19,200
寛文020930	1662	能見松平勝隆	74	78	上総佐貫	15,000
寛文021125	1662	本多忠義	61	75	陸奥白河	120,000
寛文04閏0507	1664	相良頼寛	65	68	肥後人吉	22,000
寛文04閏0507	1664	立花忠茂	53	64	筑後柳川	109,600
寛文040912	1664	本多俊次	70	74	近江膳所	70,000
寛文041026	1664	水野元綱	71	72	上野安中	20,000
寛文060228	1666	鍋島直澄	52	55	肥前蓮池	52,625
寛文062429	1666	中川久清	52	67	豊後岡	70,000
寛文070228	1667	建部政長	65	70	播磨林田	10,000
寛文07閏0209	1667	藤井松平忠時	70	72	丹波龟山	38,000
寛文070522	1667	徳川頼宣	66	70	紀伊和歌山	555,000
寛文070609	1667	小出吉親	78	79	丹波岡部	29,711
寛文080810	1668	堀直景	65	72	上総刈谷	10,000
寛文090225	1669	仙石政俊	53	58	信濃上田	60,000
寛文090427	1669	保科正之	59	62	陸奥会津	230,000
寛文090615	1669	井上正利	64	70	常陸笠間	50,000
寛文090615	1669	山内忠豊	63	63	土佐高知	202,600

近世前期大名相統の実態に関する基礎的研究 (福田)

第3表-3 大名隠居一覧（年代順）

元禄02閏0114	1689	水谷勝宗	67	67	備中松山	50,000
元禄020230	1689	秋月種信	52	69	日向高鍋	30,000
元禄020606	1689	関長政	78	87	美作宮川	18,700
元禄020703	1689	牧野康道	40	71	越後与板	10,000
元禄020703	1689	松浦鎮信	68	82	肥前平戸	63,200
元禄030427	1690	大河内松平正信	70	72	相模甘繩	20,000
元禄030529	1690	島津久寿	27	30	日向佐土原	30,000
元禄031014	1690	徳川光圀	63	73	常陸水戸	280,000
元禄040202	1691	浅野長照	40	54	備後三次	50,000
元禄040721	1691	伊達宗純	56	73	伊豫吉田	30,000
元禄050627	1692	南部重信	77	87	陸奥国盛岡	80,000
元禄050627	1692	森川重信	48	62	下総生実	10,000
元禄050627	1692	宗義真	54	64	対馬府中	10,000
元禄051204	1692	能見松平英親	68	82	豊後杵築	32,000
元禄060425	1693	徳川光友	69	76	尾張名古屋	619,500
元禄060902	1693	井上正任	64	71	美濃郡上八幡	50,000
元禄061114	1693	伊達宗利	60	75	伊豫宇和島	70,000
元禄071112	1694	井伊信武	45	48	近江掛川	35,000
元禄081129	1695	牧野成貞	57	79	下総関宿	73,000
元禄081129	1695	鍋島光茂	64	69	肥前佐賀	357,036
元禄090704	1696	立花鑑虎	52	58	筑後柳川	109,600
元禄110418	1698	深溝松平忠房	80	82	肥前島原	65,900
元禄110422	1698	徳川光貞	73	80	紀伊和歌山	555,000
元禄111016	1698	大久保忠朝	67	81	相模小田原	103,000
元禄111111	1698	米津政武	61	71	武蔵久喜	12,000
元禄120429	1699	京極高明	40	67	丹後峰山	11,600
元禄120513	1699	毛利高久	33	50	豊後佐伯	20,000
元禄130525	1700	池田綱清	54	65	因幡鳥取	320,000
元禄140211	1701	相馬昌胤	41	68	陸奥国中村	60,000
元禄141025	1701	越前松平直明	46	66	播磨明石	60,000
元禄150718	1702	小笠原貞信	72	84	越前勝山	27,777
元禄160825	1703	伊達綱村	45	61	陸奥国仙台	620,000
元禄160906	1703	池田仲澄	54	73	因幡鳥取東館	30,000
元禄160906	1703	細川有孝	28	58	肥後宇土	30,000
宝永010218	1704	岩城重隆	77	80	出羽亀田	20,000
宝永010530	1704	越前松平綱近	46	51	出雲松江	186,000
宝永020127	1705	松井松平康官	49	71	石見浜田	50,400
宝永020422	1705	小出英利	47	55	丹波園部	26,711
宝永02閏0415	1705	一柳直治	64	75	伊豫小松	10,000
宝永020928	1705	松平頼隆	77	79	常陸府中	20,000
宝永021111	1705	大給松平近陣	68	82	豊後府内	22,200
宝永021226	1705	蜂須賀隆重	72	74	阿波富田新田	50,000
宝永030225	1706	石川憲之	73	74	山城淀	60,000
宝永030507	1706	松浦昌	56	86	肥前平戸新田	10,000
宝永030719	1706	溝口重雄	74	76	越後新発田	50,000
宝永040416	1707	九鬼隆久	28	43	摂津三田	36,000
宝永040802	1707	稲葉正往	68	77	下総佐倉	102,000
宝永040912	1707	木下俊長	60	69	豊後日出	25,000
宝永041107	1707	酒井忠孝	60	73	上野前橋	150,000
宝永050209	1708	鍋島直之	66	83	肥前蓮池	52,625
宝永050625	1708	朽木植昌	66	72	丹波福知山	32,000
宝永051123	1708	能見松平重栄	63	75	豊後杵築	32,000

註1. 隠は隠居年齢、没は没年齢。

註2. 改易による隠居等の事例は除外した。

第3表-2 大名隠居一覽 (年代順)

寛文090929	1669	藤堂高次	69	76	伊勢津	323,950
寛文090929	1669	形原松平康信	70	83	丹波篠山	50,000
寛文101001	1670	北条氏宗	52	67	河内狭山	11,000
寛文101203	1670	内藤忠興	79	83	陸奥磐城平	70,000
寛文110305	1671	浅野長直	62	63	播磨赤穂城	53,000
寛文110525	1671	阿部忠秋	70	74	武蔵忍城	80,000
寛文110719	1671	戸田氏信	73	83	美濃大垣	100,000
寛文111219	1671	太田資宗	72	81	遠江浜松	35,000
寛文120418	1672	浅野光晟	56	77	安芸広島	426,500
寛文120611	1672	池田光政	64	74	備前岡山	315,000
寛文120907	1672	溝口直直	68	72	越後新発田	50,000
寛文121209	1672	青木重兼	67	77	摂津麻田	10,000
寛文121209	1672	鍋島直朝	51	88	肥前鹿島	16,000
延宝010929	1673	牧野親成	67	71	丹後田辺	35,000
延宝011027	1673	小出英知	56	78	丹後園部	25,000
延宝011212	1673	小出吉重	67	68	但馬出石	45,000
延宝020225	1674	加藤泰興	64	67	伊豫大洲	60,000
延宝020318	1674	京極高盛	25	60	但馬豊岡	33,000
延宝020426	1674	森長継	65	89	美作津山	186,500
延宝020628	1674	久松松平定房	71	73	伊豫今治	40,000
延宝020809	1674	新庄直時	49	52	常陸麻生	27,300
延宝021116	1674	九鬼隆季	67	71	丹波綾部	19,500
延宝021116	1674	内藤良	50	71	陸奥棚倉	50,000
延宝040327	1676	大給松平忠昭	60	77	豊後府内	22,200
延宝040630	1676	六郷政勝	68	69	出羽本庄	20,400
延宝040721	1676	越前松平昌親	37	72	越前福井	475,000
延宝050704	1677	阿部正能	51	59	武蔵忍	90,000
延宝050823	1677	桑山一玄	67	74	大和新庄	13,000
延宝050925	1677	大田原高清	41	62	下野大田原	11,400
延宝051214	1677	五島盛勝	33	34	肥前福江	12,530
延宝060402	1678	安部信之	75	80	武蔵岡部	20,300
延宝060816	1678	土岐頼行	71	77	出羽上山	25,000
延宝07	1679	加々爪直澄	70	76	近江掛塚	13,000
延宝070407	1679	丹羽光重	59	81	陸奥二本松	10,700
延宝0706187	1679	本多康将	58	70	近江膳所	70,000
延宝071127	1679	有馬康純	67	80	日向延岡	50,000
延宝071127	1679	土方雄次	69	70	陸奥窪田	20,000
延宝071226	1679	鍋島直能	58	68	肥前小城	73,250
延宝081215	1680	土井利長	50	66	三河西尾	23,000
天和010219	1681	保科正経	36	36	陸奥会津	230,000
天和010227	1681	酒井忠清	58	58	上野厩橋	10,000
天和020227	1682	立花種長	58	87	筑後三池	10,000
天和020227	1682	毛利綱広	44	51	長門萩	369,411
天和03040527	1683	稲葉正則	61	74	相模小田原	110,000
天和030502	1683	織田長明	23	39	大和芝村	10,000
天和031225	1683	西郷延貞	70	84	安房東条	10,000
貞享011125	1684	脇坂安政	52	62	播磨龍野	53,000
貞享020621	1685	池田光仲	56	64	因幡鳥取	320,000
貞享021007	1685	久松松平康尚	63	74	伊勢長島	10,000
貞享030730	1686	保科正景	71	85	上総飯野	20,000
貞享030825	1686	岡部行隆	70	71	和泉岸和田	53,000
貞享040727	1687	島津光久	72	79	薩摩鹿児島	728,700
貞享040825	1687	植村家貞	70	73	大和高取	25,000
元禄010216	1688	板倉重常	46	46	下総関宿	50,000
元禄010223	1688	稲垣重昭	53	68	三河刈谷	20,000
元禄011209	1688	黒田光之	61	80	筑前福岡	473,100
元禄020114	1689	細川興隆	58	59	常陸谷田部	12,600



次に、隠居の具体例を示しつつ、大名相統上における隠居行為の問題点を検討してみたい。幕府家臣の隠居許可条件について詳細な分析を行った中田薫氏によれば、隠居には刑罰としての強制隠居と本人の願い出による願い出隠居があり、隠居を願ひ出る事由には、病氣(病免)と老衰(老免)の二種があった。病氣隠居を願ひ出る際の年齢制限は、享保年代(一七二六―三六)には四〇歳以上の者とされ、文化・文政頃(一八〇四―三〇)には身に難治の疾病がある場合でも、嗣子が一七歳以下で見見えすまさないうちは請願が許されなかった。老衰隠居を願ひ出る際の年齢制限は、七〇歳以上とされていたが、文久二年(一八六二)より慶応三年(一八六七)までの六年間に、五〇歳以上に緩和されたといふ。<sup>(2)</sup>

幕府が大名の隠居条件を定めた法令等は管見の限り見られないが、大名の場合も武家社会の慣習に則った形で隠居願ひが將軍に提出され、その許可を受けた後に家督相統がおこなわれたと考えられる。第3表に掲げた大名の平均隠居年齢は六〇歳であり、<sup>(3)</sup> 最年少は万治三年(一六六〇)七月一日に強制隠居となった伊達綱宗の二二歳、最年長は明暦二年(一六五六)一〇月三〇日に老衰隠居した真田信之の九一歳である。このように、近世前期における大名の隠居年齢の実態は、二〇歳代から九〇歳代までと、かなりの幅がある。

第4表は、隠居年齢別の内訳を示した。六〇歳代の隠居がもっとも多く五二人で、次は七〇歳代の四四人であるが、五〇歳代の隠居も三二人いる。四〇歳代に隠居の数が急増する点から、大名が病氣隠居を願ひ出る年齢は、旗本等と同じように、四〇歳が一つの基準であったとみてよいだろう。

第5表は、一〇年単位の隠居大名の年代別内訳である。一六五〇年までが一桁代なのに対して、一六五〇年以降は隠居数が急増する。三代將軍家光が没するのは慶安四年(一六五二)四月二〇日であり、同年一月から四月までには隠居した大名はいないので、一六五〇年までの人数は家康から家光までの三代にわたる期間の隠居大名数を表すが、

第4表 大名隠居年齢別内訳

年齢	人数	累計
20~	6	6
30~	6	12
40~	21	33
50~	32	65
60~	52	117
70~	44	161
80~	1	162
90~	1	163
合計	163	

第5表 大名隠居年代別内訳

年代	人数	累計
1603~10	4	4
~1620	6	10
~1630	3	13
~1640	6	19
~1650	1	20
~1660	15	35
~1670	22	57
~1680	36	93
~1690	26	119
~1700	20	139
~1708	24	163
合計	163	

それでは、この家綱期にはいったい何が生じたのだろうか。まず予想されるのは、家綱期に初代大名の高齢がピークに達すると同時に、それまで漸増しつつあった隠居が集中し、以後は安定的に一〇年平均で二〇から三〇人の大名が隠居するようになったのではないかとということであるが、結論を先に言えばこの予想はあたっていない。

慶長八年（一六〇三）幕府成立時の初代大名のうち、もともと長生きした真田信之は、明暦二年（一六五六）一〇月三〇日に九一歳で隠居し、万治元年（一六五八）一〇月一七日に九三歳で没した。次に長生きした安部信盛は、寛文二年（一六六二）三月六日に七九歳で隠居し、延宝元年（一六七三）一月二七日に九〇歳で没した。次は、慶安四年（一六五二）一月二八日に七六歳で隠居した戸田氏鉄となる。つまり、この三例を除けば、戦国末期に活躍し、徳川幕府のもとで大名としての地位を獲得した初代から、生まれながらの大名である二代への交替は、死亡相続・家督相続とともに、一六五〇年までにほぼ終了していたのが実態である。<sup>(4)</sup>したがって、一六五〇年代以降に隠居大名の数が激増した原因は、別に求めなければならない。

次に、経済上の問題としては、大名経済と隠居領との関係がある。隠居した被相続人には、相続人の領知高の内か

それら全部を合計してもわずかに二〇人である。ピークは家綱期晩年の一六七〇年代だが、綱吉期に入っても連続して二〇人を越えることから、家綱期は大名の隠居相続における一つの画期とみなすことができる。

ら隠居領が与えられた。寛永期以降に新田開発が進み、公称高以外の年貢収入が得られるようになり、また寛永期以降には外様大名に幕府手伝い普請が課されなくなるなどの理由から、寛文・延宝期の大名経済は、若干の余裕が生じており、経済的に隠居領を設置しやすしい条件が準備されたことが考慮される。しかし、基本的に隠居領は無役であったため、不相応な隠居領の設置は当主の勤務に支障を来すと考えられていた。つまり、隠居領の設置は常に大名経済にマイナスに働く要因であるから、当該期の経済的好転といった条件は、隠居領の設置が大名経済を圧迫するのではないかと懸念を緩和する程度に作用はしても、隠居を積極的に押し進めていく本質的要因として評価することは難しいだろう。

第三に、社会的な問題を考えてみたい。藤井讓治氏<sup>(5)</sup>によれば、寛文四年（二六六四）の大名二二五人のうち、後に隠居したのは九一人で、改易などを除くと四二・九パーセントにあたった。また、二二五人の大名の平均値から江戸時代前期に生きた大名の一般的なライフスタイルを示せば、一〇歳ころ將軍にお目見えし、一五歳ころ元服・任官し、二一歳ころ家督を相続し、三五年あまり大名として過ごしたあと、六〇歳を過ぎたころに死亡し、長寿のものはこの頃に隠居して八年近くの余生を送るものであったという。近世初期と比して寛文期以降に大名の隠居が確実に増加したことを再確認できるが、ライフサイクル自体は初期のそれと大差はなく、武家社会の慣習に従っているといつてよい。それゆえ、家綱期以降に隠居が増える現象は、戦争のない安定社会のなかで大名の長命化が進み、隠居年齢まで長生きする率が高まったことを意味しているように思う。

安定社会のなかでの大名の長命化という事態は、一方で壮年になりながら奉公ができない部屋住み嫡子を抱えることになり、これは二〇歳前後に当主になるといふ武家社会のライフサイクルに歪みを生じさせることになる。いわば、この時期に大名の隠居が増加する理由は、当主の長命化によって生じる次期当主のライフサイクルの歪みを修正する

ことを目的としていたといつてよいだろう。武家社会は隠居を容認する社会構造を選択することで、戦争のない安定社会に順応しようとしたのであるが、その一方で、武家社会における隠居は、死ぬまで主君に奉公するという主従意識に反する行為となる。そのために、隠居した大名は、隠居後も將軍へ変わらぬ奉公を勤めることを誓約する起請文を提出して、意識構造の上では主従関係が永遠であることを示さなければならなかった。

ところで、第6表に掲げた隠居大名の年齢順リスト（五十一歳以上は省略）をみると、一六六〇年を境に二〇歳代の隠居が見られるという特徴が確認できる。この現象は、「安定社会のもとでの大名の長命化による隠居数の増加」といった文脈のなかで説明できないことは自明である。そこで以下では、四〇歳未満で隠居が許可された事由について、年齢順に検討してみたい。

まず、二〇歳代の隠居の六件の経過を見てみよう。二二歳の最年少隠居となった伊達綱宗は、万治三年（一六六〇）不行跡を理由に、幕府より強制隠居を命じられた。この時、家督相続を許された嫡子亀千代（後の綱村）は、わずか二歳であった。この事件は、伊達綱宗隠居事件として知られ、後の伊達騒動（寛文事件）の発端となる事件である。

織田長明は、寛文一二年（一六七二）八月六日に父長定の致仕により家督（天和芝村一万石）を継いだが、無嗣であったため、天和元年（一六八一）一月二五日に織田長頼（天和宇陀松山一万石）の三男長清（二〇歳）を養子に迎え、同三年五月二日に病弱を理由に二三歳で隠居、元禄一二年（一六九九）七月一〇日に三九歳で没した。

京極高盛は、京極高直（丹後田辺三万五〇〇石）の長男として生まれ、寛文三年（一六六三）一四歳で遺領三万三〇〇石を継ぎ、三弟高門に二〇〇〇石を分知した。しかし、男子が生まれず、しかも病弱であったため、同七年に四弟高住を養子とした。翌年五月二日に但馬豊岡に移され、延宝二年（一六七四）三月一八日に二五歳で致仕して、高住が三代藩主となったが、高盛自身は宝永六年（一七〇九）に六〇歳で没した。

第6表 大名隠居一覧（年齢順）

隠居年月日	西暦	氏名	隠	没	領地	石高	類型
万治030718	1660	伊達綱宗	22	72	陸奥国仙台	620,000	外様
天和030502	1683	織田長明	23	39	大和芝村	10,000	外様
延宝020318	1674	京極高盛	25	60	但馬豊岡	33,000	外様
元禄030529	1690	島津久寿	27	30	日向佐土原	30,000	外様
元禄160906	1703	細川有孝	28	58	肥後宇土	30,000	外様
宝永040416	1707	九鬼隆久	28	43	摂津三田	36,000	外様
慶長100628	1605	大関資増	30	32	下野黒羽	20,000	外様
延宝051214	1677	五島盛勝	33	34	肥前福江	12,530	外様
元禄120513	1699	毛利高久	33	50	豊後佐伯	20,000	外様
天和010219	1681	保科正経	36	36	陸奥会津	230,000	家門
延宝040721	1676	越前松平昌親	37	72	越前福井	475,000	家門
寛永01	1624	那須資景	39	71	下野那須郡内	14,000	外様
万治010907	1658	土井利隆	40	67	下総古河	135,000	譜代
元禄020703	1689	牧野康道	40	71	越後与板	10,000	譜代
元禄040202	1691	浅野長照	40	54	備後三次	50,000	外様
元禄120429	1699	京極高明	40	67	丹後峰山	11,600	外様
延宝050925	1677	大田原高濂	41	62	下野大田原	11,400	譜代
元禄140211	1701	相馬昌胤	41	68	陸奥国中村	60,000	外様
寛永0912	1632	井伊直勝	43	73	上野安中	30,000	譜代
慶長100628	1605	前田利長	44	53	加賀前田	1,200,000	外様
天和020227	1682	毛利綱広	44	51	長門萩	369,411	外様
元禄071112	1694	井伊信武	45	48	近江掛川	35,000	譜代
元禄160825	1703	伊達綱村	45	61	陸奥国仙台	620,000	外様
元和0905	1623	古田重治	46	48	石見浜田	55,000	外様
元禄010216	1688	板倉重常	46	46	下総関宿	50,000	譜代
元禄141025	1701	越前松平直明	46	66	播磨明石	60,000	家門
宝永010530	1704	越前松平綱近	46	51	出雲松江	186,000	家門
元和01	1615	大村喜前	47	48	肥前大村	27,900	外様
寛永160620	1639	前田利常	47	66	加賀金沢	1,192,760	外様
宝永020422	1705	小出英利	47	55	丹波園部	26,711	譜代
元禄050627	1692	森川重信	48	62	下総生実	10,000	譜代
延宝020809	1674	新庄直時	49	52	常陸麻生	27,300	外様
宝永020127	1705	松井松平康官	49	71	石見浜田	50,400	譜代
延宝021116	1674	内藤信良	50	71	陸奥棚倉	50,000	譜代
延宝081215	1680	土井利長	50	66	三河西尾	23,000	譜代

日向佐土原藩では、四代藩主島津忠高が延宝四年（一六七六）八月一日に二六歳で没し、嫡子万吉丸（後の惟久）が一歳の幼少であったため、万吉丸が一五歳になったら家督を譲ることを条件に一三歳の島津久寿（忠高の叔父島津主膳久富の嫡子）が五代藩主に就任し、参勤交代を勤めた。元禄三年（二六九〇）万吉丸が一五歳になったので、五月二九日に番代は解除され、幕命により久寿は三〇〇石を分知されて旗本に召出された。したがって、これは厳密な意味での隠居ではないが、形式的には中継相続による早期隠居と位置づけられる。

細川有孝は、肥後宇土初代藩主細川行孝の三男として生まれ、元禄三年（二六九〇）八月父の死去により一五歳で遺領を相続した。しかし、同一六年九月六日に病気により二八歳で隠居、嫡子興生が五歳で家督を継いだ。有孝自身は享保一八年（一七三三）六月一九日に五八歳で没した。

九鬼隆久は、延宝八年（二六八〇）柳生宗在の二男に生まれ、元禄一〇年（二六九七）五月九鬼副隆（摂津三田三万六〇〇石）の養子となり同年七月二二日遺領を継いだ。同一五年六月一日に戸田忠章の二男隆抵を養子とし、宝永四年（一七〇七）四月一六日に二八歳で致仕し、享保七年（一七三二）六月二三日に四三歳で没した。

次に、三〇歳代の隠居六件のうち、五島盛勝・保科正経の二件は、いずれも隠居ののち三年以内に死去したところからも明らかのように、病気が理由であった。

大関資増は、実は大関高資の三男で、兄清増が病気により致仕したが（慶長元年没、三七歳）、嫡子弥平次（政増）が「幼稚」であったため、成人するまで中継相続することになり、父の遺領下野黒羽二万石を継いだ。慶長一〇年（一六〇五）政増が一五歳になると、資増は三〇歳で隠居して家督を譲り、二年後に没した。

毛利高久は、実は久留島通清の四男で、毛利高重（豊後佐伯二万石）の末期養子となつて天和二年（二六八二）六月二二日に遺領を継いだ。自身も無嗣であったため、元禄元年（二六八八）七月二七日に実弟の助十郎（久留島通清の

六男)を養子とし、同一二年五月二日に三三歳で致仕した。

松平昌親は、初代藩主松平忠昌(越前福井四七五〇〇石)の五男として生まれたが、兄光通が二代藩主就任直後の正保二年(二六四五)一〇月二日に父の遺領の内から吉江二万五〇〇〇石の分知を受けていた。延宝二年(二六七四)三月二四日、光通は弟昌親を養子として遺領を継がせる遺言を残し、福井城中で突然自刃した。しかし、光通には前年江戸に出奔した庶出長子権蔵がいたため、昌親の相続は血統の順位を乱すものとして藩内に反対派が形成され、権蔵を擁する藩士五〇名ほどが脱藩する騒動となった。家老芦田図書・稲葉采女が光通の遺書を奉じて江戸にのぼり、幕府へ陳情した結果、昌親の相続が認められ、同年五月六日藩主に就任した。その後、家中の不服を解消するため、昌親は弟昌勝の長子仙菊(綱昌)を養子として世継ぎと定めたが、藩内の動揺は収まらず、二年後の延宝四年(二六七六)七月二日に昌親は三七歳で隠居して、家督を一六歳の綱昌に譲り後見となった。これは、中継相続に模した早期隠居の形態をとることで決着した事例である。

那須資景は、寛永元年(二六二四)に三九歳で致仕し、一六歳の嫡子資重に下野那須郡内一万四〇〇〇石を譲った。しかし、同一二年三月一五日に資重が三四歳で没したため、無嗣断絶となったが、那須家の由緒を重んじた幕府は、資景に五〇〇〇石を与えた。承応元年(二六五二)二月一八日に資景は再び致仕し、養子資弥(増山正利の弟)に家督を譲った。資重の隠居理由は不明だが、おそらく病氣隠居と思われる。

以上を整理すると、四〇歳未満の隠居事由には次の四つがあったと指摘できる。

① 病氣

② 無嗣を原因とする養子相続のための早期隠居

③ 中継相続による早期隠居

#### ④強制隠居

①は、細川有孝・五島盛勝・保科正経の三例があった。②は、表向きは「病氣」を理由とするが、<sup>(7)</sup>實質的には大名が無嗣であることが家継承の不適合者とみなされ、養子への早期家督譲渡という行為が自主的あるいは強制的に選択されたものであり、京極高盛・織田長明・九鬼隆久・毛利高久の四例があった。③は次章で改めて検討するが、大関資増・島津久寿・松平昌親の二例があった。④の強制隠居は、伊達綱宗の一例である。

右の事由を本質的原因とする隠居は、四〇歳以上の事例の中にも含まれると思われるが、それらは表向きは「病氣」と届けられ、幕府も四〇歳以上の隠居を許容する方針にあったので、四〇歳未満のように問題が先鋭的に現れることはなかったと考えられる。

この点については、土井利隆の事例が示唆的である。正保元年（一六四四）七月一日土井利勝が死去し、九月一日嫡子利隆が遺領を継いだ。しかし、利隆は不行跡が続き、家老大野仁兵衛の諫死を受ける事件などが生じたため、慶安四年（一六五二）から八年間病氣として引き込み、公式行事には弟利直が名代を勤めた。万治元年（一六五八）四〇歳となった利隆は、隠居を願い出て一〇歳の嫡子利重に家督を譲った。<sup>(8)</sup>この経過をみれば、利隆は慶安四年より實質的に押込隠居状態にあり、四〇歳を期して公式に隠居の願いが出されたことになる。つまり、四〇歳まで隠居願いを保留することで、事態を穏便に解決したのであった。

これと対照的なのが、伊達綱宗の隠居事件である。綱宗が二三歳で強制隠居を命じられたのは、利隆の隠居から二年後の万治三年（一六六〇）であった。最年少二二歳という年齢、かつ二〇歳代の隠居の初見である点から見ても、綱宗の隠居事件は、大名隠居の近世的展開を考える上で画期的な位置にあると評価できる。

この事件について、笠谷和比古氏は、第一に、家老・重臣団の一味連判による主君廃立運動という行為形態の存在



が、天下周知のものとなつたということ、第二に、幕府がこれを受け入れたことによつて、右の行為の「正当性」が確認されるといふ反射的効果をもたらした点に歴史的意義を求めている。<sup>(9)</sup>

大筋では認めうる見解だが、土井利隆の事例と比較するならば、四〇歳未満の強制隠居の道が開かれた点での歴史的意義を指摘することができよう。この場合、伊達氏は外様大名であり、土井氏は譜代大名としての地位および意識が、將軍への奉公を放棄する行為である隠居に対して慎重な対応をとらせた可能性がある。しかし、この点を考慮に入れたとしても、伊達綱宗の事件を境に、四〇歳未満の隠居が見られるようになる画期性は動かし難いと思われる。

さらに、綱宗の隠居事件が、一六五〇年以降に大名の隠居が増加する傾向の中で生じたという社会的背景をどう読み解くか、という問題がある。既に述べたように、一六五〇年以降、社会の安定による大名の長命化の流れのなかでライフサイクルの歪みが生じ、武家社会の秩序を維持するための現実的対応が求められた。その解決策が隠居の許容であったが、主従制の放棄と受け止められる隠居を現実的な対応として肯定的に受け止める意識構造の変化を伴うことなしに、隠居行為が武家社会に広く許容されることは不可能であつた。

要するに、まず一六五〇年代以降に安定社会のなかでの大名の長命化によるライフサイクルの歪みが生じ、幕府・大名双方は、隠居行為を主従制の放棄と受け止める否定的認識から、武家社会の秩序維持のための現実的対応として肯定的認識へと変容し、その結果、家綱期に大名隠居が増加する社会現象が生じた。さらに、この変容を受けて、大名の個人的資質（不行跡）によつて引き起こされる社会不安を解消する手段として、四〇歳未満の強制隠居も許容する副次的現象が生み出されたのである。この副次的現象は、強制隠居の問題に限らず、中継相続による早期隠居、無嗣を原因とする養子相続のための早期隠居の増加へと広がりをもせるが、この問題は次章以下で検討したい。

ところで、宝永五年（一七〇八）までに四〇歳以上で隠居願いを提出して不許可になつた事例が四件ある。まず、

寛文三年（一六六三）に金森頼直（飛騨高山三万八七〇〇石）が病気のため髪が束ねられなくなり、四三歳で致仕を願い出た。この時、嫡子頼業は一六歳であり、すでに万治二年（一六五九）に將軍家綱への初目見えを済ませていたが、頼業の「幼少」を理由に頼直の隠居は許されなかった。そこで、頼直は剃髪を願い出て立軒と号し、登營の時は素絹麻袴を服した。それから二年後の寛文五年七月一八日に頼直は没し、同年九月二日に頼業が一八歳で遺領を継いだ。この事例では、四〇歳以上の病気を事由とする隠居願いで、かつ嫡子が初目見えをすませていても、嫡子が一七歳以下の幼少の場合は隠居が許可されない、という幕臣同様の隠居許可条件を外様大名においても確認できる。

寛文一〇年（一六七〇）酒井忠直（若狭小浜二万三五〇〇石）は病気隠居を願い出て、実子忠隆に家督を譲ろうとしたが、四一歳の「年若」を理由に不許可となった。忠直は長兄忠朝の廃嫡により明暦二年（一六五六）父忠勝の家督を継ぎ、寛文八年に甥忠国（忠朝の長子）に一万石を分知したが、筋目からいえば忠国が嫡系であった。忠直が四〇歳を過ぎると早々に隠居を願い出た理由は、中継相続（甥忠国への家督返還）ではなく実子相続を実現したいとする内部分事情にあったと推測される。結局、忠直は天和二年（一六八二）に五三歳で没し、実子忠隆が遺領を相続した。

延宝三年（一六七五）本多康将（近江膳所七万石）が五四歳で病気隠居を願い出て、養子康慶に家督を譲ろうとしたが、「老年に及ばず」として許されなかった。康慶は康将の同母兄康長の子（母は某氏）で、康長が没した時は一二歳の幼少であったため、叔父康将の順養子となり、その娘を室とした。結局、康将は四年後の同七年六月一八日に五八歳で隠居して康慶に家督を譲り、忠恒（康将の実子）に一万石を分知して別家とした。康慶が早期隠居を願い出た理由は、嫡庶の筋目を尊重して中継相続を進めるためであったと考えられる。

延宝七年（一六七九）松平忠昭（丹波亀山三八〇〇〇石）が病気隠居を願ったが、まだ三六歳の若さ（「未だ年若く」）であり、養子忠周（松平忠晴の三男、忠昭の弟）も一九歳の「若輩」のため不許可であった。忠昭は庶出子であり（母

は大八木氏)、嫡出長子忠俊(母は杉原長房の娘)の早世により寛文七年(一六六七)に家督を継いだ。無嗣であったため、弟忠周(母は木村氏)を養子に願ひ出していた。結局、天和三年(一六八三)忠昭が四〇歳で没した後、忠周が二三歳で遺領を継いだ。

以上を整理すれば、金森氏の場合は隠居許可条件の不適合であるが、酒井・本多・松平氏は、いずれも病気を表向きの理由としながら、中継相続、無嗣などの相続上の問題が絡んでおり、これを幕府は不許可とした。このことは、幕府が右のような理由による隠居を許容するように変化したとする先述の理解に矛盾する。

しかし、三者に共通するのは、譜代大名としての地位である。この立場により、相続をめぐる大名家内部の事情よりも、將軍との主従関係を優先する強制力が働き、隠居が不許可になったと考えられる。第6表を見るならば、四〇歳未満の隠居のうち、譜代大名は一例もない。家門では保科正経・松平昌親の二例があるが、残りはすべて外様大名である。保科氏の場合は、隠居と同年に没していることから正経の病気の深刻度が推測される。また、松平昌親の場合は、既述のように家中騒動を收拾するための早期隠居であった。

つまり、諸大名は武家社会に慣習的な隠居許可条件に従って隠居願ひを出し、幕府は病氣・老衰の事由にかかわらず四〇歳以上の大名の隠居願ひは基本的に聞き届け、一九六〇年以降は病氣以外の理由による四〇歳未満の隠居も許容するよう変化したが、一方で家門・譜代大名は將軍との主従関係が大名家内部の問題よりも重視され、家中騒動などの特別の場合を除いて四〇歳未満の早期隠居は極力忌避されたとまとめることができよう。

註(第二章)

- (1) 進士慶幹「近世武家社会と諸法度」(四七頁)。
- (2) 中田薫「徳川時代の家督相続法」(法制史論集)第一卷。
- (3) 氏家幹人氏の分析によれば、大名の隠居年齢の平均は、一六〇〇年から一六九九年は六〇・九歳、一七〇一から一七四九年までは五三・九歳、一七五〇から一七九九年までは四七、四歳、一八〇〇年以降は四五、八歳と低下傾向を辿るといふ(「殿様と鼠小僧 老侯・松浦静山の世界」中公新書一〇〇四、一九九一年、六八頁)。
- (4) 一六五一〜一六〇年までの間の隠居大名一五件のうち、初代から二代へ家督を譲った事例は五件、一六六一〜一六七〇年の間の隠居大名三五件のうちでは七件であるが、真田・安藤の二事例を除けば、いずれも慶長八年以降に取立立てられた新規大名の初代から二代への家督譲渡である。
- (5) 藤井讓治「江戸開幕」集英社版日本の歴史12(集英社、一九九二年、二〇六〜二二二頁)。
- (6) 天和三年閏三月六日、綱昌は「失心」を理由に所領没収となり、昌親には越前家の由緒を考慮して、二五万石と福井城が与えられ、昌親は再勤することになった。
- (7) 無嗣であること、つまり性的不能の状態を「病弱」「病氣」と表現した可能性もあるが、性的不能を病氣と捉えるよりは、家継承の不適格者とみなす方が本質的であろう。
- (8) 利隆とともに寛永十二年(一六三五)から同一五年まで「六人衆」を勤めた酒井忠朝は、慶安二年(一六四九)に不行跡のため父忠勝の勘気をうけ、廃嫡の上、蟄居となつている。
- (9) 笠谷和比古「主君「押込」の構造 近世大名と家臣団」平凡社選書二一九(平凡社、一九八八年、九二頁)。

## 第三章 単独相続と分知相続

本章では、江戸幕府の武家法において嫡出長子単独相続法がおこなわれたとする法制史の見解<sup>(1)</sup>に対して、近世前期の大名の分知相続の実態を分析することで再検討を試みたい。本題に入る前に、中田薫氏の研究<sup>(2)</sup>をもとに、幕府法における武士の相続手続きを整理しておく。

幕府法の原則では、出生届けがない男子を嫡子又は養子に願ひ出る事はできなかったが、必ずしも出生届けを出す義務はなかったため、妾腹男子(庶出子)の場合は、特別の必要が無い限り出生届けを出さなかった。嫡出子・庶出子共に、後日にその必要が生じた場合は、丈夫届けを提出すれば出生届けと同一に取り扱われた。丈夫届けを提出する時には、出生届けを出さなかった理由として、本人が虚弱であり、成長の見込みが立たなかったと記載するのが常例であった。

幕府法における武士の嫡子には、法定嫡子・届出嫡子・願出嫡子の三種があった。法定嫡子は生得嫡子ともいい、正妻との間に生まれた男子のことである。届出長子が出生する以前に妾腹の男子が生まれた場合、出生届けには後日正妻に男子が出生した時に右の庶子を二男に定むべき旨を付記しておく必要があった。その後、法定嫡子が出生しなかつたり、早世、廃嫡させられた場合などには、庶子を嫡子に指定する旨の届けを提出した。これを届出嫡子という。幕府法では、嫡子(法定・届出)が早世し、あるいは廃嫡された場合に、嫡子の身分は血統の自然的順序により決定されるわけではない。相続人は嫡庶長幼の順に従って、嫡子に選定されるべき法定順位が定まっていただけであり、被相続人がこれを願ひ出る必要があった。この手続きにより嫡子に認定された者を願出嫡子という。

第7表 分知相続内訳

	件数	累計	新田	人数	諸子	兄	弟	叔父	甥	養子	義兄	養父	その他
1603～10	5	5	(0)	10	1	0	5	1	0	0	0	0	3
1611～20	15	19	(0)	25	3	1	19	1	1	0	0	0	0
1621～30	10	29	(1)	20	0	1	16	0	2	0	0	0	1
1631～40	25	54	(2)	35	5	1	24	1	3	0	0	0	1
1641～50	27	81	(3)	37	1	1	34	0	0	0	0	0	1
1651～60	28	109	(5)	44	0	0	28	9	1	2	0	0	4
1661～70	30	139	(9)	47	0	1	43	0	1	0	0	0	2
1671～80	28	167	(18)	32	0	1	25	5	0	0	1	0	0
1681～90	20	187	(12)	25	0	0	20	0	0	1	1	1	1
1691～00	10	197	(4)	16	0	1	11	4	0	0	0	0	0
1701～08	9	207	(3)	10	0	0	8	1	1	0	0	0	0
	207		(57)	301	10	7	233	22	9	3	2	1	13

註1. 「新田」は新田分知を表し、「件数」の中に含まれている。

註2. 「人数」は「諸子」から「その他」までの人数の合計である。

註3. 「その他」は従兄弟、従祖祖父、大叔父など。

基本的順位は、孫、次男以下諸子、傍系親族の順であった。孫の相続は、祖父の養子となる嫡孫養子願か、いわゆる嫡孫承祖願を提出して相続人に選定した。ほとんどが祖父の養子とならずに嫡孫のまま相続する嫡孫承祖の形態をとった。嫡孫承祖が不相当である場合には、被相続人は先嫡子の兄弟である諸子の内一人を特別の事由がない以上は嫡庶長幼の順序に従って嫡子に願い出た。さらに、被相続人に孫も子もない場合、或いは彼らが相続人として不相当な場合には、傍系親族から相続人を願い出る場合もあった。

江戸時代の大名の相続は、嫡子単独相続が基本であった。しかし、嫡子の選定にもれた者にも知行を分配する場合があり、大名は分知願いを提出して幕府から許可を受けた。中田氏によれば、「徳川の初期には旗本の家でも次男三男弟甥等への分知を願い出て、許可された例が多数あったが、後世には次第に少数となり、大名の間に稀にこれをみるに止まった」と述べている。

第7表は、慶長八年（一六〇三）から宝永五年（一七〇

八) まで大名の分知による相続件数と相続人の人数を一〇年単位で統計したものである。分知の総数は二〇七件で、相続全体(九九七件)の二〇・八パーセントにあたる。逆にいえば、七九〇件は嫡子単独相続であった(嫡出長子単独相続ではない点に注意)。ただし、たとえば三人の弟に分知があった場合、これを三件ではなく一件として数えたので、実際に分知を受けた人数は件数を上回り、三〇一人となる。分知相続は近世初期から増加の傾向にあったが、寛文期(二六六―七〇)をピークに以後は減少に向かう傾向にある。

「寛政重修諸家譜」をもとに慶長四年(一五九九)から寛政一〇年(一七九八)まで二〇年単位で統計をとった鎌田氏の分析でも、江戸初期には分知例が相当数見られ、延宝七年(一六七九)から元禄十一年(一六九八)にピークがあり、元禄―享保期を境として分知例は急激に減少し、元文四年(一七三九)以降は皆無になるという。鎌田氏の統計には旗本も含まれるため、大名のみを統計した第7表とは分知のピーク期に若干のズレがある。旗本の場合は寛文印知の影響を受けないので、その後も分知が減少することなく続けられ、以後全体として減少傾向にむかったものであろう。ただし、享保期以降に分知が皆無になるという指摘は、厳密には朱印分家に限られるものである。松平秀治氏の研究によれば、本藩の石高の減少を伴わない内分分家は宝永元年(一七〇四)以降にも一三家が創出されている。

鎌田氏はまた、分知が激減する享保期に幕府が分知制限令を出した形跡はないとし、諸藩の分析から享保期に分知が激減する理由を①経済的条件と②奉公勤務上の条件の二つにあるとした。①は、江戸中期には分割相続を可能とする加増が期待できなくなったため、家臣側から分知願いをなしえなくなったためであり、②は中期以降に役高による職階制が成立すると、家禄相当の役高を維持せねばならず、財政窮乏により分知願を許可し得なくなったためという。

大名の場合、①については同様のことが指摘できるが、②については家格維持の問題ということになる。近世初期の大名の分知は、本高の内から対応の石高を分知していたが、次第に新田高を分知するようになる。その初見は、

管見の限り寛永五年（一六二八）、溝口宣直が越後新発田五万石を遺領相続した時に、弟宣秋に六〇〇〇石、同宣俊に五〇〇〇石、同宣知に四五〇〇石を新田で分知した事例である。正保元年（一六四四）には、松平清道が播磨姫路新田三万石を立藩する例などがあるが、新田分知が急増するのは寛文四年（一六六四）以降で、以後の分知の約半数近くを新田分知が占めるようになる（第7表「新田」の項目参照）。

周知のように、寛文四年（一六六四）には諸大名の領知改め（寛文印知）が行われ、表高（公称高）が確定し、石高規模による大名の家格が定まった。この後は、分知による本藩領知高の減少は、家格の変更という問題を引き起こすことになった。寛文四年七月一八日に備中松山を相続した水谷勝宗の場合は、弟勝能に二〇〇〇石を分知したため石高は四万八〇〇〇石に減少したが、のちにこれを新田高で補い五万石に復帰した。酒井忠挙が天和元年（一六八一）二月二七日に上野前橋を家督相続した際も、弟忠寛に二万石を分知して一三万石となったが、宝永四年（一七〇七）に新田高を加え一五万石に復帰した。こうした分知による本高の減少に対して、新田高を加えることで家格を維持する方式もとられたが、多くは最初から新田高を分知して本藩の家格の維持を図った。寛文印知は大名の家格の序列化をもたらしたと同時に、大名の相続形態において新田分知を定着させる契機にもなったのである。

次に、第7表の分知相続人の内訳を中心に、関連する事例なども取り上げながら、嫡子以外の相続についての問題点や特質を具体的に検討してみたい。なお、以下の記述では、繁雑ではあるが、諸子の將軍への目見え記事に注目している。將軍に目見えを果たした者は、家臣にくだったり、直参以外の家に養子に出ることはできなかった。諸子が目見えをしたかどうかは、親がその子の将来をどう考えていたかを端的に示すからである。また、検索の便を考えて、主要人名を太字にしている。



## 1、諸子への分知

中世社会における多くの相統争いは、いまだ嫡出長子単独相統の原則が確立せず、被相続人の自由な意思による嫡子選定が支配的であったことを示しているが、江戸時代には嫡出長子単独相統の形態が徹底したことにより、嫡出長子の庶子に対する優位性は圧倒的であったといわれる。<sup>(5)</sup>しかし、中世戦国期に引き続き能力主義の要請が強かった江戸初期においては、嫡庶の筋目を無視するような相統が、將軍の強力な意思によって命じられたこともあった。たとえば、井伊直孝の嫡出長子直勝は病弱のため大坂の陣への出陣ができなかったため、家康は元和元年(一六一五)二月に庶子直好に本家彦根一八万石を継がせ、直勝には上野安中三万石を与えている。

嫡出子がありながら、庶長子が本家を継いだ事例では、池田家の事例がある。池田利隆は、天正二二年(一五八四)に輝政と中川清秀の娘との間に長男として生まれたが、輝政は文禄三年(一五九四)豊臣秀吉の命令で徳川家康の娘督姫を正室とし、慶長四年(一五九九)に忠継が生まれた。そのため、忠継が嫡子となり、同八年正月五歳で備前岡山二八万石を新規に与えられて大名となった。同一八年正月二五日輝政が没すると、六月六日に利隆は播磨姫路四二万石の遺領を継ぎ、忠継に遺領の内一〇万石を分知し、幼少の忠継にかわり備前国の国政を沙汰するよう家康より命じられた。<sup>(6)</sup>この事例は、本来の嫡出長子が中央政権との関係で庶長子に変更させられる事態が生じ、これに対して徳川氏が優遇処置をとったものである。

逆に、庶長子が新規取立てになった事例では、伊達家の事例がある。慶長一九年(一六一四)一月二八日家康は、伊達秀宗(政宗の庶長子、二四歳)に伊豫宇和島一〇万石を与えて大名に取立てている。

この三例は、いずれも將軍家康と各大名との個別の關係をもとに政治的に決定された近世初頭の特殊事例といえる。

その場合に、嫡子・庶子の一方を新規に取立てており、形式的にも分知ではないが、のちに本支藩関係が成立する点からいえば近世初期に限定的な分家創出の一形態と位置づけられる。伊井家の事例と併せて考えれば、慶長・元和期には嫡庶長幼の序の区別はあったが、絶対視はされていかなかったことがわかる。その方針は、たとえば二代將軍に三男秀忠が選出された経過などにも端的に現れている。

次に、被相続人（親）が存命中に嫡子以外の諸子（庶長子、嫡出次男以下）に分知した事例は、次の五件（八名）がある。

真田信之は、慶長一九年（二二四）頃庶出長子信吉（母は某氏）に上野沼田三万石を分知したが、信吉は寛永一一年（一六三四）に三八歳で没した。信吉の嫡子熊之助（母は酒井忠世の娘）が四歳で遺領を継ぎ、家光に拜謁したが、同一五年七歳で早世し、二男兵吉（信利、母は某氏）は四歳であつたため、信之は嫡子（嫡出次男）信政に二万五〇〇石を相続させ、孫の兵吉には五〇〇〇石を分知した。明暦二年（二六五六）一〇月晦日に信之は九一歳で致仕し、信政が六一歳で信濃松代一〇万石家督を継ぎ、甥信利に二万五〇〇〇石を分知して沼田藩三万石を再興させた。<sup>2)</sup>

徳川頼房は、故あつて寛永一〇年（二六三三）に長子頼重を越えて三男光國を嫡子として届けたため（次男は早世）、同一六年一八歳の頼重に常陸下野五万石を分知した。頼重は、同一九年讃岐高松二万石に加増・転封となつた。光圀は寛文一一年（二六七二）六月、兄頼房の嫡子綱条を水戸本藩の嫡子に迎え、実子頼常を頼重の養子とすることゝ嫡系の復活を図り、元禄三年（二六九〇）隠居して綱条に家督を譲つた。

鍋島勝茂の庶出長子元茂（母は小西氏）は、元和三年（二六一七）三月に一六歳で父の領知の内から肥前小城七万三二〇〇石の分知を受けた。勝茂の二男・三男は早世し、四男忠直（母は家康養女高源院）は元和三年三月二八日に秀忠に初目見えし、秀忠の一字と松平姓を与えられたが、寛永一二年（二六三五）正月二八日に二三歳で没した。忠直に

は、同九年に嫡子光茂（母は松平忠明の娘）が生まれていたが、わずか四歳であったため、勝茂は五男直澄（母は高源院を嫡子にすることを考えたが、元茂や家老多久安順の反対により、同十二年一月二十五日に直澄の家光への初目見えを済ませ、同十六年肥前蓮池五万二千二百五石を分知した。同十九年には九男直朝（母は高源院）に肥前鹿島二万石を分知し、こうして佐賀藩は小城・蓮池・鹿島の三支藩が成立した。明暦三年（一六五七）二月十九日に勝茂は嫡孫光茂（二六歳）に家督を譲り、同年三月二十四日に七八歳（一説、七四歳）で没した。

牧野忠成は、寛永一四年（一六三七）六月二日に嫡子光成（母は永原道真の娘）が二四歳で没したため、嫡孫忠成（母は本多俊次の娘）を同十六年一月一日に五歳で家光に初目見えさせた。既に寛永一一年（一六三四）に二男康成（光成の同母弟）に一万石、四男定成（母は某氏）に六〇〇〇石の新田を分知していたが、承応三年（一六五四）一二月一六日に忠成が七四歳で没すると、康成と五弟忠清（母は某氏）が相続権を主張して忠成と争い、明暦元年（一六五五）二月一六日に幕府の裁許により、忠成が祖父の遺領越後長岡七万四〇〇〇石を二一歳で継ぐことに決定した。

九鬼守隆は、嫡出長子良隆（母は原宗忠の娘、寛永一一年没三〇歳）を寛永九年（一六三二）病気のため廃嫡し、同年八月三日に一五歳の末子（五男、母は某氏）で出家中の久隆を還俗させ良隆の養子とし、二七日に家光に初目見えを済ませた。その後、守隆は九月一五日に久隆への遺領相続（形式的には嫡孫承祖）を遺言して六〇歳で没した。良隆の同母弟貞隆（守隆二男）は同八年に早世（享年二四歳）、三男隆季（母は某氏）は父守隆と不仲のため伊勢飯野に捨扶持一万石を与えられていたが、守隆の死後は、遺領相続をめぐって家臣一三人衆とともに幕府に出訴した。四男隆重（母は某氏）は寛文元年（一六六一）三月二十八日に隆季の所領の内五〇〇石を分知されており、隆季派に与していたと見られる。寛永一〇年三月五日に幕府は守隆の遺言通り久隆の相続を認めたが、撰津三田三万六〇〇〇石へ所替えを命じ、隆季には丹波綾部に二万石を分知させた。<sup>8)</sup>

## 2、兄への分知

嫡子が相続した際に兄へ分知した事例は、相続と同時期に分知する場合と、相続からしばらくして分知をする場合とがある。

まず、相続と同時期に分知した事例は、次の五件（五名）である。

久松松平忠憲（母は酒井家次の娘）は、寛永元年（一六二四）六月に五歳で美濃大垣五万石の遺領を継いだ。九月に「幼稚」を理由に信濃小諸四万五〇〇〇石に移され、この時五〇〇〇石を庶兄忠利（母は某氏、二〇歳）に分知した。忠利は元和九年（一六三三）に秀忠が上洛した際に大垣で初目見えを済ませており、分知後は寄合に列した。

浅野光晟（母は家康養女振姫）は、寛永九年（一六三二）一〇月二十九日に一六歳で安芸広島四二万六五〇〇石の遺領を相続したが、十一月朔日に將軍家光に襲封の礼を終えた翌日に、庶兄長治（母は某氏、一九歳）に備後三次五万石を分知した。長治は元和五年（一六一九）六歳で秀忠への初目見えを済ませており、寛永七年従五位下因幡守に叙任されているので、分知は父長晟の意向であったと思われる。

本多利長（母は井上正就の娘）は、正保二年（一六四五）閏五月二十六日に一一歳で遺領三河岡崎五万石を継ぎ、庶長子助久（母は某氏）に四五六〇石、同母弟利朗に二〇〇〇石を分知した。助久は寛永一五年（一六三八）に家光に初目見えを済ませていた。

京極高或（母は酒井忠替の娘）は、元禄七年（一六九四）六月一八日に三歳で讃岐丸亀五万一四六七石を遺領相続し、四歳の庶兄高通（母は塩津氏）に讃岐多度津一万石を分知し、同一五年四月一五日に兄弟ともに綱吉に初目見えを済ませた。

片桐貞昌の嫡出次男信明(母は大久保忠常の娘)は病氣廢嫡となり栗原を称し、同母弟の三男貞房が嫡子となり、延宝二年(一六七四)一月一九日に大和小泉一万一二九石の遺領を相続した。この時、庶兄信隆(母は青木氏)は一〇〇石を分知され、別家となり下条を称した(後に片桐に復す)。

次に、相続後しばらくして分知した事例は、次の二件(二名)である。

田中忠政は、慶長一四年(一六〇九)四月に二五歳で筑後柳川三二万五〇〇〇石の遺領を継いだ。これは嫡出長子吉次が父吉政と不和となり廢嫡され、次男吉信は家臣となり、三男康政は病氣のため嫡子とされなかつた。しかし、元和三年(一六一七)康政は同母弟忠政の相続を不服とする訴訟をおこし、幕府は康政に三万石を分知させた。<sup>(10)</sup>

亀井茲政は、元和五年(一六一九)父政矩の遺領石見津和野四万三四六八石を三歳で継いだ。幼少のため、同七年秀忠は祖母および母(松平康重の娘)の養育を国元で受けるよう命じ、茲政は津和野に帰国した。寛永三年(一六二六)秀忠・家光が上洛した時、初目見えを果たした。茲政の四歳上の庶兄経矩(母は某氏)は、同七年二月二八日に秀忠に初目見えし、後に書院番士に召しだされ、慶米二〇〇俵を得た。万治三年(一六六〇)一月二六日一〇〇俵を加えられたが、寛文五年(一六六五)茲政から三〇〇〇石の分知をうけ、慶米は収公となった。

以上のように、兄が分知を受けたのは七件(七名)と少ない。統計的に確実なことはいえないが、庶兄が分知を受けない事例も少なからずあったものと思われる。たとえば、立花鑑虎(母は松平忠宗の娘)は、寛文四年(一六六四)閏五月七日に二〇歳で筑後柳川一〇万九六〇〇石の家督を継いだ。鑑虎は忠茂の四男で、兄二人が早世し、三兄茂虎(母は光行氏)は庶子のため家督たらず、子孫の代に家臣になった。

鍋島直澄の二男直之(母は松平忠明の娘)は、寛文六年(一六六六)二月二八日に二四歳で肥前蓮池五万二六二五石の家督を相続した。長兄直守(母は某氏)は庶子のため家督たらず、家臣となった。三弟之治(母は大塚氏)は家臣

鍋島直守の養子、四弟之映（母は某氏）は家臣鍋島貞恒の養子、五弟直称（母は伊香賀氏）は直之の養子、六弟之徳（母は某氏）は家臣となつてゐる。また、同じ嫡出子でも、家臣になる場合、他家へ養子に出る場合、僧侶になる場合などがあり、庶子と変わらない待遇を受けてゐる。<sup>(1)</sup>

嫡出長子が出生しない、あるいは嫡子の早世、廃嫡のため、庶子が嫡子になる例は初期からかなりある。特殊な事例では、佐竹義格（母は布施氏）は、嫡子長子義苗（母は松平直政の娘）が元禄十二年（二六九九）に早世、嫡出次男の叙胤は相馬昌胤の養子となつてゐたため、庶子ながら同一三年一月二五日に嫡子となり、同一六年八月二日に一〇歳で出羽秋田二〇万五八〇〇石の遺領を継いだ。また、庶長子が嫡子となる場合には、嫡子届けを幕府に提出するだけでなく、嫡母のもとで育てられるケースもある。たとえば、溝口重元は、庶長子（母は三枝氏）のため嫡母（酒井忠勝の娘）の養いとなり、宝永三年（二七〇六）七月一九日に二七歳で越後新発田五万石の家督を継いだ。

青木重矩（母は祖父青木重兼の娘）の場合は、元禄六年（二六九三）一〇月一日に摂津麻田一万石の遺領を継いだ。庶兄直正（母は某氏）は、寛文四年（二六六四）四月一三日に家綱に初目見えを済ませており、その翌年に重矩が生まれた。將軍目見えを済ませた者は家臣に下ることはできないので、直正は叔父青木直澄の養子となり、寛文七年二月一五日に養父の家督（美濃・摂津内五〇〇〇石）を継いだ。

### 3、弟への分知

弟への分知は二三人ともっとも多く、分知相続の約七八パーセントを占める。「弟への分知」は、もっとも一般的な分知形態であつたと位置づけられる。分知高の最大は、寛永一六年（二六三九）六月二〇日に前田利次が越中富山一〇万石を得ており、最小は元禄七年（二六九四）三月六日に小堀政峯が三〇〇石余を得ている。分知高には嫡庶

長幼に基づいて格差が設けられることが多かった。

たとえば、万治元年（二六五八）二月二八日に四弟に分知した永井尚征（母は内藤清成の娘）は、新田高を合わせた山城淀一〇万六九〇〇石の遺領のうち七万三六〇〇石を継ぎ、三弟尚庸（母は内藤清成の娘）に二万石、四弟直石（母は某氏）に七〇〇〇石、五弟尚春に三三八〇石（母は某氏）、六弟尚申（母は某氏）に三〇〇〇石を分知した。二弟尚保（母は内藤清成の娘）は病氣、七弟某（母は某氏）は僧、八弟の尚盛（母は某氏）は家臣になった。<sup>(12)</sup>

初期の小大名のなかには、弟に分知をしたために旗本化した者もいた。<sup>(13)</sup> 慶長九年（二六〇四）八月二三日に大島光義（外様）が九七歳で没し、遺領美濃関一万八〇〇〇石のうち、嫡子光成に七五〇〇石、二男光政に四七一〇石、三男光俊に三二五〇石、四男光朝に二五五〇石を分知して旗本化した。元和三年（二六一七）五月に長谷川守知（外様）が没し、遺領美濃国内一万石余を嫡子正尚に七〇〇〇石、二男守勝に三一〇石を分知して旗本化した。寛永二年（二六二五）には仁賀保孝誠（外様）の遺領出羽仁賀保一万石を嫡子良俊に七〇〇〇石、二男誠政に二〇〇〇石、三男誠次に一〇〇〇石を分知して旗本化した。寛永一七年（二六四〇）九月一四日には三枝守昌（譜代）の遺領安房国内一万石のうち、嫡子守全に七〇〇〇石、二男頼増に三〇〇〇石を分知して旗本化した。万治二年（二六五九）六月一六日には生駒高俊（外様）が没すると、寛永一七年の改易後に賄料として与えられていた出羽矢島一万石を嫡子高清に八〇〇〇石、二男俊明に二〇〇〇石を分知して交代寄合となった。正保三年（二六四六）三月二六日には柳生宗矩（譜代）が没し、嫡子三蔵に八三〇〇石、三弟宗冬に四〇〇〇石を分知した。慶安三年（二六五〇）三月二一日に三蔵が四四歳で没し、無嗣であったため、弟宗冬が本知八三〇〇石を継ぎ、四〇〇〇石は収公された。宗冬は寛文八年（二六六八）に一七〇〇石の加増を受け、一万石の大名に復帰・再興した。

いずれも一万石余の小大名が分知した結果、旗本化したケースであるが、正保三年（二六四六）の柳生家の例を最

後にこうした形態の分知は見られなくなる。そのため、分知による旗本化という現象は、寛文期に家格が固定化する以前に特徴的に見られた分知形態と位置づけられよう。

#### 4、叔父への分知

これまで見たように、嫡子が相続した際に他の兄弟への知行の分配が分知相続の一般的形態だったと位置づければ、嫡子の子の相続時に叔父に分知をするのは異例であり、何らかの理由があったことが予想される。以下、それぞれに検討してみたい。

①成人後に分知 この形態は、嫡子が相続時に弟が幼少であったため、嫡子の子が(甥)相続した段階で叔父に分知となるもので、四件(六人)が確認できる。

小出三尹(一五八九年生まれ)は、慶長九年(一六〇四)二歳年上の甥小出吉英(一五八七年生まれ)から和泉陶器一万石を分知された。

立花貞蔵(母は伊達忠宗の娘)は、同母兄鑑虎が寛文四年(一六六四)に家督を継いだ時は五歳であり、延宝四年(一六七六)に家綱に初目見えし、元禄九年(一六九六)甥鑑任が一四歳で筑後柳川一〇万九六〇〇石を遺領相続した翌年六月一四日に三八歳で新田五〇〇〇石を分知され、寄合に列した。

土井利重(母は某氏)は、万治元年(一六五八)九月七日に一〇歳で父利隆の致仕をうけ、下総古河一三万五〇〇〇石のうち一〇万石を継ぎ、弟利益(母は中川氏、九歳)に一萬石、叔父利長(母は某氏、二八歳)・同利房(母は某氏、二八歳)に各一萬石、叔父利直(母は某氏、利隆の同母弟、二三歳)に五〇〇〇石を分知した。ただし、正保元年(一六四四)に利隆(二六歳)が遺領を相続した際に、利長・利房(一四歳)に各一萬石、利直(八歳)に五〇〇〇石を分知し



ていた。

稲垣重昭 (一六三六年生まれ) は、承応三年 (一六五四) 三月三日に祖父の遺領三河刈屋二万石を一九歳で相続し、叔父茂門の嫡子昭友 (一六五八年生まれ) に三〇〇〇石を分知し、寛文二年 (一六七二) 九月二三日に五歳年下の叔父重氏 (一六四一年生まれ) に新田一五〇〇石を分知した。

② 嫡孫承祖による分知 嫡孫承祖とは、嫡子が早世、あるいは廢嫡となった場合に、嫡孫に相続優先権を与えて祖父の相続を認める相続の一形態である。父子相続が相続の原則であった中世社会では、祖父の養子となる嫡孫養子の形をとることで父子相続の形態を維持していたが、近世ではもはや祖父の養子とすることなく、孫の地位のまままで代襲相続 (嫡孫承祖) がおこなわれる場合が多い。<sup>(14)</sup> この後者の際に、嫡子の兄弟 (叔父) に対して分知をする事例が六件 (二〇人) ある。

石川憲之 (母は堀尾忠晴の娘) は、慶安三年 (一六五〇) 七月八日に父廉勝が四七歳で没し、同年十二月二四日に祖父忠総が六九歳で没したため、翌四年四月四日に一八歳で祖父忠総の遺領相続を許されたが、近江膳所七万石から伊勢亀山に移され、叔父 (父の同母弟) 総長に一万石、同貞当に七〇〇〇石、同正総に三〇〇〇石を分知して、本知は五万石となった。

堀直定 (母は土井利勝の娘) は、寛永一五年 (一六三八) 七月一七日に父直次 (母は松平近清の娘) が二五歳で没したため、嫡孫承祖を願ひ出て許され、翌年一〇月二日に四歳で祖父直寄の遺領越後村上一〇万石を相続した。この時、寛永三年に秀忠・家光への初目見えを済ませていた叔父の直時 (母は松平近清の娘、二四歳) に三万石を分知した。その後、直定は同一九年三月二日に七歳で没したため堀家は無嗣断絶となった。

森長成 (一六七一年生まれ) は、貞享三年 (一六八六) 五月二七日に一六歳で津山美作二八万六五〇〇石の家督を継

いだ後、元禄七年（二六九四）八月二日に一歳年下の叔父長直（二六七二年生まれ）に一五〇〇俵を分知した。この場合は、①の形態に分類することもできよう。

加藤泰恒は、寛文八年（二六六八）父泰義の死去により嫡孫承祖となり、延宝二年（二六七四）二月二五日に一八歳で祖父泰興の家督を継ぎ、伊予大須六万石を得た。この時、叔父泰堅、同泰茂に新田各一五〇〇石宛を分知した。

内田正偏（母は青山幸実の娘）は、元禄七年（二六九四）五月一日に父正勝が二八歳で没し、同一二年二月四日に祖父正衆も五五歳で没したため、同年三月二九日に祖父の遺領下野鹿沼一万三〇〇〇石を継ぎ、叔父正長に一五〇〇石、同久世正広（正衆四男、久世広之の養子）に五〇〇石を分知した。正長は元禄六年九月朔日に綱吉へ初目見えを済ませていたが、正広は分知後の四月一日に初目見えを果たしている。

土方豊義（母は織田長頼の娘）は、元禄十一年（二六九八）五月二三日に父豊高が三七歳で没したため嫡孫承祖となり、翌年六月二八日に家綱に初目見えを果たした。宝永二年（二七〇五）七月晦日に祖父雄豊が六九歳で没したため、九月二三日に祖父の遺領伊勢孤野一万一〇〇〇石を継ぎ、叔父久長に一〇〇〇石を分知した。久長は延宝六年（二六七八）に一五歳で家綱への初目見えを済ませており、分知後は寄合に列した。

③後见人への分知 相続人が幼少の場合はしかるべき後见人がたてられたが、叔父を後见人に認定した場合には、それへの分知がおこなわれた。この事例は、五件（五人）である。

近藤政成（実は堀秀政の四男）は慶長九年四月五日、養父重勝の遺領一万石（信濃内）を相続し、元和四年（二六一八）六月二二日に三一歳で没した。嫡子重直は同年二月一三日に七歳で秀忠への初目見えを済ませたが、「幼稚」を理由に、信濃国高井郡川中嶋に五〇〇〇石を与えられ、寄合に列した。残りの五〇〇〇石は、伯父堀親良に与えられ、重直が成長するまで後見するよう命じられた。

西尾忠成(母は松平伊昌の娘)は承応三年(二六五四)二月二日に二歳で遺領駿河田中二万石を継いだ。幼穉であるため叔父忠知に補佐を命じられ五〇〇〇石が分知された。忠知は明暦二年(二六五六)忠成に代わり田中に赴いている。延宝三年(二六七五)六月一二日忠知は五七歳で没したが、嫡子忠幸は病者のため、五〇〇〇石は忠成に返付された。

五島盛勝は明暦元年(二六五五)二月九日に一歳で肥前福江一万二五三〇石の遺領を継ぎ、二六日家綱への初目見えを果たしたが、「幼弱」の間は叔父盛清が名代として参勤交代し、政事を輔けるよう幕府から命じられ、二月一九日盛清に三〇〇〇石を分知した。盛清は承応三年(二六五四)三月二六日に家綱への初目見えを果たしており、分知後は柳間詰・交代寄合に列した。万治三年(二六六〇)二月盛勝が成人(二六歳)すると、盛清の後見は解除されたが処遇が決まらず、幕府の裁許を得て盛清には五島領知高の五分の一を与え、旗本領として独立させることになった。寛文元年(二六六一)四月幕府は盛清に起請文を提出させ、居所を富江と定めた。

蜂須賀隆重は、父忠英の願いにより正保元年(二六四四)五月七日に家綱の小姓に召し出され、のち本城務めとなり、明暦三年(二六五七)には詰衆となり、粟米三〇〇〇俵を得た。嫡兄光隆が寛文六年(二六六六)五月二七日に没し、嫡子綱通が阿波徳島二五万七〇〇〇石を一一歳で継いだ。延宝六年(二六七八)七月晦日に二三歳で死去した。急遽、従兄弟綱矩(叔父隆矩の嫡子)を末期養子に迎え、一〇月七日に一八歳で養父の遺領を継いだ。その当日、叔父隆重(系図上は大叔父)に「綱矩若年たるにより、政治を沙汰すべきよし」を幕府老中より命じられ、一九日に新田五万石の分知を受け、阿波富田を居所とし、先の粟米は収公され、詰衆も免じられた。元禄四年(二六九二)閏八月二八日に後見を辞した。

伊達綱村(母は三沢氏)は、万治三年(二六六〇)八月二五日に父綱宗が強制隠居となり、「実子」たるをもつて家

督相続を許されたが、二歳の幼少のため、大叔父宗勝（母は多田氏、政宗九男）、叔父田村宗良（母は某氏、綱宗の庶兄）を後見とし、各三万石を分知させた。

③中継相続による分知　中継相続とは、嫡子孫が幼少の場合に成長するまでの期間を別に相続人を立てて後見的に中継相続するもので、幼少子孫を中継人の養子（順養子）とする場合と、養子にせず純粹に中継をする場合とがあった。後者の純粹中継相続の場合には、叔父たる中継相続人から家督の譲渡があつた際に叔父に分知があつた。

阿部定高（母は松平定勝の娘）は、慶安四年（一六五二）八月一四日に一七歳で武蔵岩槻九万三〇〇〇石の遺領を継ぎ、同母弟正春に新田一万六〇〇〇石を、従弟正令（いよ）に新田六〇〇〇石を分知した。万治二年（一六五九）死去にあたり、嫡子正邦（母は某氏）は二歳の幼少であつたため、弟正春に遺領相続を願ひ出て、正月二三日に二五歳で没した。正春は四月一八日に遺領相続を許され、先の知行と併せて二万五〇〇〇石余を領し、甥正邦が成長した後には必ず定高の遺領を相続させる旨を將軍家綱に言上した。寛文十一年（一六七二）二月一九日に、正春は定高の遺領九万九〇〇〇石を一四歳の正邦に譲り、正春は元の一万六〇〇〇石を領して別家となつた。しかし、実際には正春が領知を譲ろうとしないため、親族の阿部忠秋が正春を諫めて家督を譲らせたといわれている。<sup>15</sup>

純粹中継相続による叔父への分知の事例は、右の一例のみである。それは、第一に順養子制をとる事例が多く、形式的には次項で述べる養父への分知の形態がとられたことによるが、第二には右の正春の場合と同様に、中継相続人が庶子相続を正当化し、自己の実子による相続を実現しようとする力学が働くからである。その結果、甥への分知という逆の分知形態を派生させることになる。

第三には、順養子制の場合にも同様に見えることだが、第二章で述べた隠居に対する認識の問題がある。小笠原忠真は、元和元年（一六一五）大坂の夏の陣で、父秀政と嫡出長子の兄忠脩がともに戦死した。忠脩の嫡子幸松丸は元

和元年生まれの幼少であったため、忠脩の同母弟の忠真が七月一七日に信濃松本八万石の遺領を相続した。同三年七月二八日に忠真は播磨国明石一〇万石に移り、幸松丸も忠真のもとで養育された。幸松丸は寛永元年(一六二四)一〇歳で秀忠への拜謁を済ませ、同三年八月に忠真は、幸松丸とともに上洛し家督讓渡を願い出たが、秀忠はこれを許さず、幸松丸には別に播磨国龍野に六万石を与えて大名とした。この事例では、秀忠は中継相続による忠真(譜代)の早期隠居を認めず、庶子相続を正統とし、嫡系幸松丸には別家を立てさせて対処したのである。

このように、中継相続が積極的に支持されるためには、まず隠居が肯定的に許可される社会認識の変容が必要であった。特に、譜代大名の場合には、四〇歳未満の隠居は忌避される状況があった。そのため、中継相続の第三の形態として、中継相続人の没後に嫡子孫に遺領を相続させるケースが多く見られたのである。この具体事例については鎌田浩氏の研究<sup>(16)</sup>があるので、それを参照していただきたい。

##### 5、養父・義兄弟への分知

前項で述べたように、中継相続のうち順養子の形態がとられた場合には、中継相続人の隠居後は養父への分知をずる形態が発生<sup>(17)</sup>したが、実態は純粹中継相続における叔父への分知と同じであったといえよう。事例としては、一件(一例)ある。

森長継の嫡出長子忠継(母は池田長幸の娘)は、延宝二年(一六七四)二月二八日に三八歳で没した。寛文十一年(一六七二)に嫡孫長成(母は小笠原長次の娘)が生まれていたが、四歳の幼少のため、明暦二年(一六五六)に家綱への初目見えを済ませていた忠継の同母弟長武(長継三男)を嫡子とし、嫡孫長成を長武の養子とした。延宝二年四月二六日に長継は六五歳で致仕して、美作津山一八万六五〇〇石の家督を長武に譲った。その後、貞享三年(一六八六)五

月二十七日に長成は一六歳で家督を継ぎ、養父長武に二万俵を分知した。<sup>(18)</sup>

参考までに、島津忠高は、延宝四年（二六七六）八月一日に二六歳で没したが、嫡子惟久が一歳の幼少のため、末期に及び叔父久富の子久寿を養子とし、惟久が成長後は所領を譲ることを願った。これが許可されて、久寿は一三歳で遺領日向佐土原三万石を継いだ。一月一日に家綱に初目見えし、元禄三年（二六九〇）五月二十九日に所領二万七〇〇石を一三歳の惟久に譲り、久寿は三〇〇〇石の分知を受け別家を立てた（第7表では養兄に分類した）。

本多俊次は、万治元年（二六五八）六月二四日に嫡子康長（母は立花宗茂の養女）が四二歳で没したため、同二年二月一五日に康長の同母弟康将を嫡子とし、康長の長子康慶（母は某氏）を康将の養子としてその娘を室とした。寛文四年（二六六四）九月二日に近江膳所七万石の家督を譲り、同八年八月一日に忠俊は七四歳で没した。延宝三年（二六七五）二月四日に、康将は病氣を理由に致仕を願ひでるが許されず、同七年六月一八日に致仕し、康慶が三歳で家督を継いだ。この時、弟忠恒（康将の実子）に一万石を分知した（第7表では弟に分類した）。この二事例は、養父ではなく、義兄弟（実は従弟）への分知となった。

以上は、多少の紆余曲折はありながらも、中継相続がうまくいき、養父もしくは、義兄弟への分知という形で嫡系維持がなされたケースである。しかし、実際の経過では、中継相続人が嫡子孫に家督を譲ろうとしない場合が多く、次項で述べる養子、あるいは甥への分知という派生形態を生みだした。

## 6、甥への分知

嫡子孫が幼少の場合には、大名家の保持のために嫡子の兄弟による庶子相続がおこなわれ、その結果、甥への分知形態が派生している。

成田長忠の嫡子重長が慶長八年(一六〇三)に没すると、弟氏宗が嫡子となったが、ちょうど重長の室が懐妊しており、家中が胎児に家督を継がせるよう主張する騒動がおきた。父長忠が元和二年(一六一六)二月一日に没すると、嫡孫新五郎が幼少のため、氏宗が遺領野洲烏山一万石を相続し、新五郎には一万石を分知した。ところが、元和八年に氏宗が急死したため、弟内記泰直の相続を願い出たが、新五郎を擁する一派が反対するという家中騒動が生じ、結果として無嗣断絶となった。

谷衛政(母は木下左近将監某の娘)は、嫡兄衛成(同母)が寛永三年(一六二六)に四五歳で没し、次兄吉長は結城秀康の家臣となり、三兄衛勝は既に元和三年(一六一七)に二五歳で没していたため、寛永五年(一六二八)に父衛友の遺領のうち丹波山家一万石を継ぎ、弟衛冬に一五〇〇石、甥衛之(衛成の長子)に二五〇〇石、甥衛清(衛勝の長子)に二〇〇〇石を分知した。

阿部重次(母は佐原義成の娘)は、嫡兄政澄(同母)が寛永五年八月四日に三六歳で没したため嫡子となり、同一五年四月二日に父正次の遺領武蔵岩槻四万六〇〇〇石を相続し、甥正令(政澄の長子)に一万石を分知した。

佐久間勝友(母は佐々成政の娘)は、寛永七年(一六三〇)九月二十八日に長兄勝年(同母)が四一歳で没したため、同一二年父勝之の遺領常陸北条一万三〇〇〇石を継ぎ、甥勝盛(勝年の長子)に五〇〇〇石を分知した。

真田信政(母は本多忠勝の娘)は、父信之(信濃松代一〇万石)の封地の内一万七〇〇〇石の分知を受けていたが、寛永一六年(一六三九)に甥熊之助(庶兄信吉の嫡子)が早世したため、遺領の内二万五〇〇〇石を得て沼田城に住し、一万七〇〇〇石を同母弟信重に与えた。明暦二年(一六五六)一〇月三〇日、父信之の隠居により、六一歳で信濃松代一〇万石の家督を継いだ時、二万五〇〇〇石を甥兵吉信利(熊之助の弟)に譲った。

松井松平康映(母は某氏)は、寛永七年(一六三〇)嫡出長兄康政が二七歳で早世したため、同一〇年嫡子となり、

同一七年八月二三日二六歳で父康重の遺領和泉岸和田五万四〇〇石を継ぎ、甥康朗(康政の嫡子)に五〇〇〇石、弟康命に三〇〇〇石、同康紀に二〇〇〇石を分知した。その後、同年九月一日に播磨山崎、慶安二年(一六四九)八月一二日に石見浜田に移された。

酒井忠直(母は松平親能の娘)は、同母の兄忠朝が不行跡により廃嫡、同忠経は早世し、三兄可一は青木重兼の養子となったことから、明暦二年(一六五六)五月二六日に父忠勝の家督を継ぎ、若狭小浜一万三三〇〇石を領した。寛文八年(一六六八)六月一三日、一八歳になった甥忠国(忠朝の四男、母は某氏、兄三人は早世)に一万石を分知した。

板倉重種は、嫡出長兄重良が病気のため廃嫡され、嫡出次兄重澄は万治元年(一六五八)に二〇歳で没したため、叔父板倉重直の養子となっていたが家に戻り嫡子となり、延宝三年(一六七三)七月八日遺領下野烏丸五万石を継いだ。重種は天和元年(一六八二)二月二五日武藏岩槻六万石に移され、八月一日西の丸老職となったが、一月二五日免職となり、逼塞を命じられ、翌二年二月一〇日に一万石を削られ、信濃坂本五万石に転封となった。同三年重種は封地の返上を願い出たが、先祖の勤勞により、嫡子重寛に三万石、甥重宣(重良の嫡子)に二万石が与えられた。第7表では、重寛にとっては従弟なので、「その他」で分類したが、これも実質的には甥(嫡孫)への分知とみられる。重種の領地返上には、重寛と重宣との後継争いがあったと言われている。

佐竹義処は、寛文二二年(一六七二)二月九日に三六歳で出羽秋田二〇万五八〇〇石の遺領を継ぎ、元禄一四年(二七〇二)二月一日に弟義長に新田二万石、甥義都(庶出長子義真の嫡子)に新田一万石を分知した。

廃嫡、あるいは早世した嫡子に子(嫡孫)がいる場合に、嫡系以外の弟(庶子)が相続して甥(嫡孫)に分知をする形態は、嫡庶の筋目からいえば否定される筋のものである。件数は少ないとはいえ、庶子相続による甥への分知が元禄期になっても実際に見られる点、あるいは結果としては中継相続で決着したとしても、その過程で嫡子孫と庶子と



の間で後継争いが多発している点から見て、一七世紀の段階ではまだ嫡系子孫の庶子に対する絶対的優位性は確立していなかったとみる事ができるのではないだろうか。

## 7、養子への分知

養子への分知は、次の二件（三人）である。

奥平松平忠弘は嫡子清照が「病者」のため廃嫡し、天和元年（一六八二）綱吉の命により忠尚を婿養子に迎えた。その後、同三年清照に実子忠雅が生まれ、かつ忠尚の仕置に反対する家中騒動が起きたため、元禄元年（一六八八）一〇月一五日に忠弘は忠雅を嗣とすることを願い出て、忠尚には新田二万石を分知した。しかし、その後も家中の騒動がおさまらず、ついに元禄五年改易処分になった。

本多政朝が寛永一五年（一六三八）一月二〇日に四〇歳で没した時、実子政長・政信（母は某氏）は幼少のため、政朝の従弟政勝（忠朝の二男、母は某氏）が大和郡山一二万石の遺領を継いだ。政勝は同八年に政朝から四万石の分知を受けており、これを実子勝行に相続させ、政長・政信兄弟を順養子とした。慶安三年（一六五〇）六月一日に勝行が一六歳で没したため四万石は本藩に返却され、承応二年（一六五三）一〇月九日に政勝は養子政長に三万石、同政信に一万石を分知した。

寛文一一年（一六七二）九月一四日に政勝が五八歳で没すると、政長は一二月二三日に遺領九万石と先の領知三万石をあわせ一二万石を領し、義弟政利（政勝の実子）に六万石を分知した。しかし、その後も相続争いは続き、延宝七年（一六七九）六月に幕府の裁許を受け、政長には本知一五万石を安堵し、陸奥福島に転封、政利の六万石の内三万石は宗家の本知なので返付させた。その一方で、政利は新たに三万石を与えられ全て六万石を領し、播磨明石に転

封となった。この騒動は、九・六騒動として知られている。

いずれも嫡孫承祖による嫡系維持の主張に対して、養子相続・庶子相続が対抗して騒動となったものである。特に本多の事例は、幕府が順養子制による中継相続（政長）を正統としながらも、庶子相続（政利）にも優遇措置をとったことが判明する事例であり、一七世紀の段階で後継をめぐる騒動に対する幕府の方針は、嫡庶長幼の序を固定化したものと考えず、柔軟な対応をとっていたことを裏付けている。

## 8、廢嫡による分知

中田薫氏は廢嫡の法定理由として、①病身或いは虚弱、②不行跡、③家業不器用の三つを挙げている。家業不器用が該当するのは儒医などの家であり、大名の場合には「不器用」を理由とする廢嫡はない。<sup>19)</sup>ただし、右の三事由以外に、政治的理由、親子不和を理由とする廢嫡がある。前者は近世のごく初期に限って見られ、親子不和を本質的理由とする廢嫡は近世を通して見られたが、表向きは「病氣」と届けられるように変化した。以上のような理解を前提に、以下、廢嫡事例と分知の関連について検討することにした。なお、これまでの記述と重複する事例もあるが、廢嫡の観点から整理しなおしている。

### ①病身・虚弱により廢嫡された事例

〔嫡子の廢嫡により、祖父の家督・遺領を継いだ事例〕には、秋月種春（日向高鍋三万石）・岩城秀隆（出羽亀田二万石）・永井直時（摂津高槻三万六〇〇石）の三例がある。

〔嫡子の廢嫡により嫡出子が嫡子となり、父の家督・遺領を継いだ事例〕には、片桐貞房（大和和泉二万余石）・大村純尹（肥前大村二万七九〇〇石）・井上正岑（美濃郡上八幡四万七〇〇〇石）・内藤忠勝（志摩鳥羽三万五〇〇〇石）・内

藤義孝(陸奥磐城平七万石)の五例がある。片桐貞房の場合は、長兄信隆は庶出子のため嫡子たりえず、嫡出次男信明は病氣廢嫡となり、嫡出三男の貞房が嫡子となったものである。兄信隆・信明には男子が出生したため、分知をして別家とした。貞房は二子が早世したため、同母弟松田貞尚の二男貞起を養子に迎えた。大村純伊・井上正岑・内藤忠勝は、嫡出長子の病氣廢嫡により嫡子となったもので、いずれも兄は無嗣であり、弟に分知(大村は三〇〇〇石、井上は三〇〇〇石、内藤は二〇〇〇石)をしている。内藤義孝の場合は、嫡出長兄義邦(母は松平忠国の娘)の早世、嫡出次兄義英(同母、享年七九)が病氣廢嫡となったため、天和三年(一六八三)二月に嫡子となった。義孝は嫡出子であるが、母は継室三条実秀の娘なので、同母弟ではない。貞享二年(一六八五)一月一日に一八歳で遺領を継いだ。義英には二男子がいたが、長子政樹は義孝の嫡子義稠の養子となった。

〈嫡子(庶出子)の廢嫡により庶弟が嫡子となって父の家督・遺領を継いだ事例〉は、伊達宗利(伊予宇和島七万石)・小笠原長勝(豊前中津八万石)の二例がある。伊達宗利は、廢嫡された兄宗実が無嗣であり、かつ自身も出生した七男子がいずれも早世したため、伊達綱宗の三男宗濟を婿養子に迎えた。小笠原長勝は、寛文六年(一六六六)八月二十九日に嫡出長兄長章が病氣により嫡を辞したため、同日庶子ながら二一歳で豊前中津八万石の遺領を二一歳で継いだ。長勝は正室を置かず、長章の庶長子長胤を婿養子にむかえ、天和三年(一六八三)一月二十六日に遺領を継がせた。

〈嫡子(庶出子)の廢嫡により、庶子が嫡子となって父の家督・遺領を継いだ事例〉では、井伊直澄(近江彦根三〇万石)の例がある。井伊直澄は、庶長子で嫡子となっていた直滋が万治元年(一六五八)閏二月二〇日に病氣廢嫡となり(享年五〇)、庶出次男直寛は病者のため嫡子とならず(享年四九)、庶出三男直繩は万治元年四月二〇日早世したため、庶出四男直澄が万治二年に嫡子となった。しかし、父直孝は嫡系の筋目を守るために直澄に正妻を娶ることを

禁じる遺言を残した。直澄はこれに従い、兄直滋・直寛が無嗣であったため、三兄直繩の嫡子直該を養子とし遺領を継がせた。参考までに、細川利恭（肥後熊本新田三万五〇〇石）も、正徳五年（一七一五）五月二十七日に庶兄利方が眼疾により廢嫡されたため嫡子となり、同年七月二十七日に一四歳で遺領を継いだ。利恭は正室をおかず、庶長子利久は「多病」であるとして嗣子とせず、享保十一年（一七二六）五月二十五日に庶兄利方の長子利寛を婿養子にむかえ、寛保二年（一七四二）三月七日に家督を継がせた。

（他家の養子後に、兄の廢嫡により本家に帰って家督・遺領を継いだ事例）は、黒田綱政（筑前福岡五二万石）・板倉重種（下野烏丸五万石）の二例がある。また、（養兄の廢嫡により、養父の家督を継いだ事例）では、青木重兼（摂津麻田二万石）・市橋信直（近江仁正寺一万七〇〇〇石）の二例がある。

以上のように、病氣廢嫡された元嫡子に分知がなされるケースはないが、元嫡子に男子が出生している場合には、嫡系の筋目を優先する立場から、嫡孫承祖や中継相続がおこなわれた。なお、病氣・虚弱を理由として廢嫡されながら長命の者が多い点や、後に家中騒動に発展する事例が多い事から見ても、病氣・虚弱が表向きの理由であった点には留意しておく必要がある。

## ② 不行跡により廢嫡された事例

（嫡子の廢嫡後、嫡出子が父の家督・遺領を継いだ事例）は、次の三例である。

金森重頼は、嫡出長子の兄重近が父の勘氣をうけて出奔、嫡出次子重次は秀忠に召し出され別家となったため、元和元年（一六一五）七月に飛騨高山三万八七〇〇石の遺領を継ぎ、弟可次・重勝に各三〇〇〇石を分知した。

細川忠利は、嫡出長子忠隆が「故ありて」廢嫡され、嫡出次子興秋が出奔したため、嫡子となったもので、元和六年（一六二〇）閏一二月に三五歳で豊前小倉三〇万石の家督を継いだ。

酒井忠直は、明暦二年(一六五六)五月二六日に若狭小浜二万三五〇〇石の家督を継いだ。嫡出長子忠朝が慶安二年(一六四九)九月に父の勘氣を受けて廢嫡され、嫡出次子忠経は早世、嫡出三子可一は青木重兼の養子となつていたため、嫡出四子忠直が嫡子となつた。寛文二年(一六六二)七月二二日に父忠勝が没し、同八年六月一三日に甥忠国(忠朝庶長子)に一萬石を分知した。

〈庶兄の廢嫡後、庶弟が家督・遺領を継いだ事例〉は次の二例であり、いずれも元嫡子は無嗣であつた。

土岐頼殷は、庶長子頼長(享年五三)が不行跡により廢嫡されたため(表向きは病氣)、延宝六年(一六七八)五月二七日に嫡子となり、同年八月一六日に三八歳で出羽上山二万五〇〇〇石の家督を継いだ。

太田資次は、寛文十一年(一六七二)二月一九日に四三歳で遠江浜松三万二〇〇〇石の家督を継いだ。これは嫡出長子資政が「故ありて」廢嫡されたため、嫡出次子の資次が嫡子となつたもので、庶出三子資良に三〇〇〇石及び新田二〇〇〇石を分知した。

〈廢嫡後、養子を迎えた事例〉は次の三例であり、いずれも元嫡子は無嗣であつた。

深溝松平忠雄(松平理兵衛伊行の二男、母は石丸定次の娘)は、忠房(肥前島原六万五九〇〇石)の庶出長子好房が二一歳で早世、庶出次子忠倫は延宝二年(一六七四)に嫡子となつたが、貞享三年(一六八六)不行跡のため廢嫡(表向きは病氣、享年六二)、三男は早世のため、同年養子となり、元禄十一年(一六九八)四月一八日に二六歳で家督を継いだ。佐竹義隆(岩城貞隆の嫡子、母は相馬義胤の娘)は、元和六年(一六二〇)に実父貞隆の遺領を継いだ。寛永元年(一六二四)佐竹義宣が養子義直(実は義宣の庶弟)を「故ありて」廢嫡したため、岩城の名跡は親族に継がせて義宣の養子となり、寛永一〇年(一六三三)二月二六日に二五歳で出羽秋田二〇万五八〇〇石の遺領を相続した。

井上正岑は元禄六年(一六九三)九月二日に四一歳で美濃郡上八幡四万七〇〇〇石の家督を継ぎ、弟正長に三〇〇

○石を分知した。同一三年六月二十六日に井上正晴の長男正富を養子としたが、宝永元年（二七〇四）九月二日に「故ありて」廢嫡して父の元へ返し、同年一〇月一日に酒井重英の長男（母は小出有重の娘）を養子とし、享保七年（二七二二）七月二日遺領を継がせた。

以上のように、不行跡による廢嫡の場合は、一切分知はなされず、嫡系の筋目も優先されない傾向にあったといえるだろう。特に、被相続人の意向により廢嫡がなされ、嫡系の筋目を乱すことがあったが、その場合は家中騒動の原因となるが多かった。

さて、①②の理由以外に、養子後に養父に実子が生まれたため廢嫡される事例があり、これを事由④として検討してみたい。

たとえば、毛利秀元（益田元清の子）は、慶長五年（二六〇〇）十一月二日に二二歳で長門長府三万六二〇〇石を分知され、同一五年に四万七八〇三石となった。これは本藩毛利輝元の養子となっていたが、嫡子秀就の出生により廢嫡され、分知となったものである。

伊丹勝政（甲斐徳美二万石）は、はじめ末弟の勝久（母は某氏）を養嗣子としたが、延宝元年（二六七三）に実子勝守が生まれたため廢嫡し、勝久は延宝四年一月二十四日に三一歳で没したので分知などはなされていない。

奥平松平忠尚（松平乗久の長男）は天和元年（二六八二）八月一〇日に將軍綱吉の命により奥平松平忠弘の養子となり、その三女を室としていたが、養兄清照（忠弘の長男、病弱により廢嫡）に嫡子斉宮忠雅が生まれたために廢嫡され、元禄元年（二六八八）一〇月二日に三八歳で陸奥白河新田二万石の分知を受けた。

次の二例は廢嫡されたわけではないが、養子後に実子が生まれたため分知がなされたケースである。

新庄直時（新庄直房の二男、母は川口近次の娘）は、従兄直好が庶出長子直常を病氣廢嫡したため、明暦二年（二六五

六 一二月一日に直好の養子となったが、その後万治三年(二六六〇)に養父直好に実子直矩が生まれた。寛文二年(二六六二)に直好の死去に際し、直矩は四歳の幼少であったため、直好が中継相続することになり、九月二十五日に遺領常陸麻生二万七三〇〇石を継いだ。延宝二年(一六七四)八月九日に直矩が成長(二六歳)に及んだので家督を譲り、直好は七〇〇〇石の分知を受けて交代寄合となった。

浅野長賢(松平清昌の五男、母は某氏)は、浅野長直の養子となった後、寛永二〇年(一六四三)養父に嫡出子長友(母は丹波長重の娘)が生まれたため、二男に準じることになり、寛文十一年(一六七二)三月五日に長友が播磨赤穂五万石の家督を継いだ際に、三五〇〇石の分知をうけ、寄合に列した。

以上のように、④を事由とする廢嫡は、養家側の都合によることが多いため、養子に対しては分知をおこない別家とするのが基本であったと考えられるが、いずれも例外的な事例に属するといえよう。

最後に、本章で述べたことを簡単にまとめておきたい。江戸時代の大名相続は嫡出長子単独相続が理想であったが、実際には幕藩制初期の政治的要因、嫡出長子の個人的資質(幼少・不行跡)といった個別的要因、あるいは嫡子の早世、病氣、無嗣といった自然的要因により、嫡出長子単独相続が実現できない事態が生じることが多かった。その結果、分知の一般形態(嫡子の兄弟への分知)以外の叔父・甥・養子等への分知の形態を派生することになったと結論づけることができる。また、その場合の幕府の方針は、家筋の優位性を基本としたのみで、家筋の構成要素である嫡庶長幼の序列に関しては、それを固定したものと考えずに、親族・家中の意志を統合することができる相続人の選定を優先する柔軟な対応をとることで、幕藩制の秩序の安定化をめざしていた。つまり、近世前期の段階において嫡出長子単独相続は、幕府法においても実態においても確立していたとはいえないのである。この幕府の方針については、後継争いをめぐる家中騒動を分析することにより一層具体的に解明されると思われるが、この点は後日に期し、ここ

では近世前期の多様な相続の実態を確認するにとどめておきたい。

註(第三章)

- (1) たとえば、石井良助「日本相続法史」(創文社、一九八〇年、七八〜七九頁)。
- (2) 中田薫「徳川時代の親族法相続法雑考」『法制史論集』第一卷、五四〇〜九頁。
- (3) 鎌田浩「幕藩体制における武士家族法」一二六〜八頁。
- (4) 松平秀治「大名分家の基礎的考察」徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四七年度)。
- (5) 鎌田浩前掲書 一二六〜九頁。
- (6) 元和元年二月二三日に忠継が一七歳で没した時は、無嗣であったため、三弟忠雄が一四歳で遺領のうち三一万五〇〇〇石を継ぎ、忠雄が慶長一五年に得ていた淡路国は収公となり、四弟輝澄に播磨山崎三万八〇〇〇石、五弟政綱に播磨赤穂三万五〇〇〇石、六弟輝興に播磨佐用二万五〇〇〇石を分知した。
- (7) 万治元年(一六五八)二月五日に信政が六三歳で死去すると、嫡子幸道(庶出二男)が二歳の幼少であったため、信利は本家の相続を主張して騒動となった。家中五〇〇人余りが習紙血判をして幸道の相続を求めたため、幕府は同年六月一四日に幸道の遺領相続を認めて騒動は落着いた。この年の一〇月一七日に信之は九三歳で没した。
- (8) 「江戸幕府日記」寛永一〇年三月五日の条(姫路市立図書館所蔵酒井家文書)。
- (9) 忠憲は正保四年(一六四七)八月二三日に二八歳で没し、無嗣のため断絶した。このとき三弟康尚(母は某氏、二六歳)は、庶子でありながら「譜代」の由緒を重んじて、下野那須郡内に一万石を与えられ、名跡の相続が許された。
- (10) 「久留米市史」第二卷(一九七二年)。ただし、分知はなかったとする説もある。
- (11) 寛文六年(一六六六)四月二九日に二六歳で豊後岡七万石を襲封した中川久恒(外様、母は石川忠総の娘)の場合は、庶子の第六人(いずれも母は某氏)が家臣となっている。



(12) 水井氏は、尚征の嫡子尚長（母は某氏）が内藤忠勝に殺害され、無嗣断絶となったため、四弟の直円（母は某氏）に大和新庄二万石を与えて名跡を継がせた。

(13) 藤野保氏の研究（『新訂幕藩体制史の研究』吉川弘文館、一九六一年）では、分知による旗本化を改易として扱っている。これは大名家としては断絶だが、旗本家として存続している。

(14) 鎌田浩前掲書 一二九～三五頁。

(15) 金井圓校訂『土芥寇難記』（人物往来社、一九六七年）。

(16) 鎌田浩前掲書 一五九～六三頁。

(17) 中田薫「徳川時代の養子法」（『法制史論集』第一卷、四一八頁）。

(18) 長武は六弟長基（母は某氏）を養子としたが、病氣を称して江戸参府をしないばかりか、元禄九年九月長武が没しても江戸参府をしないため、「不束」として二万俵は本藩に返還となり、長成に預けられた。元禄一〇年八月二日、長成が発病したため、長継の八男衆利（母は阿坂氏）を急養子としたが、津山を発して江戸に向かう途中伊勢桑名で失心したため、祖祖父長継に預けられ、遺領は没収となった。しかし、長継が存命であるため、備中西江

原二万石を与えられて再勤し、同一一年六月一九日に再び致仕し、同七年八月二日に長成から一五〇〇俵を分与されていた七男長直（母は阿坂氏）を嫡子とし、家督を譲った。長継は同年七月一日に八九歳で没した。

(19) 中田薫「徳川時代の家督相続法」（『法制史論集』第一卷、五一八～九頁）。

## 第四章 大名家の断絶

### 1、大名改易理由の再検討

三章にわたって、近世前期の大名相統の実態を分析してきた。本章では、多少観点を變えて、相統の対概念である断絶に着目し、断絶の原因を具体的に究明することで、大名相統上の問題点を多角的に検出してみたい。従来の研究ではこの問題を、断絶よりはむしろ改易の問題として理論的・実証的研究を進めてきたので、まず改易理由に関わる従来の説を整理しておきたい。

かつて三上參次氏は、大名の改易理由を次の五つとした。<sup>(1)</sup>

- 1、戦争の結果によるもの
- 2、継嗣の絶えたるもの
- 3、幕府の法度に触れたるもの、さなくとも嫌疑に触れたるもの
- 4、一般の内乱、その他家筋を定めざるもの
- 5、これに洩れたる雑種のもの

その後、藤野保氏の研究<sup>(2)</sup>では、三上氏の説を踏まえながら、改易理由には大きく軍事的理由・族制的理由・法律的理由の三つがあると整理し、徳川一門・譜代大名の創出、外様大名の統制という観点から、外様大名、一門・譜代の別に各將軍ごとの改易・転封策の特徴を解明し、三代將軍家光期までは外様大名は法律的理由による政治的統制が多く、徳川系諸大名の改易は族生的理由が多いという大名統制の傾向があり、ともに家綱期に緩和の方向を示すように

なつたと結論づけ、現在でも本分野での貴重な研究成果としての不動の位置をしめるが、本稿との関連では次の三点を指摘しておきたい。

まず、軍事的理由について藤野氏は、「豊臣氏とそれに内通した古田氏の改易を最後に軍事的理由による改易が消滅した」(二六〇頁)と指摘した。古田氏の改易は、元和元年(一六一五)六月のことなので、「軍事的」を理由とする改易は、近世初頭の極めて限定された期間に特徴的な現象ということになる。特に、本稿では江戸幕府が成立した慶長八年(一六〇八)以降のデータを対象とするので、藤野氏の説に従えば大坂の陣に関連したわずかな改易事例のみが軍事的理由となり、ほとんどの改易理由は、法律的理由と族制的理由の二つということになる。

次に、藤野氏のいう族制的理由とは、具体的には「無嗣断絶」を理由とするものが大多数であり、残りは「大名の死亡」を原因とするもの、「養子筋違い」などである。「無嗣断絶」とは、大名が死亡した際に嗣子がいないために相続ができず改易にいたるものと考えれば、「大名の死亡」を原因とする改易とは、嗣子がありながら大名の死亡により相続が許されず改易にいたるものと考えられるが、たとえば、藤野氏がその一例とする最上義俊は、元和八年(一六三二)に家中騒動の結果、改易されて近江大森一万石が与えられていたものが、寛永九年(一六三三)没したことに、嫡子義智が五〇〇〇石の旗本となったものであり、「大名の死亡」は契機であつて原因ではなく、族制的というよりはむしろ幕府の政治的判断が強く働いている。同様に長谷川守知の場合は、守知の死を契機に子二人に分知した結果、旗本化したものである。これは、いわば「分知」による大名家としての断絶であり、その意味では族制的といえなくもないが、こうした事例を「大名の死亡」による族制的改易と位置づけるのは本質的ではない。

さらに、藤野氏が法律的理由として一括した改易理由は実にさまざまな内容を含み、連座法の適用、藩主の不行跡・狼藉・発狂・刃傷・自殺・勤仕怠慢、御家騒動、私婚、不法などを挙げている。ここでの「法律」が武家社会の

慣習法までを含むのかどうか明瞭ではないが、仮に含んだとしても、藩主の発狂・自殺など必ずしも法律違反とは言えない内容も含み、三上氏が「雑多なもの」と分類したものがここに含まれている印象を受ける。御家騒動にしても、幕府は必ずしも法律違反として改易処分にしたわけではない。逆に、藤野氏が族制的とする無嗣断絶のなかでも、末期養子の禁にふれて無嗣断絶となった事例の方が、厳密的な意味で法律違反の典型例と位置づけることができる。

このように、族制的・法律的理由の具体的内容レベルを詳細に検討すると、その分類はかなり曖昧な部分を残していると言わざるを得ない。藤野氏は、軍事的・族制的・法律的和という三つの分析概念を用いることで、幕府の大名統制策における外様大名と徳川系諸大名との差異を明快に論じられたが、具体的内容から軍事的・族制的・法律的和という概念に抽象化する過程で、切り捨てられた問題も多いのではなからうか。しかも、右の三分類のみでは、本稿の主題にアプローチするため十分な解答を得ることはできないので、ここでは具体的なレベルでの新たな分類を試みることにしたい。

具体的内容レベルでの改易理由は、無嗣断絶・藩主の不行跡(狼藉・発狂・刃傷・自殺・酒色・勤怠怠慢など、成人大名の個人的資質に関わつての改易)・政治的理由(軍事違反、法度違反、連座など、幕府の政治的意図に基づく改易)・家中騒動・幼少・分知の六つに分類できる。さらに、幕府が大名を改易した後に、いかなる処置をとったかという相続の観点からの分類すると、理念的には次のような分類が可能である。

①、完全な断絶

②、改易後に名跡もしくは所領の相続を認める

a、旧領安堵

b、分知

第8表 大名改易内訳表

原因	結果	断絶	減封	減転封	旗本化	本家返還	分知	再興	計
無嗣		33	7	12	15	4	4	0	75
不行跡		18	2	9	24	4	1	3	61
政治的		15	0	3	8	0	0	6	32
家中騒動		7	1	5	6	2	0	4	25
幼少		0	0	0	1	0	0	2	3
分知		0	0	0	5	0	0	1	6
計		73	10	29	59	10	5	16	202

- c、転封
- d、減封
- e、減転封
- f、旗本化
- g、本人に終身賄料・扶持が与えられる
- h、所領を本家に返還する。

③、①・②の処分、本人または子孫が許されて、大名家として再興する。大名の改易には、完全に断絶した場合①と、何らかの形で全部あるいは部分的に相続が許された場合②・③の二つに大きく分類できる。このうち、②のaは、たとえば慶長一七年（一六一二）に改易された有馬晴信の嫡子直純に旧領が安堵された事例があるが、これは極めて例外的であり、結果的には③に含めて考えることができる。bの分知とは、改易となった大名の所領を分割相続させたもので、分知高を合計すれば旧領高は維持されている点ではaの変形であるが、個別の高および家格は減ずることになるので、dの変形ともみなせる。そのため、bとdの間形態として、分知として立項した。cの該当事例はない。eとfは広い意味ではdの減封に含まれるが、大名として存続したのか、旗本化したのか、あるいは旧領の地が安堵されたのか否かといった差異は重要と思われるので細分化して考えた方がよい。また、gは最終的に①に帰結する事項といえる。そこで、cを除外し、a

を③に、gを①に含めて作表すると、第8表の横行項目のような分類にまとめられる。

完全に断絶したのは七三件（三六・一パーセント）で、半数以上は何らかの形で名跡もしくは家祿の継承が認められたことになる。その場合は、旗本化する事例が五九件と多く、減転封二九件、減封一〇件と続く。以下では、各改易理由ごとの特徴をみることにしよう。

### ①無嗣

無嗣断絶とは、大名に嗣子がなく所領没収となることで、世嗣断絶とも言われる。宝永五年（一七〇八）までに七五件の無嗣を原因とする改易があり、改易理由の中ではもつとも多かつた。第9表はその一覧であるが、大名類型別では外様四三、譜代二九、家門三件となっており、外様大名においても無嗣を理由とする改易が多かつたことがわかる。そのうち、完全に断絶したのは三三件（四四パーセント）で、<sup>(3)</sup>残る四二件は兄弟、養子、叔父、甥、一族などに相続が許された。また、旧祿が本家に返還となつたのは、寛永七年（一六三〇）の酒井直次（譜代・出羽左沢）を初見として、稲葉紀通（外様・丹波福知山）・真田信重（外様・信濃埴科）・越前松平隆政（家門支藩・出雲母里）である。慶安四年（一六五二）の末期養子の禁緩和を転換点として、無嗣を理由とする改易は減少するが、全くなくなるわけではなかつた。この点については、末期養子の禁に関する考察も含めて、項を改めて検討する。

### ②大名の不行跡

大名の「不行跡」により完全に断絶したのは一八件（約三〇パーセント）で、残る四三件（約七〇パーセント）は何らかの形で相続が許されたことになる。そのうち、旗本化したケースが二四件と多いことから、大名家としてではなく、単に家の相続が許されたに過ぎないが、完全に断絶した割合が三割弱と低い点からみて、幕府は成人大名の個人的資質を原因とする改易に対しては、家を継承させる優遇措置をとる方針にあつたと見ることができよう。旧祿を本家に

寛永1809	1641	池田長常	33	外様	備中松山	65,000	断絶
寛永1903	1642	一柳直家	44	外様支藩	播磨小野	28,600	減封(養子、1万石)
寛永1903	1642	堀直定	7	外様	越後村上	100,000	断絶
寛永1907	1642	那須資重	34	外様	下野福原	14,000	旗本化(父、5000石)
正保0110	1644	杉原重長	29	外様	但馬豊岡	25,000	減転封(養子、1万石)
正保0112	1644	松平清道	11	家門	播磨姫路新田	30,000	断絶
正保0206	1645	皆川成郷	22	譜代	常陸府中	13,000	旗本化(弟、粟米300俵)
正保0408	1647	松平忠憲	28	譜代	信濃小諸	45,000	減封(弟、1万石)
正保0409	1647	菅沼定昭	23	譜代	丹波亀山	38,000	減転封(弟、1万石)
正保0411	1647	寺沢堅高	39	外様	肥前唐津	80,000	断絶
慶安0106	1648	古田重恒	46	外様	石見浜田	55,000	断絶
慶安0108	1648	稲葉紀通	46	外様支藩	丹波福知山	45,700	本家返還
慶安0110	1648	真田信重	50	外様支藩	信濃埴科	17,000	本家返還
慶安0305	1650	織田信勝	28	外様	丹波柏原	36,000	旗本化(叔父、3000石)
慶安0306	1650	本多勝行	16	譜代	播磨郡内	40,000	分知(従弟、3万・1万石)
承応0210	1653	杉原重玄	17	外様	但馬豊岡	10,000	減封(養子、1万石)
明暦0111	1655	片桐為次	15	外様	大和竜田	10,000	旗本化(弟、3000石)
明暦0203	1656	日根野吉明	70	外様	豊後府内	20,000	断絶
明暦0303	1657	山崎治頼	8	外様	讃岐丸亀	53,000	旗本化(叔父、5000石)
万治0206	1658	北条氏重	64	譜代	遠江掛川	30,000	断絶
寛文0406	1664	上杉綱勝	27	外様	出羽米沢	300,000	減転封(養子、15万石)
寛文0503	1665	松平重利	7	譜代	下野皆川	10,500	断絶
寛文0512	1665	池田政直	32	外様	播磨福本	10,000	旗本化(弟2人、7000・3000石)
寛文0811	1668	酒井忠解	26	譜代支藩	出羽庄内新田	10,000	断絶
寛文1001	1670	池田邦照	13	外様	播磨新宮	10,000	旗本化(弟、3000石)
延宝0102	1673	松平隆政	26	家門支藩	出雲母里	10,000	本家返還
延宝03閏04	1675	土井利久	10	譜代	下総古河	100,000	減封(叔父、7万石)
延宝0404	1676	新庄直矩	17	外様	常陸麻生	20,300	旗本化(義兄、3000石)
延宝0612	1678	池田恒行	7	外様	播磨山崎	30,000	断絶
延宝0711	1679	戸川安風	9	外様	備中庭瀬	20,000	旗本化(弟、4000石)
延宝0712	1679	堀通周	45	外様	常陸玉取	12,000	旗本化(養子、3000石)
延宝0805	1680	永井尚長	27	譜代	丹後宮津	73,600	減転封(弟、1万石)
元禄0503	1692	遠藤常久	7	譜代	美濃郡上八幡	24,000	減転封(養子、1万石)
元禄0610	1693	水谷勝美	31	譜代	備中松山	50,000	旗本化(弟、3000石)
元禄0904	1696	小出重興	34	外様支藩	大和陶器	10,000	断絶
元禄0911	1696	小出英及	3	外様	但馬出石	44,000	断絶
元禄1105	1698	水野勝岑	2	譜代	備後福山	100,000	減転封(一族、1万石)
宝永0609	1709	本多忠孝	12	譜代	越後村上	150,000	減封(一族、5万石)

第9表 改易（無嗣）一覧

年月日	西暦	氏名	没	類型	領地	石高	結果
慶長0809	1603	武田信吉	21	家門	常陸水戸	150,000	断絶
慶長11	1606	堀鶴千代	-	外様	越後蔵王	30,000	断絶
慶長1203	1607	松平忠吉	28	家門	尾張清洲	520,000	断絶
慶長1405	1609	中村一忠	20	外様	伯耆米子	180,000	断絶
慶長1610	1611	金森長光	6	外様支藩	美濃・河内内	20,000	断絶
慶長1612	1611	平岩親吉	70	譜代	尾張犬山	123,000	断絶
慶長1704	1612	松平忠清	28	譜代	三河吉田	30,000	旗本化（弟、5000石）
慶長1809	1613	大久保忠佐	77	譜代	駿河沼津	20,000	断絶
元和0508	1619	伊奈忠勝	9	譜代	武蔵小室	10,000	旗本化（弟、1180石）
元和0603	1620	市橋長勝	64	外様	越後三条	41,300	減転封（養子、2万石）
元和0608	1620	田中忠政	36	外様	筑後柳川	325,000	減転封（兄、2万石）
元和0806	1622	里見忠義	29	外様	安房館山	120,000	断絶
元和0811	1622	成田氏宗	-	外様	下野烏山	10,000	断絶
元和0904	1623	西尾嘉教	34	外様	美濃揖斐	25,000	断絶
元和0904	1623	本多紀貞	44	譜代支藩	上野白井	10,000	断絶
元和0906	1623	内藤清政	21	譜代	安房勝山	30,000	減封（弟、2万）
寛永0211	1625	滝川正利	36	外様	常陸片野	20,000	旗本化（養子、2000石）
寛永0304	1626	禰津吉直	-	譜代	上野豊岡	10,000	断絶
寛永0305	1626	本多忠刻	31	譜代	播磨姫路内	100,000	分知（弟・甥、4万・6万石）
寛永0307	1626	松平重忠	57	譜代	出羽上山	40,000	減転封（養子、3万石）
寛永0401	1627	蒲生忠郷	25	外様	陸奥会津	600,000	減転封（弟、24万石）
寛永0609	1629	桑山貞晴	26	外様	和泉谷川	16,000	旗本化（弟、粟米500俵）
寛永0703	1630	酒井直次	35	譜代支藩	出羽左沢	12,000	本家返還
寛永0807	1631	織田長則	32	外様支藩	美濃野村	10,000	断絶
寛永0807	1631	池田政綱	27	外様	播磨赤穂	35,000	分知（弟2人、3万・1万石）
寛永0808	1631	三浦重勝	-	譜代	近江内	13,000	断絶
寛永0901	1632	松平忠隆	25	譜代	美濃加納	100,000	断絶
寛永1009	1633	堀尾忠晴	35	外様	出雲松江	240,000	断絶
寛永1108	1634	蒲生忠知	30	外様	伊予松山	240,000	断絶
寛永1307	1636	鳥居忠恒	33	譜代	出羽山形	240,000	減転封（弟、32千石）
寛永1406	1637	京極忠高	45	外様	出雲松江	264,200	減転封（甥、6万石）
寛永1407	1637	本多政武	40	外様	大和高取	25,000	断絶
寛永1508	1638	片桐孝利	38	外様	大和竜田	40,000	減封（弟、1万石）
寛永1511	1638	佐久間安次	9	外様	信濃飯山	30,000	断絶
寛永1512	1638	成瀬之虎	5	譜代	下総栗原	16,000	断絶
寛永1512	1638	真田熊之助	7	外様	信濃沼田	30,000	分知（弟・叔父、5000・25000石）
寛永1705	1640	本多犬千代	5	譜代	下野皆川	28,000	断絶

近世前期大名相統の実態に関する基礎的研究（福田）



天和030518	1683	板倉重種	武藏岩槻	50,000	譜代	分知(子・甥、3万・2万石)
貞享010828	1684	稲葉正休	美濃青野	12,000	譜代	断絶
貞享011110	1684	松平重治	上総佐貫	15,000	譜代	旗本化(子、500俵)
貞享030306	1686	松平綱昌	越前福井	475,000	家門	減封(養父、25万石)
貞享0408	1687	溝口政親	越後沢海	10,000	外様支藩	断絶(扶持500俵)
元禄010518	1688	佐久間勝茲	常陸北条	10,000	外様	断絶
元禄020202	1689	喜多見重政	摂津・武蔵他	10,000	譜代	断絶
元禄0206	1689	坂本重治	相模内	10,000	譜代	旗本化(子、2200石)
元禄0206	1689	本多忠周	三河足助	10,000	譜代支藩	旗本化(本人、7000石)
元禄020723	1689	鳥居忠則	信濃高遠	30,200	譜代	減転封(子、2万石)
元禄0208	1689	山内豊明	土佐中村	30,000	外様支藩	本家返還
元禄0606	1693	本多利長	出羽村山	10,000	譜代	断絶
元禄061125	1693	松平忠之	下総古河	80,000	譜代	減転封(弟、2万石)
元禄0612	1693	西郷寿貞	下野上田	10,000	譜代	旗本化(本人、5000石)
元禄080205	1695	織田信武	大和松山	28,235	外様	減転封(子、2万石)
元禄080322	1695	本多重益	越前丸岡	43,300	譜代	旗本化(本人、2000石)
元禄0912	1697	森長武	美作内	*20,000	外様	本家返還
元禄100620	1697	森長成	美作津山	186,500	外様	減転封(祖父、2万石)
元禄110727	1698	小笠原長胤	豊前中津	80,000	譜代	減封(弟、4万石)
元禄110915	1698	伊丹勝守	甲斐徳美	10,000	譜代	断絶
元禄1210	1699	伊達村和	陸奥水沢	30,000	外様支藩	本家返還
元禄140314	1701	浅野長矩	播磨赤穂	50,000	外様	旗本化(弟、500石)
元禄150815	1702	松平忠充	伊勢長島	10,000	譜代	旗本化(子、5000石)
宝永021203	1705	井伊直朝	遠江掛川	35,000	譜代	減転封(養子、2万石)
宝永060218	1709	前田利昌	大聖寺新田	10,000	外様支藩	本家返還

註1. \*は20,000俵。

第10表 改易（不行跡）一覧

年月日	西暦	氏名	領地	石高	類型	結果
慶長120399	1607	天野康景	駿河興国寺城	10,000	譜代	旗本化（子、1000俵）
慶長120726	1607	稲葉通孝	豊後臼杵内	14,150	外様	旗本化（子、500俵）
慶長1212	1607	稲葉通重	美濃清水	12,000	外様	断絶
慶長1212	1607	津田高勝	山城御牧	13,000	外様	断絶
慶長1306	1608	前田茂勝	丹波八上	50,000	外様	断絶
慶長14	1609	桑山清晴	和泉谷川内	10,000	外様	断絶
慶長140929	1609	松平忠頼	遠江浜松	50,000	譜代	再興（子、4万石）
慶長141016	1609	水野忠胤	三河内	10,000	譜代	断絶
慶長1810	1613	里見義高	上野板鼻	10,000	外様	断絶
元和01	1615	福島高晴	大和宇多	30,000	外様	旗本化（孫、500俵）
元和0207	1616	松平忠輝	越後高田	750,000	家門	断絶（扶持300人）
元和020911	1616	坂崎直盛	石見津和野	30,000	外様	断絶
元和090222	1623	松平忠直	越前福井	680,000	家門	減転封（子、25万石）
元和091019	1623	青山忠俊	武蔵岩城	45,000	譜代	再興（子、5万石）
寛永050228	1628	徳永昌重	美濃高須	53,700	外様	旗本化（子、2000俵）
寛永050228	1628	別所吉治	丹波綾部	20,000	外様	旗本化（子、1000俵）
寛永0905	1632	加藤忠広	肥後熊本	541,169	外様	断絶（堪忍料1万）
寛永0910	1632	徳川忠長	駿河府中	500,000	家門	断絶
寛永1005	1633	酒井重澄	下総生実	25,000	譜代	旗本化（子、2000俵）
寛永180325	1631	加藤明利	陸奥二本松	30,000	譜代	旗本化（子、3000石）
寛永200502	1643	加藤明成	陸奥会津	400,000	外様	減転封（子、1万石）
正保010410	1644	松下長綱	陸奥三春	30,000	外様	旗本化（子、3000俵）
正保020315	1645	池田輝興	播磨赤穂	35,000	外様	旗本化（子、3000俵）
慶安010626	1648	内藤信広	上総安房内	15,000	譜代	旗本化（子、5000石）
慶安040718	1651	松平定政	三河刈屋	20,000	譜代	旗本化（子、1500石）
承応020108	1653	平岡頼資	美濃徳野	10,000	外様	旗本化（子、1000石）
万治031103	1659	堀田正信	下総佐倉	110,000	譜代	再興（子、1万石）
寛文050729	1665	一柳直興	伊豫西条	25,000	外様	断絶
寛文070523	1667	水野元知	上野安中	20,000	譜代	旗本化（子、2000俵）
延宝070807	1679	土屋直樹	上総久留里	20,000	譜代	旗本化（子、3000石）
延宝080627	1680	内藤忠勝	志摩烏羽	35,000	譜代	旗本化（弟、2000石）
天和010627	1681	酒井忠能	駿河田中	40,000	譜代支藩	旗本化（本人、5000石）
天和011122	1681	真田信利	上野沼田	30,000	外様	旗本化（子、1000俵）
天和0202	1682	本多利長	遠江横須賀	50,000	譜代	減転封（本人、1万石）
天和0202	1682	本多政利	播磨明石	60,000	譜代	減転封（本人、1万石）
天和0205	1682	桑山一尹	大和新庄	11,000	外様	断絶（麩米300俵）

返還したのは、元禄二年(一六八九)の山内豊明(土佐中村)を初見として、森長武(美作津山内隠居料二万俵)・伊達村和(陸奥水沢)・前田利昌(加賀大聖寺新田)の四例で、いずれも外様支藩(隠居料を含む)である。同じ外様支藩でも、溝口政親(越後沢海一万石)の場合は養子であったこともあり、一族の願い出により所領没収となり、政親には終身廩米五〇〇俵が与えられた。譜代支藩の酒井忠能(駿河田中四万石)・本多忠周(三河足助一万石)は所領を没収され、後に旗本化した。再興されたのは、何れも譜代大名の松平忠頼(遠江浜松五万石→子忠重・遠江掛川四万石)・青山忠俊(武蔵岩槻四万五〇〇石→子宗俊・遠江浜松五万石)・堀田正信(下総佐倉一万石→子正休・近江宮川一万石)の三例である(第10表参照)。

### ③ 政治的理由

政治的理由は、既述のように、軍事違反、法度違反、連座など、幕府の政治的意向が強く反映している改易を一括した。本稿では、慶長五年から七年までのデータ(関ヶ原合戦による軍事的改易)を含まないので、便宜的に軍事的改易をここに加えたが、独立的に考えることも可能であろう。完全に断絶したのは一五件(四六・八パーセント)であり、他の改易理由と比べるとややその割合が高い。これは、幕府が政治的理由による改易に対して、強固な姿勢をもって臨んでいたことの現れである。

大名類型別では、外様大名は完全に断絶する傾向が強く、一五件中一一件である。他方、再興された家のうち、外様大名は既述の有馬氏の一例で、残る五件は連座により改易された譜代大名が後に召し出されて再興したものだが、この五家は改易の段階では完全に断絶しているので(減転封などではない)、改易時点でカウントすれば譜代大名で完全に断絶したのは九件となり、外様大名とほぼ近似値を示すことになる。他の改易理由をみても、再興された家は譜代大名・家門が多いことから、將軍との親疎の関係が大名家の再興に与えた影響を認めることができるにしても、政

第11表 改易（政治的理由）一覽

年月日	西曆	氏名	領地	石高	類別	結果
慶長14	1609	皆川広照	信濃飯山	75,000	譜代	再興（本人、1万石）
慶長1403	1609	小笠原吉次	常陸笠間	30,000	譜代	断絶
慶長140927	1609	木下勝俊	備中足守	25,000	外様	断絶
慶長1703	1612	有馬晴信	肥前有馬	40,000	外様	再興（子、旧領安堵）
慶長1801	1613	山口重政	常陸牛久	15,000	譜代	再興（本人、15000石）
慶長1808	1613	青山成重	下総飯田	10,000	譜代	旗本化（子、1000石）
慶長180927	1613	大久保忠為	美濃大垣新田	10,000	譜代	旗本化（子）
慶長1810	1613	富田信高	伊豫宇和島	120,000	外様	断絶
慶長181019	1613	石川康長	信濃松本	80,000	外様	断絶
慶長181025	1613	石川康勝	信濃松本内	15,000	外様	断絶
慶長181099	1613	高橋元種	日向延岡	50,000	外様	断絶
慶長190120	1614	大久保忠隣	相模小田原	65,000	譜代	断絶（扶持米5000石）
慶長190728	1614	佐野信吉	下野佐野	39,000	外様	旗本化（子、3000俵）
慶長1909	1614	里見忠義	安房館山	120,000	外様	減転封（本人、3万）
元和010508	1615	豊臣秀頼	摂津大坂	657,400	外様	断絶
元和0106	1615	古田重然	不詳	10,000	外様	断絶
元和0207	1616	藤田信吉	下野西方	15,000	外様	断絶
元和050609	1619	福島正則	安芸広島	498,223	外様	減転封（本人、45000石）
元和071213	1621	織田長益	大和内	10,000	外様	断絶
元和0808	1622	本多正純	下野宇都宮	155,000	譜代	断絶（厨料1000石）
寛永0107	1624	福島正則	信濃川中島	45,000	外様	旗本化（子、3000石）
寛永09	1632	有馬頼次	甲斐内	10,000	譜代	再興（孫、1万）
寛永09	1632	朝倉宣正	遠江掛川	26,000	譜代	旗本化（孫、300俵）
寛永09	1632	三枝守昌	甲斐内	15,000	譜代	再興（本人、1万石）
寛永09	1632	鳥居忠房	甲斐谷村	35,000	譜代	旗本化（弟、2000俵）
寛永09	1632	屋代忠正	甲斐内	10,000	譜代	再興（本人、1万石）
寛永0908	1632	最上義俊	近江大森	10,000	外様	旗本化（子、5000石）
寛永100222	1633	竹中重義	豊後府内	20,000	外様	断絶
寛永150412	1638	松倉勝家	肥前島原	43,000	外様	断絶
寛文080227	1668	高力高長	肥前島原	37,000	譜代	旗本化（子、2000俵）
寛文0808	1668	奥平昌能	下野宇都宮	110,000	譜代	減転封（本人、9万石）
天和01	1681	加々爪直清	遠江掛塚	10,000	譜代	断絶

第12表 改易(家中騒動)一覽

年月日	西暦	氏名	領地	石高	分類	結果
慶長13	1608	筒井定次	伊賀上野	200,000	外様	断絶
慶長15閏0202	1610	堀忠俊	越後福島	300,000	外様	断絶
慶長15閏0202	1610	堀直次	越後三条	50,000	外様	断絶
慶長15閏0202	1610	堀直寄	越後坂戸	50,000	外様	再興(本人、10万石)
元和0106	1615	織田信重	伊勢林	10,000	外様	断絶
元和021218	1616	成田長忠	下野烏山	37,000	外様	減封(子、1万石)
元和0404	1618	村上義明	越後村上	90,000	外様	断絶
元和0407	1618	関一政	伯耆黒坂	50,000	外様	旗本化(養子、5000石)
元和050808	1622	最上義俊	出羽山形	570,000	外様	減転封(本人、1万石)
元和0909	1623	田中吉官	近江・三河・上野内	20,000	外様	旗本化(本人、2000俵)
寛永090404	1632	脇坂安信	美濃国内	10,000	外様	断絶
寛永170726	1640	池田輝澄	播磨山崎	63,000	外様	減転封(子、1万石)
寛永170726	1640	生駒高俊	讃岐丸亀	171,800	外様	減転封(本人、1万石)
寛文060503	1666	京極高国	丹後宮津	78,200	外様	旗本化(子、2000俵)
寛文110403	1671	伊達宗勝	陸奥一関	30,000	外様支藩	本家返還
延宝050315	1677	土井利直	下総大輪	10,000	譜代支藩	旗本化(甥、5000石)
天和0106	1681	松平光長	越後高田	263,000	家門	再興(子、10万石)
天和0202	1682	松平直矩	播磨姫路	150,000	家門	減封→再興(本人、15万石)
天和0202	1682	松平近栄	出雲広瀬	30,000	家門	減封→再興(本人、3万)
貞享010722	1684	土方雄隆	陸奥窪田	18,000	外様	断絶
貞享010730	1684	有馬豊祐	筑後松崎	10,000	外様支藩	本家返還
貞享0410	1687	那須資徳	下野烏山	20,000	外様	旗本化(本人、1000石)
元禄010704	1688	堀田正英	常陸北条	13,000	譜代支藩	旗本化(子2人、300・200石)
元禄050721	1692	松平忠弘	陸奥白河	150,000	譜代	減転封(本人、10万石)
元禄1507	1702	丹羽氏音	美濃岩村	19,000	外様	減転封(本人、1万石)

政治的理由による改易を断行する時点での幕府の方針は、譜代大名と外様大名との間に大きな格差はなかったとみなすことができよう。また、政治的理由による支藩の改易はないため、本家への返還の事例はなかった(第11表参照)。

#### ④ 家中騒動

家中騒動の結果改易となったのは、二五件である(第12表参照)。第8表では、完全に断絶となったのは七件(二八パーセント)のみであり、七割強の大名家は何らかの形

で存続が許された。さまざまな理由により引き起こされた家中騒動の審理に際しては、幕府は概ね主家に対して有利な判決を下す傾向にあり、幕府審理を受けながら改易を免れた大名の事例は多い。幕府は家中騒動により改易とした場合でも、大名の家の存続をはかる方針であった傾向が如実に現れている。特に、他の改易理由と比べれば減転封の割合が高い点は、家格の上では降格だが、大名家としての存続を許した傾向を裏付けている。

再興された家は、慶長一五年（二六一〇）堀直寄（越後坂戸五万石）が改易された直後に信濃飯山四万石を与えられ、最終的に一〇万石になった。この事例は、家康との個人的な関係が強く影響しており、かなり例外的な処置である。残りは越後騒動で改易された松平光長（越後高田二六万三〇〇〇石）養子直富が美作津山一〇万石の事例があり、それに連座した松平直矩（播磨姫路一五万石）豊後日田七万石）出羽山形一〇万）陸奥白河一五万石）松平近栄（出雲広瀬三万）一万五〇〇〇石）二万）三万石）の場合は減転封・減封ののち、元の領知高に復帰した。本家への返還では、外様支藩の伊達宗勝（陸奥一関三万）・有馬豊祐（筑後松崎一万石）の例があるが、譜代支藩の土井利直（下総大輪一万石）の場合は、本知五〇〇〇石を甥利良に与えて旗本化し、加増分の五〇〇〇石は収公した。

大名類型別では、二五件のうち一九件（七六パーセント）を外様大名が占めているのが際だった特徴である。逆にいえば、外様大名の改易の特徴は、家中騒動にもっともよく示されるといえる。したがって、これを法律的と捉えて一般的傾向のなかに解消するよりは、むしろ家中騒動に対する幕府の改易方針を限定的に究明することが、幕府の外様大名に対する統制策を解明する上での重要課題であると位置づけられよう。

### ⑤ 幼少

幼少を理由とする改易は、三件である。元和四年（二六一八）六月二二日に近藤政成（信濃内一万石）が没すると、嫡子重直は七歳の幼少のため、叔父堀親良に五〇〇〇石を与えて後見としたが、その後五〇〇〇石は返還されず近藤

氏は旗本化した。元和五年一月には、土岐定義（撰津高槻二万石）が死去し、嫡子頼行は一二歳で遺領を継いだ。一〇月に下総相馬一万石に減転封後、寛永五年出羽上山二万五〇〇〇石に増転封となった。同六年八月に内藤正勝（安房勝山二万石）が死去すると、嫡子重頼が二歳で遺領を継いだ。幼少のため親族などの願いで一万五〇〇〇石を収公、安房国内で五〇〇〇石が与えられ、貞享二年（一六八五）までに三万三〇〇〇石となった。

幕府が幼少相続を認める際の対応については後述するが、右の事例をみれば幼少を理由に完全に断絶した事例は皆無であり、減転封・減封の場合は後に増転されて復活している。幕府法では一七歳以下の末期養子は認めなかった。幼少で、幼少で大名が早世した場合には養子が迎えられず無嗣断絶になるが、その場合の本質的原因は無嗣であり、幼少は副次的原因に過ぎない点に注意する必要がある。この問題は幼少相続の全体像を把握した上で位置づける必要がある。項を改めて検討したい。

#### ⑥分知

この項目は、藤野氏の分類では、族制的理由のうち「大名の死亡」を原因とする改易に位置づけられたものである。これは大名が死亡した際に分知をした結果として旗本化したものである。したがって、これを改易として扱うのは問題がないわけではないが、大名家としての断絶の意味で別項目とした。大島光義・長谷川守知・仁賀保拳誠・三枝守昌・生駒高俊・柳生宗矩の六例があり、柳生氏は子の宗冬が増されて一万石の大名に復帰した（第三章参照）。

#### 2、無嗣断絶と末期養子

前項で確認したように、大名改易の最多理由は無嗣断絶であった。この大名相続上の大問題に対して、幕府の方針がどのように推移したかを考察するのが本項の課題である。

まず、前掲の第9表をもとに、無嗣断絶となった大名を概観してみたい。無嗣断絶の初見は、慶長八年（一六〇三）九月の武田信吉（家康五男）の例であるが、断絶後には徳川頼宣（家康十男）が五万石を増され二〇万石で水戸に入封した。同一二年三月東条松平忠吉（家康四男）が無嗣断絶した場合も、徳川義直（家康九男）が尾張四七万石で入封した。つまり、この二例は実弟によって遺領相続がなされているので、大名統制の側面を強調するのは妥当ではない。

外様大名の無嗣断絶の初見は、慶長二年（一六〇六）堀鶴千代（越後蔵王三万石）の事例である。堀秀治の二男の鶴千代は、同七年伯父親良の養子となり、同一一年家督を継いだ。早世（没年不詳）したため無嗣断絶となった。他に慶長期の外様大名の無嗣断絶は、中村一忠・金森長光の二例がある。中村一忠は、妻が家康の養女（実は松平康元の娘）であったが、子に恵まれず、兄弟もなかった。同五年の関ヶ原の合戦で幼少の一忠にかわり陣代を勤めた叔父一栄がいたが、これも無嗣であったため、相続を願ひ出さるべき筋目の親族はとりあえずみあたらない。

金森長光は、慶長二年に二歳で父長近の遺領のうち二万三〇〇〇石余の分知を受けて支藩を立てたが、同一六年一〇月に六歳で没したため無嗣断絶となった。この時、家臣島四郎兵衛某・肥田主水忠親・池田図書政長には遺領の内から各一〇〇〇石を与え、御家人に召し出されている。本家金森可重の譜には、「弟五郎八某卒して所領を収めらる、といへども、其領地賜はらざる以前、関原の役にもすでに六万石の軍役を出せしにより、これよりのちもなを先規にしたがひ、諸務をつとむべき旨仰出さる」とあり、この時可重の軍役高が六万石に定められたことを記している。金森長近は関ヶ原合戦の戦功により、二万三〇〇〇石の加増を受けて六万石となっていたため、分知高の収公は金森家の家格および軍役高の問題に直結した。このように、分知高の収公は、第一に家臣団の処遇をどうするかという問題と、本藩高（軍役高）の変更をどう解決するかという問題を派生させたが、これに対する幕府の方針は、有力家臣は御家人化し、本藩の危惧に対しては表向きの家格（軍役）を維持させる優遇措置で対処したのである。



譜代大名の無嗣断絶は、徳川義直（尾張名古屋）の付家老であった平岩親吉が慶長一六年（一六一一）に養子を願わなかつたため（嗣を請わず）断絶したのが初見であり、同一八年九月大久保忠佐が没した時にも、同年四月に嫡子忠兼が死去しており、一族で忠佐の弟忠教を嗣子とすることを議したが、忠教が「他の功をもつて取たる知行何にかせむ」といつて拒否したため、無嗣断絶となった。慶長一七年四月竹谷松平忠清（母は久松俊勝の娘）が二八歳で無嗣断絶となった際には、庶弟清昌（母は鶴殿光正の娘）に五〇〇〇石を与え交代寄合とし、名跡を継がせている。

以上のように、慶長期の無嗣断絶は八件と少ないが、中村一忠の場合以外は、幼少、支藩、大名の側が相続を願わなかつたなどの副次的要因がいずれもあり、その他の場合は幕府は出来るだけ名跡相続を図る方針をとり、幕府が無嗣断絶を大名統制の理由として積極的に利用したような形跡はなかつた。

これに関連して、榊原家（上野館林一〇万石）の例を示しておこう。榊原康勝が元和元年（一六一五）五月二七日に大坂の陣で腫れ物を悪化させて二六歳で没すると、無嗣であつたため、榊原家は断絶の危機の直面した。これを惜しんだ家康は、康勝の甥忠次に遺領を継がせ、忠次が慶長一二年に継いでいた父忠政（康勝の長兄）の遺領遠江横須賀五万五〇〇〇石を収公した。「寛政重修諸家譜」には康勝の没後に家康の命により遺領を継いだとあり、明らかに死後養子である。これは、大坂の陣という非常事態のなかでの大名の急死、および榊原家の由緒による優遇措置であるが、末期養子の原初形態をここに見ることができるといえる。

次に、元和期で無嗣により完全に断絶した外様大名は、里見忠義・成田氏宗・西尾嘉教である。里見忠義は幼少（一説九歳）で遺領を継ぎ、慶長一九年（一六一四）に大久保忠隣事件に連座して改易、伯耆倉吉三万石に減転封となり、元和八年（一六三二）六月に没したため無嗣断絶となった。<sup>5)</sup>慶長八年（一六〇三）十一月成田氏宗は兄重長の死去により嫡子となつたが、重長の懐妊の胎児（新五郎房長）に家督を継がせるよう主張する家中騒動がおきたため、氏

宗は七〇〇〇石の分知を受けた。元和二年（一六一六）長忠が没すると、嫡孫新五郎が幼少のため、氏宗が下野烏山一万七〇〇〇石を継いだ。元和八年急没した。そこで、弟内記泰直に家督相続を願ひ出たが、新五郎を擁する一派が反対する家中騒動が再発したため、幕府は無嗣断絶とした。西尾嘉教（木下大膳大夫某の二男）は、弟氏教（木下大膳大夫某三男）がいたが、慶長期に養父光教の領知のうちから五〇〇〇石を分知され別家となつていたため、特別な措置はとられず、無嗣断絶となつた。

しかし、同じ外様大名でも市橋家の場合は、優遇措置がとられている。元和六年三月一七日に市橋長勝（越後三条四万三〇〇石）が六四歳で江戸に没した。無嗣であつたため、秀忠は甥の長政に近江仁正寺で二万石を与え、家を継がせることにした。これは異例のことであつたらしく、細川忠興も六月八日付け（忠利宛）の書状で「一橋下総病死之由、甥二近江三而貳万石被遣之由、さてく驚申候事」と驚きを隠していない。<sup>6</sup>「市橋家譜」では、「大抵當時之例、死而無子則不得請而立嗣矣、是時長政之得立為嗣、蓋殊例也、是固謂家臣等之懇願」とあり、当時の例では死後養子は異例のことであつたが、家臣の懇願により実現したと説明している。<sup>7</sup>

他に外様大名では、元和五年（一六一九）田中忠政（筑後柳川三万五〇〇石）が無嗣断絶し、同三年に分知を受けていた兄康政（吉興）が近江内に二万石に転封となつた。

譜代大名では、伊奈忠勝（武蔵小室一万）は旗本化（第一一八〇石）、内藤清政（安房勝山三万）は減封（第二万石）となり、支藩本多紀貞（上野白井一万石）は完全に断絶した。

このように、元和期も八件と無嗣断絶の事例は少なく、完全に断絶した家の場合は、政治的理由（里見）や家中騒動（成田）・支藩（本多）といった副次的要因があることが多い。その一方で、幼少（伊奈）の場合に旗本化の優遇措置をとるなど、幕府の方針は必ずしも一貫してはいえないが、慶長期と同様、元和期に幕府が無嗣断絶を理由

に積極的に大名統制を進めた形跡はない。特に、市橋家の場合は慶長期の榊原家のような戦時状況および由緒すらかつたが、死後養子を認める優遇措置がとられている。

この事例は同時に、死後養子を「異例」とする理解が当時の一般的認識であったことを示している。つまり、父子相続が基本である相続慣行の中で、無嗣による断絶は当然のこととする觀念が幕府および大名に共有化されていたと考えられる。いわば武家社会において、無嗣断絶は自明の理であった。そうした觀念の存在にもかかわらず、幕府は副次的要因のない無嗣断絶に対しては家の存続をはかる優遇措置もしくは救済措置をとっていたのである。

次に、家光期（寛永元〜慶安四）に無嗣により完全に断絶したのは、外様大名は織田長則・堀尾忠晴・蒲生忠知・本多政武・佐久間安次・池田長常・堀直定・寺沢堅高・古田重恒の九名、譜代大名は禰津吉直・三浦重勝・菅沼松平忠隆・成瀬之虎・本多大千代の五名、家門松平清道が一名の計一五件となる。

菅沼松平忠隆は寛永九年（一六三二）の没後に嫡子某が生まれたが、病弱で同一二年七月八日没したため名跡相続にはいたらなかった。これに対して、慶安三年（一六五〇）五月織田信勝（外様）が無嗣断絶した時も室が懐妊しており、男子が出生すれば三〇〇〇石を与えることになっていた。しかし、女子のため断絶、叔父信当が三〇〇〇石を与えられ名跡を継いだ。

佐久間安次・成瀬之虎・本多大千代・堀直定・本多勝行は一七歳以下の幼少で没したため、養子相続はできなかったが、真田熊之助（信濃沼田三万石）のように、祖父信之の願いで叔父信政に二万五〇〇〇石、弟信利に五〇〇〇石の分知になった例もある。

蒲生忠知は、寛永四年（一六二七）に兄忠郷の無嗣断絶後に伊予松山二四万石に減転封となる優遇措置を受けたのち、同九年七月家中騒動により幕府裁決をうけるなど藩内が安定せず、結果として同一一年に無嗣断絶となった。古

田重恒も正保三年（一六四六）に後嗣をめぐって家中騒動が生じて藩論が分裂したため、慶安元年（一六四八）結果として無嗣断絶となった。

家光期の無嗣断絶に対する措置は、減封が片桐孝利・一柳直家・久松松平忠憲の三件、減転封が能美松平重忠・蒲生忠郷・鳥居忠恒・京極忠高・杉原重長・菅沼定昭の六件、旗本化が桑山貞晴・那須資重・皆川成郷・織田信勝が五件ある。さらに、家光期の特徴の第一は、右のような優遇措置に加えて、本藩への遺領返還や分知といった形式をとることで、遺領を減ずることなく継承させる優遇措置がとられるようになった点である。

本家への返還は、寛永七年（一六三〇）酒井直次の遺領出羽左沢一万二〇〇石が出羽庄内藩に返還したのを初見として、慶安元年（一六四八）稲葉紀通（丹波福知山四万五七〇〇石）・真田信重（信濃埴科一万七〇〇〇石）の三件がある。

分知の初見は、寛永三年（一六二六）本多忠刻（遺領播磨姫路内一〇万石）で、同八年池田政綱（播磨赤穂三万五〇〇〇）、同一五年真田熊之助（信濃沼田三万石）、慶安三年（一六五〇）本多勝行（大和国内四万石）の四件である。本多忠刻以外は、いずれも支藩という点で共通している。

池田政綱は寛永八年（一六三二）七月二十九日に二六歳で没し、無嗣断絶したため、領地は兄忠雄に与えられるとの上意があったが、弟輝澄・輝興の領地が少ないため、兩人への加増を願ひ出て、輝興は赤穂郡に移されて一万石を増され、すべて三万五〇〇〇石を領し、輝澄には佐用郡のうちに三万石を与え、すべて六万八〇〇〇石を領した。

本多勝行の場合は、父政勝が本家大和郡山一五万石を継いだ時に旧領四万石（播磨国内）を相続したもので、無嗣断絶後は父政勝の養子となった政長に三万石、同政信に一万石が与えられたので、実質的には本家への返還であった。

譜代支藩のなかで遺領を収公される事例が多いのは、新規加増分を分知した場合である。同じ譜代支藩でも、本多

や酒井のように本家への返還が許された事例は、いずれも本知高を分知した場合である。これは関ヶ原合戦後に次第に新規加増を受けた譜代大名と関ヶ原合戦で領国がほぼ固定化した外様大名との領国形成の差に起因しているが、寛永期には、前代の支藩遺領は収公という方針を変更して、支藩領は本家への返還を基本とするように変化したと指摘することができよう。

後述する慶安四年(一六五二)には末期養子の禁緩和が発令され無嗣断絶が減少するが、さらに正徳六年(一七一六)には別朱印を与えられていない内分分家は、無嗣の場合は本家に遺領を返還し、別朱印を与えられている朱印分家は養子による相続を認めるとする法令が制定された(「御触書寛保集成」九八二号)。右の寛永期の変化は、正徳期の分知遺領の処遇に関する法令整備に連なるものと評価できる。

第二の特徴は、寛永期に末期養子を願い出る大名が増え、幕府が個別に対応した事例がみられる点である。この時期の幕府の方針としては、慶長・元和期と同様に無嗣断絶した大名に死後養子をとらせ名跡を継がせる優遇措置をとる場合があった。たとえば、滝川正利(外様)が多病のため勤仕できず、さらに嗣子もないため、寛永二年(一六二五)一月に所領の返還を願い出た際には、一万八〇〇〇石を収公して無嗣断絶としたが、「仰せ」により土岐定義の二男利貞を婚養子として二〇〇〇石を与え、名跡を継がせた。能見松平重忠(譜代)も寛永三年七月無嗣断絶となったが、小笠原秀政の四男を養子として出羽上山四万から摂津三田三万石に減転封させて名跡を継がせた。寛永一五年(一六三八)八月に片桐孝利(外様、大和竜田四万石)が無嗣断絶した後は、弟為元を養子として遺領の内一万石と名跡を継がせている。

ところで、末期養子とは、当主が重病危篤の際に急速に願い出る養子のこととで、急養子ともいわれるものである。<sup>8)</sup>穂積陳重氏をはじめとする従来の説では、慶安四年(一六五二)七月に起こった由井正雪の乱(由井正雪事件)の結果、

牢人対策のため同年二月一日に末期養子の禁を緩和する法令が出されたとしたが、近年の小柴良介氏の研究では、法令以前に末期養子が許可される事例があることから、同法令が家光存生中からの発案であることを指摘し、その緩和の時期をその初見である寛永一七年（一六四〇）黒田之勝（東蓮寺四万石）の事例に求め、以後法令発令までに織田信勝（上野小幡三万石）・大村純信（肥前大村二万七九〇〇石）・相馬義胤（陸奥中村六万石）の計四件の末期養子が許可されたという。

黒田之勝の場合は福岡藩の内分支藩であったため、遺領の収公は本藩領知高の減少となることに配慮して末期養子を認めたものである。織田家の場合は、小柴氏も指摘するように、相次ぐ織田家の断絶に対して末期養子の優遇措置がとられたものであろう。大村家の場合は、純信が死去する五年前の正保三年（一六四六）から養子願いが出されていたが、継嗣をめぐる藩論が分裂する家中騒動が生じており、これに幕府が慎重な対応を示している間に無嗣断絶となつたもので、実質的には末期養子ではない。ただ、これまで見てきたように、家中騒動を伴う無嗣断絶に対して幕府は厳しい態度で臨んでおり、大村家の相続が許可された背景には、純信が死去した慶安三年（一六五〇）五月二六日から許可が出される翌年二月二〇日までに、藩論が純長（伊丹勝長の四男）に統一できたことが大きな要因であつた。相馬家の場合は、事態が入り組んでいる。家光が没したのが慶安四年四月二〇日で、八月一八日に家綱が四代將軍を襲職した。一二月二一日には、五〇歳未満の大名・旗本に末期養子を認める、いわゆる末期養子の禁緩和が伝達された。この動向のなかで、相馬義胤は同年三月五日に没し、末期に及んで忠胤（土屋利直の二男）を婿養子に迎えることを願いでて許され、承応元年（一六五二）二月二八日に忠胤が一六歳で遺領を継いだ。遺領相続が法令後である点が気になるが、これは法令発令以前の末期養子の許可事例と位置づけられ、小柴氏が指摘するように法令が伝達される以前から末期養子は緩和される傾向にあつたといつてよいだろう。

ただし、たとえば小柴氏が緩和の時期とする寛永一七年以降に次のような例がある。正保元年(一六四四)一〇月に杉原重長が末期に及び、九歳の甥重玄の養子を願い出たが、「末期の養子はゆるしたまはざる例」ではあるが、父祖の勤勞により旧領但馬豊岡二万五〇〇〇石のうち一万石が与えられた。同四年九月にも、菅沼定昭(丹波亀山三万八〇〇〇石)が無嗣断絶し、譜代の旧家の由緒をもつて弟定実を嗣子として名跡を継がせ、三河国内一万石に減転封させている。菅沼の場合は、大名の側から末期養子を願いでなかった点で杉原の事例と異なるが、減転封による名跡相続という点では実質的に同じである。つまり、末期養子が許可されず、表向きは無嗣断絶とされながら減転封の形をとり、実質的な末期養子が許可されたものが認められるのである。これは、第一に無嗣断絶後に名跡相続をさせるという優遇措置の延長線上に、末期養子の禁緩和が位置したことを示唆しており、第二に幕府のそうした方針にもかかわらず、大名家の側から末期養子を願わない場合があることを意味している。言い換えれば、寛永期に完全に無嗣断絶する事例と、末期養子の形式は踏まないが幕府が大名家の由緒を重んじて名跡相続を許す事例との差は、大名が養子相続を願い出るか出ないかの差であつたとみてよいだろう。

大名の側から末期養子を願ひ出た初見は、管見の限り、寛永六年(一六二九)九月に没した桑山貞晴である。「寛政重修諸家譜」には、「寛永七年六月さきに兄貞晴終にのぞみて嗣とせむことをこひ申といへども、末期の養子はゆるしたまはらざる例なるにより、其所領を収めらる。しかれども、父祖の勲功をおほしめされ、榮晴をめして名跡となる。このときはじめて台徳院殿にまみえたてまつり、貞晴が遺物中堂来の脇指を献じ、大猷院殿に盛家の刀をたてまつる」とあり、末期養子が認められず無嗣断絶としたが、弟榮晴(二二歳)に名跡相続を許したと記している。榮晴は系図上では養子となっており、実質的には幕府から死後養子を命じられたのであり、同一一年になって麩米五〇〇俵を与えられ、正保三年(一六四六)より書院番を勤めた。

寛永一三年（一六三六）七月には鳥居忠恒が末期に及び、弟忠春がいながら「幼稚」を理由に、戸沢家に養子に出していた弟定盛を呼び返して養子とするよう願ひ出た。これが「末期に及び不法のことを請申せし」とされて所領没収となった。しかし、幕府は七月二日に弟忠春に信州高遠三万二〇〇石を与え名跡を継がせた。

同一四年六月京極忠高は末期養子が認められず断絶したが、甥高和に祖父高次の勲功により播磨龍野六万石を与えて名跡を継がせた。

同一八年九月には池田長常が末期に及び三女に養子縁組を願ひ出たが、「末期の養子はゆるしたまはざる掟」により認められず無嗣断絶となった。弟長信は寛永一七年に小姓組番士に召し出され別家をたてており、兄長常の断絶し翌年一月一〇日に備中国後月郡内に一〇〇〇石を与えられた。<sup>(10)</sup>

同一九年三月一五日に一柳直家が病気に臨み、直次（小出吉親の次男）を婿養子にして遺領相続をさせることを願ひてたが、「末期の養子はゆるされざる法」なので、伊予西条二万八六〇〇石のうち一万八六〇〇石を収公し、養子直次に播磨内一万石が与えられた。この場合は外様支藩であるが、本家に返還はされていない。<sup>(11)</sup>

このように、幕府は表向きは無嗣断絶としながらも、実際には死後養子による名跡相続を許す優遇措置を幕藩制成立時より実行していた。さらに、寛永期には旧禄の自家への返還、もしくは分知により実質的な旧禄の保持を許す優遇措置もとるように変化した。こうした状況の中で、無嗣断絶を自明の理とする大名の意識に変化をもたらし、末期養子を願ひ出るようになった。この動向に対して、幕府は当面表向きには末期養子を禁ずるとしながらも、実質的には末期養子を許す傾向にあり、名実ともに末期養子の禁を緩和したのがまさに慶安四年（一六五二）だったのである。小柴氏は、末期養子の禁緩和に関する従来の説を批判し、同法令の制定は由比正雪事件を直接の契機とするものではなく、前代からの優遇措置を法令化したものと評価した。この見解自体は首肯できるが、なぜ慶安期に同法令を明



文化しなければならなかったのかという問いへの十分な解答にはなっていない。慶安四年にこうした法令が出された背景には、やはり將軍代替りを契機として生じた由比正雪事件を初めとする社会秩序の混乱があった。特に幼少將軍を擁した幕府は、諸大名に代替りの善政を示す必要があり、末期養子の禁緩和はその格好の政策だった。由比正雪事件は直接の契機ではないが、法文化を促進した点での因果関係は認めてもよいと思われる。

ところで、慶安四年(一六五二)一二月に末期養子の禁が緩和された後、寛文九年(一六六九)五月一日養子願いは父の年齢が一七歳以下は不許可の旨が再度命じられた(日記、條令拾遺)。それ以前の事例を見ても、一七歳以下の無嗣の場合は完全に断絶した事例が多いことから、同法令はこれまでの大名相続の慣習を法文化したものであるう。とはいえ、家綱・綱吉期に一七歳以下で無嗣により完全に断絶したのは、能見松平重利(七歳)・池田恒行(七歳)・小出英及(三歳)の三例のみである。実際には、本多勝行(二六歳)・杉原重玄(二七歳)・片桐為次(二五歳)・山崎治頼(八歳)・池田邦照(二三歳)・土井利久(二〇歳)・新庄直矩(二七歳)・戸川安風(九歳)・遠藤常久(七歳)・水野勝岑(二歳)・本多忠孝(一二歳)の十一件は、分知(一件)・減封(三件)・減転封(二件)・旗本化(五件)により家の存続が許されている。

しかし、この時期の重要な問題は、一七歳以下の幼少による無嗣断絶ではない。末期養子の禁が緩和されたのであれば、原則的には五〇歳未満の大名が無嗣により断絶する事態は避けられるはずであるが、実際にはこの後も一八歳以上・五〇歳未満の大名の無嗣断絶が見られることであろう。

まず、北条氏重(保科正直の四男、母は久松俊勝の娘・家康の妹)は、慶長一六年(一六一二)家康・秀忠の命により氏勝の養子となり遺領下総岩富一萬石を継ぎ、その後加増転封されて遠江掛川三萬石となったが、万治元年(一六五八)六月に無嗣断絶となった。堀通周(天方俱通の長男)は利長の婿養子となり、万治元年閏一二月に遺領常陸玉取一萬二

〇〇〇石を継いだが、延宝七年（一六七九）一二月狂氣し、無嗣により断絶した。これなどは氏重・通周が養子であったことが副次的要因である。これを相続全体の問題に還元して考えれば、養子で無嗣の場合は断絶という原則が確認でき、そうした相続意識が第二章で指摘した無嗣の養子大名の早期隠居を押し進める構造を生み出していた。

水谷勝美（三一歳）の場合は、元禄六年（一六九三）一〇月に、末期養子として勝晴（水野勝早の長男、一三歳）を迎えようとしたが、遺領襲封の前に急死したため所領没収、勝美の弟勝時に祖先の勲功により三〇〇〇石を与え寄合とし名跡を継がせた。小出重興の場合は、同九年（一六九六）四月に末期養子に弟重昌を願ひ出たが、許可の出ない内に重昌も急死したため無嗣断絶した。

寺沢堅高は、天草・鳥原の乱の罪科により天草四万石を没収されて肥前唐津八万石となり、寛永一六年（一六三九）六月一二日には出仕を許されたが、正保四年（一六四七）に自殺したため、無嗣断絶となった。水井尚長（丹後宮津七万三六〇〇石）は延宝八年（一六八〇）五月家綱の葬儀の際に内藤忠勝が発狂して尚長を殺害したため無嗣断絶となったが、弟直円が大和新庄一万石を与えられ家名存続が許された。

酒井忠解（出羽庄内新田）は新田分知であったため、遺領は収公された。逆に、家門の越前松平隆政の場合は、蔵米支給で封地はなかったため本家に返還された。

寛文四年（一六六四）閏五月七日上杉綱勝（二七歳）が急逝し、綱憲（吉良義央の長男）を末期養子に願ったが、六月五日に「末期の養子は認められずといえども、かつてこひ申すむね」により半知となり、出羽米沢三〇万石が一五万石となった。

以上のように、家綱期以降にも無嗣断絶は見られるが、上杉氏の事例を除いていずれも副次的要因があるか、大名が末期養子を願ひでない場合である点を確認しておきたい。

## 3、幼少相統

はじめに、幼少年齢とは何歳なのかを検討しておこう。明治六年(一八七三)一月二二日第二八号布告第二条では、「幼少ニテ家督可致節ハ、家事ヲ取行候儀差支候ニ付、親戚又ハ他人ニテモ相当ノ者相撰、後見可為致事」と華士族の後見法を定めた。この直後、二月四日に佐賀県より後見の年限を確認する伺が出され、三月九日に「当主十五歳ニ相成候得バ、後見差免シ不苦候」と、一五歳の年齢が示された。しかし、その後も一五歳以上か未満かをめぐって議論があり、最終的に一五歳未満と定まった<sup>12</sup>。これをみれば、明治初期にいたっても、後見人をおく幼少年齢は曖昧であつたことがわかる。

律令における成人男性(中男)の年齢は一七歳以上であり、江戸時代の末期養子の禁緩和後も、「跡目之儀、養子は存生之内可致言上、及末期雖申之、不可用之、雖然、其父年五拾以下之輩は、雖為末期、依其品可立之、拾七歳以下之もの於致養子は、吟味之上許容すへし」(寛文三年諸士法度第十八条)と規定されたように、一七歳以上が成人男性の一つの基準年齢であつた形跡はある。ただし、江戸期の武士は元服儀礼を通過することで成人と認定されるが、元服年齢は個人の成長差に基づいて一定ではない。石井良助氏が「的確な事は知る由もなく、また的確な制度も存しなかつたと考えられる」と指摘した<sup>13</sup>ように、前近代社会では成人年齢の固定的な規定はなく、本稿での事例をみても、近世大名の成人年齢は元服する一六歳前後と広く捉えた方がよさそうである。

ところで、藤野保氏の研究によれば、幼少を理由に改易された大名として、日根野・大島<sup>14</sup>・成田・近藤・仁賀保・松下<sup>15</sup>の五家をあげている。

まず、日根野吉明は慶長五年(一六〇〇)に父高吉の遺領信濃高島二万七〇〇〇石を一四歳で継いだが、同七年所

領八〇〇〇石に削られ、下野壬生一万九〇〇〇石に減転封となった。「寛政重修諸家譜」にはその理由を記していないが、仮に「幼少」が改易の理由となるのであれば、慶長五年の相続時に改易されているはずであり、この減転封には何らかの政治的な理由があったものと思われる。その後、吉明は加増され、豊後府内二万石となったが、継嗣をめぐる家中騒動が生じた結果、明暦二年（一六五六）に七〇歳で没すると無嗣断絶となった。

慶長九年（一六〇四）八月二三日に大島光義（外様、美濃関一八〇〇〇石）が九七歳で没した。「徳川除封録」では、嫡子光成は幼少のため二五〇〇石を削られ七五〇〇石を領し、残る遺領は二男光政に四七五〇石、三男光俊に三二五〇石を分知したとされるが、実際には四男光朝に二五五〇石を分知しており、兄弟四人で分知した結果、旗本化したものである。また、光成は慶長九年時に四六歳の壮年であり、「幼少」というのは誤りである。

成田長忠の場合は既述のように、元和二年（一六一六）に長忠が没し、嫡孫新五郎が幼少のため、長忠の二男氏宗が烏山城二万石を中継相続したが、同八年に急死し、弟内記と嫡孫新五郎とをめぐる後継争いが生じたため、幕府はどちらにも相続を認めず無嗣断絶としたものである（「無子領知被召上之」「断家譜」卷一四、第二卷）。

近藤政成（信濃内二万石）の場合も繰り返しになるが、元和四年（一六一八）六月二日に死去し、嫡子重直は同年二月一三日に秀忠に目見えを果たしたが、幼少（幼稚）であったため、遺領のうち五〇〇〇石を与えて寄合とし、残る五〇〇〇石は叔父堀親良に与えて、重直が成長するまでの後見を命じた。しかし、結局遺領五〇〇〇石は返還されず、近藤家は旗本化したもので、「幼少」を理由に改易となったものではない。また、第三章で確認したように、幼少相続時における後見人への分知は一般におこなわれている。したがって、この事例は分知による旗本化と考えるべきであろう。

仁賀保孝誠が寛永二年（一六二五）二月二四日に六四歳で没すると、遺言により遺領一万石は嫡子良俊に七〇〇〇

石、二男誠政に二〇〇〇石、三男誠次に一〇〇〇石の分知となった。この時良俊は三三歳であり、「幼年」ではない。誠政は元和元年(一六一五)に誠次は同四年に秀忠に初目見えし、家光の小姓、書院番に召し出されているところからも、分知は兄弟三人をそれぞれ直参の家として將軍家に奉仕させることを目的としたものである。つまり、仁賀保氏の場合も、良俊が「幼少」のため改易されたとするのは誤りであり、正しくは分知による旗本化であった。

松下重綱は、慶長三年(一五九八)父の遺領遠江久野一万六〇〇石を継いだが、慶長八年(一六〇三)常陸小張に移され、元和二年(一六一六)下野烏山二万八〇〇石、寛永四年(一六二七)には陸奥二本松五万石と加増転封となった。同年一〇月二日に四九歳で没すると、嫡子長綱は陸奥国三春三万石に移され、二万石は収公された。「寛政重修諸家譜」では「長綱幼年たるにより」、「徳川除封録」には「幼ニシテ藩任に堪へず、家臣相争訴スルヲ以テ」と理由を記している。しかし、長綱はこの時一九歳であり、「幼年」とするのは妥当ではない。

他にも、外様大名の金森長光は、慶長十二年(一六〇七)に二歳で父の遺領のうち二万石の分知を受けていたが、同一六年一〇月に六歳で没した。「寛政重修諸家譜」では、「幼にして卒」したため領知没収となったと理由づけているが、基本的には無嗣断絶が理由である。

内藤家の場合は、家光老中を勤めた清次が元和三年(一六一七)に四一歳で没すると、女子が一人だったため、一五歳の弟清政に遺領常陸内二万六〇〇石が与えられ、同八年安房勝山三万石に加増転封となり、翌九年六月二六日に二一歳で没した。無嗣であったため、弟正勝に遺領の内二万石を与え、残る一万石は収公となった。しかし、正勝も寛永六年八月三日に二二歳で没し、嫡子重頼は二歳の「幼稚」であったため、外祖父板倉重宗など親族の願いにより、正勝の遺領一万五〇〇石を収公され、安房国長狭郡内に五〇〇石を与えられた。のち、重頼は加増され、大坂城代・京都所司代に進み、三万三〇〇石を領している。これは、内藤家の相次ぐ無嗣断絶に対して幕府は遺領相

統を許す優遇措置をとったが、幼少相統に際しては、大名の側から自発的に収公を願い出て一旦は旗本化したものであり、幕府が幼少を理由に改易したのではない。

幼少相統の際に領地返上を願い出た例としては、慶安二年（一六四九）一二月二六日に細川光尚が三一歳で没すると、肥後熊本五四万石の返上を願いでたが、幕府は翌年四月一八日に嫡子六丸（綱利、八歳）の遺領相統を認め、小笠原忠真を後見人に任命し、国目付を派遣した。これは断絶した事例ではないが、幼少相統の場合に大名側から自発的に収公を願ひ出した事例である。

寛永一八年（一六四二）三月二五日加藤明利（准譜代、陸奥二本松三万石）が没すると、子の明勝（一一歳）には三〇〇〇石を与えて名跡を継がせて旗本化した。正保二年（一六四五）二月四日に没したため、さらに第三左衛門に麩米一〇〇〇俵が与えられた。「除封録」では、いずれも「幼ニシテ藩任に堪ヘサルヲ以テ」知行を削るとしているが、「寛政重修諸家譜」では、「明利年ころやまひにかゝり、其死するの状よからざるにより、領地をおさめられ」とあり、明勝の譜では「嗣なくして家たゆ」とあるので、いずれも「幼少」が理由で改易となったものではない。

幼少のため相統を見合わせた事例としては、石川家の事例がある。美濃大垣城主五万石の石川康通が慶長一二年（一六〇七）七月二六日に五四歳で没すると、嫡子忠義は一一歳の幼少であったため、祖父家成が再び大垣藩主となった。同一四年一〇月二九日に家成が七六歳で没すると、忠義は「御勘気をかうぶり塾居」を命じられ、大久保忠隣の二男で、家康の命により石川家成の養子となっていた忠総（二八歳）が石川家の家督を継いだ。<sup>16</sup>この事例は、幼少相統を避けて、祖父が藩主に再任したのであって、「幼少」を理由とする改易ではない。忠義の改易理由も、その不行跡を原因とするものである。

このように、「幼少」を理由とする改易と理解されるものの多くは、後年の「徳川除封録」や「廢絶録」の作者が

理由づけたもので、実際には「幼少」を理由として完全に断絶する改易事例はなかったのである。

ところで、幼少相統の実態を追究した研究として進士慶幹氏の研究<sup>(17)</sup>があるが、残念ながら部分的な事例の提示にとどまっている。そこで、慶長八年(一六〇三)から宝永五年(一七〇八)までの一七歳以下の幼少相統の事例を年齢順に第13表に掲載した。第14表は相統年代順である。ともに、新規の幼少取立て、あるいは無嗣断絶後の新規名跡取立ても含めている。ほとんどが遺領相統であるが、なかには家督相統もある。第15表はそれらの年齢別内訳である。

幼少相統は慶長八年(一六〇三)から見られ、里見忠義(二〇歳)、松浦隆信(二三歳)、小出三尹(二五歳)の相統が認められている。特に幕府草創期には、三家の創出に代表される幼少取立てがおこなわれており、四代將軍自身が幼少相統という事情もある。七件の家督相統年が不詳だが、有効データ件数九九〇件の平均年齢は約二四歳(二三・七歳)である。そのうち、一七歳以下の幼少相統は三四六件で、有効件数(九九七件)の三四・七パーセントにあたる。約三割強が幼少相統であったことになる。この実態は、幕藩制初期から幕府が幼少相統を基本的に許可する方針をとっていたことを明示しており、「幼少」を理由に大名が改易となった場合には何らかの副次的要因があった。

最少相統年齢は一歳で、二件ある。まず、成瀬之虎は寛永一一年成瀬之成(下総栗原一万六〇〇石)の二男として生まれた。兄が早世したため嫡子となり、寛永一一年一〇月二八日之成が死去後、一二月に遺領相統が許された。しかし、同一五年一二月二日に五歳で没したため無嗣断絶となった。

水野勝岑は、元禄一〇年(二六九七)二月一〇日水野勝種(備後福山一〇万石)の七男として福山で生まれた。兄たちがすべて早世していたので、一歳で藩主となった。襲封の礼を述べるため翌一一年三月福山を出発、四月二八日に江戸についたが、道中に発病し、五月四日將軍綱吉への目見えを果たしたが、翌日死亡した。そのため、水野家は無嗣断絶となったが、「先祖の旧勲」により初代藩主勝成の末子勝忠の二男勝直の嫡子数馬に一万石を与えて名跡を継

第13表 幼少相統一覽(年齢順)

相統年月日	西曆	氏名	襲	減	転	領	地	石	高	没	無嗣	類別
寛永1112	1634	成瀬之虎	1			下総栗原		16,000		5	断絶	譜代
元禄101022	1697	水野勝岑	1			備後福山		100,000		2	減転封	譜代
慶長0811	1603	徳川頼宣	2			常陸水戸		200,000		70		三家
慶長12	1607	金森長光	2			美濃・河内内		20,000		6	断絶	外様支藩
寛永0307	1626	織田信昌	2			美濃小幡		20,000		26		外様
寛永190599	1642	遠山友貞	2			上野小幡		10,511		35		外様
正保030228	1646	内藤政親	2			陸奥泉		20,000		52		譜代支藩
承応031222	1654	西尾忠成	2			駿河田中		25,000		61		譜代
万治010614	1658	真田幸道	2			信濃松代		100,000		71		外様
万治030825	1660	伊達綱村	2			陸奥国仙台		620,000		61		外様
寛文040605	1664	上杉綱憲	2			出羽米沢		150,000		42		外様
元禄080214	1695	小出英及	2			但馬出石		44,000		3	断絶	外様
元禄080605	1695	奥平昌成	2		転	下野宇都宮9万→元禄11年丹波宮津→享保02年豊前中津10万		90,000		53		譜代
慶長12	1607	平岡頼資	3			美濃徳野		10,000		49		外様
元和051099	1619	亀井茲政	3			石見津和野		43,468		64		外様
元和060515	1620	大村純信	3			肥前大村		27,900		33		譜代
寛永090618	1630	内藤重頼	3	減		備前岡山→因幡鳥取		5,000		63		外様
寛永090826	1632	池田光仲	3	転		信濃飯山		320,000		64		外様
寛永100203	1633	毛利高直	3			豊後佐伯		30,000		9	断絶	外様
寛永11	1634	真田熊之助	3			信濃沼田		20,000		34		外様
寛永15	1638	本多犬千代	3			下野磐川		30,000		7	分知	外様
正保020613	1645	前田綱紀	3			加賀金沢		28,000		5	断絶	譜代
慶安020599	1649	九鬼隆昌	3			摂津三田		1,025,020		82		外様
承応010208	1652	山崎治頼	3			讃岐丸亀		36,000		23		外様
寛文030203	1663	水野勝種	3			備後福山		53,000		8	旗本化	外様
寛文041126	1664	毛利高重	3			豊後福山		100,000		37		譜代
寛文070619	1667	榊原政倫	3	転		豊後佐伯		20,000		21		外様
						播磨姫路→越後村上		150,000		19		譜代



延宝080205	1680	織田信休	3		丹波柏原	20,000	45		外様
元禄0112	1688	大関増恒	3		下野黒羽根	18,000	74		外様
元禄070618	1694	京極高成	3		讃岐丸亀	51,467	33		外様
慶長080128	1603	徳川義直	4		甲斐甲府	250,000	51		三家
慶長110999	1606	徳川頼房	4		越後下妻	100,000	59		三家
寛永161022	1639	堀直定	4		越後村上	100,000	7	断絶	外様
正保2閏0526	1645	一柳直治	4		伊豫小松	10,000	75		外様支藩
承応021012	1653	毛利綱元	4		長門長府	50,000	60		外様支藩
明暦010703	1655	有馬頼利	4		筑後久留米	210,000	17		外様
寛文021204	1662	松平重利	4		下野皆川	10,500	7	断絶	外様
寛文120305	1672	金森頼時	4		飛騨高山	38,700	68		外様
延宝050527	1677	士井利良	4	減	下総大輪1万→5000	5,000	53		譜代支藩
元禄020606	1689	遠藤常久	4		美濃郡上八幡	24,000	7	減転封	譜代
元禄079618	1694	京極高通	4		讃岐多度津	10,000	53		外様支藩
宝永051227	1708	松浦鄰	4		肥前平戸新田	10,000	24		外様支藩
慶長080214	1603	池田忠継	5		備前岡山	380,000	17		外様
慶長12	1607	稲葉紀通	5		伊勢田丸	45,700	46	本家返還	外様
慶長19	1614	秋月種春	5		日向高鍋	30,000	50		外様
元和010628	1615	池田輝興	5		播磨佐用	25,000	37		外様支藩
寛永010699	1624	松平忠憲	5	転	美濃大垣5万→信濃小諸45000、兄忠利に分知5000	45,000	28	減封	譜代
寛永13	1636	京極高直	5		丹後田辺	35,000	32		外様支藩
寛永140908	1637	島津久雄	5		日向佐土原	30,000	31		外様
寛永160303	1639	本多勝行	5		播磨郡内	40,000	16	分知	譜代
寛永201207	1643	織田秀一	5		大和柳下	10,000	49		外様
正保041211	1647	酒井忠解	5		出羽庄内新田大山	10,000	26	断絶	譜代支藩
寛文121015	1672	奥平昌章	5	転	山形出羽9万→下野宇都宮9万	90,000	28		譜代
延享030323	1675	戸川安風	5		備中屋瀬	20,000	9	旗本化	外様
天和030311	1683	酒井忠胤	5		安房勝山	12,000	34		譜代
元禄031110	1680	松平乗邑	5	転	肥前津津→元禄4物目日志摩島原→宝永7年伊勢龜山→享保年山城淀→享保8年下総佐倉	60,000	61		譜代
元禄040914	1691	五島盛佳	5		肥前福江	12,530	48		外様
元禄160906	1703	細川興生	5		肥後宇土	30,000	39		外様支藩

慶長09	1604	堀尾忠晴	6		出雲松江	240,000	35	断絶	外様
慶長170325	1612	久留島通春	6		豊後森	14,000	49		外様
慶長179999	1612	土屋利直	6		上総久留里	21,000	69		譜代
元和02	1616	大関高増	6		下野黒羽根	20,000	36		外様
寛永071225	1630	立花種長	6		筑後三池	10,000	87		外様
寛永160303	1639	松平忠俱	6	転	遠江掛川→信濃坂山	40,000	63		譜代
慶安011009	1648	松前高広	6		蝦夷松前	10,000	23		外様
万治031103	1660	堀田正休	6		慶米1万俵	10,000	77		譜代
寛文030325	1663	池田邦照	6		播磨新宮	10,000	13	旗本化	外様
延宝050321	1677	池田恒行	6		播磨山崎	30,000	7	断絶	外様
慶長11	1606	織田長則	7		美濃野村	10,000	32	断絶	外様
慶長19	1614	松平忠隆	7		美濃加納	100,000	25	断絶	譜代
慶長191118	1614	奥平忠昌	7		下野宇都宮	110,000	61		譜代
寛永021099	1625	相馬義胤	7		陸奥国中村	60,000	33		外様
寛永02211	1625	北条氏宗	7		河内狭山	11,000	67		外様
寛永140908	1637	堀直輝	7		信濃須坂	10,053	39		外様
寛永170315	1640	黒田之勝	7		筑前栗運寺	40,000	30		外様支藩
寛永200503	1643	堀直吉	7		越後安田	30,000	40		外様
慶安010614	1648	松平直相	7	転	姫路藩→慶安2年越後村上→寛文7年播磨姫路15万→天和2年豊後日田7万→貞享3年出羽山形10万→元禄8年陸奥白河15万	150,000	54		家門
慶安040814	1651	内田正衆	7		下野鹿沼	15,000	55		譜代
寛文050612	1665	黒田長重	7		筑前杵臼	50,000	52		外様支藩
寛文050705	1665	松前矩広	7		蝦夷松前	10,000	62		外様
元禄080619	1695	永井直達	7		摂津高槻	36,000	18		譜代
元禄081102	1695	前田利英	7		上野七日市	10,014	20		外様
元禄120329	1699	内田正偏	7		下野鹿沼	13,000	51		譜代
元禄160205	1703	有馬一準	7		越前丸岡	50,000	61		外様支藩
宝永010510	1704	本多忠孝	7		播磨姫路	150,000	12	減封	譜代
慶長161299	1611	大久保忠胤	8		武蔵騎西	20,000	67		譜代
慶長19	1614	小笠原政信	8		下総古河	20,000	34		譜代
元和02	1616	池田光政	8	減転	播磨姫路42万→元和3年因幡鳥取32万→寛永9年備前岡山31万5千	320,000	74		外様

元和04	1618	伊奈忠勝	8		武藏小室	10,000	9	旗本化	譜代
元和060399	1620	西尾忠照	8		下総土浦2万	25,000	42		譜代
寛永07	1630	總田信勝	8		丹波柏原	36,000	28	旗本化	外様
寛永19閏0901	1642	佐久間勝豊	8		常陸北条	10,000	51		外様
正保010901	1644	土井利直	8		下総古河	5,000	41		譜代支藩
正保021229	1645	上杉綱勝	8		出羽米沢	300,000	27		外様
慶安030418	1650	細川綱利	8		肥後熊本	541,169	72		外様
慶安030901	1650	織田信久	8		上野小幡	20,000	72		外様
慶安0404	1651	徳川綱重	8		甲斐・駿河	150,000	35		家門
寛文021204	1662	京極高豊	8		讃岐丸亀	61,467	40		外様
寛文080821	1668	南部直政	8		陸奥国八戸	20,000	39		外様
延宝011212	1673	土井利久	8		下総古河	100,000	10	減封	譜代
延宝021111	1674	丹羽氏明	8		美濃岩村	19,000	20		外様
貞享030925	1686	板倉重回	8		上野安中	15,000	39		譜代
宝永021026	1705	松平信維	8		出雲松江	186,000	34		家門
慶長090725	1604	松平信綱	9		—	—	67		譜代
慶長14	1609	北条氏信	9		河内狭山	11,000	25		外様
慶長150223	1610	池田忠雄	9		淡路	320,000	31		外様
元和061299	1620	水野忠善	9		下野山川	35,000	65		譜代
元和09071	1623	加藤直泰	9		伊豫新谷	10,000	68		外様支藩
寛永1111028	1634	内藤政晴	9		陸奥泉	20,000	20		譜代支藩
寛永181122	1641	三浦安次	9		下野壬生	20,000	50		譜代
正保02閏0526	1645	杉原重安	9		但馬豊岡	10,000	17	減封	譜代支藩
正保041299	1647	酒井忠恒	9		出羽松山	20,000	37		外様
明暦031002	1657	秋元喬知	9		甲斐谷村	18,000	66		譜代
万治010227	1658	牧野康道	9		越後与板	10,000	71		譜代支藩
万治010907	1658	土井利益	9		下総古河内	10,000	64		譜代
万治01閏1218	1658	堀通周	9		常陸玉取	12,000	45	旗本化	外様
寛文100418	1670	高木正豊	9		河内丹南	10,000	20		譜代
延宝010513	1673	松平直丘	9		出雲母里	10,000	48		家門
延宝030323	1675	淺野長矩	9		播磨赤穂	50,000	35		外様

天和030502	1683	榊原政報	9		越後村上	150,000	52		譜代
天和030803	1683	毛利匡広	9		長門清末	50,000	55		外様支藩
貞享03閏0327	1686	丹羽氏音	9		美濃岩村	20,000	28	末期養子	外様
元禄050709	1692	前田利昌	9		加賀大聖寺新田	10,000	26		外様支藩
宝永040513	1707	牧野成央	9	転	三河吉田	80,000	21		譜代
慶長08	1603	里見忠義	10		安房館山	120,000	29	断絶	外様
慶長11	1606	水谷勝隆	10		常陸下館	32,000	68		外様
慶長1507	1610	松平忠重	10		武蔵深谷	8,000	39		譜代
慶長170599	1612	蒲生忠郷	10		陸奥会津	600,000	25	減転封	外様
元和060499	1620	蜂須賀忠英	10		阿波徳島	257,000	42		外様
寛永010315	1624	松平光長	10		越後高田	263,000	93		家門
寛永02	1625	米津田盛	10		武蔵下総他	5,000	69		譜代
寛永140104	1637	酒井忠信	10		上野伊勢崎	22,500	78		譜代支藩
寛永170914	1640	小笠原貞信	10	転	上総関宿22700-9月28日美濃高須22777→元禄4年7月26日越前勝山22777	22,777	84		譜代
正保021019	1645	松平光通	10		越前福井	450,000	39		家門
正保030611	1646	細川行孝	10		肥後宇土	30,000	54		外様支藩
寛文020922	1662	増山正次	10	転	三河西尾2→寛文3年常陸下館23000→元禄15年伊勢長島2万	20,000	52		譜代
延宝020723	1674	牧野忠辰	10		越後長岡	74,000	58		譜代
延宝040630	1676	遠藤常春	10		美濃郡上八幡	24,000	23		譜代
延宝041025	1676	松平定陣	10		伊豫今治	35,000	36		譜代
延宝071013	1679	毛利元賢	10		周防徳山	45,000	21		外様支藩
延宝080807	1680	水井直円	10		大和郡庄	10,000	66		譜代
元禄050509	1692	遠藤胤親	10		常陸下野内	10,000	53		譜代
元禄051220	1692	松平忠雅	10		出羽山形	100,000	64		譜代
元禄070306	1694	小堀政房	10		近江小室	10,630	29		外様
元禄160812	1703	佐竹義格	10		出羽秋田	205,800	22		外様
宝永050407	1708	前田利理	10		上野七日市	10,014	58		外様
慶長09	1604	松平成重	11		下野坂橋	10,000	40		譜代
慶長111111	1606	堀忠俊	11		越後福島	450,000	26		外様
慶長1211	1607	松平忠昌	11		上総姉崎	525,000	49		家門
慶長13	1608	本多政武	11		大和高取	25,000	40	断絶	外様

慶長1509	1610	大田資宗	11		?	500	81		譜代
慶長160899	1611	加藤忠広	11		肥後熊本	541,169	53		外様
慶長19	1614	堀直景	11		上総刈谷	10,000	72		譜代
元和010628	1615	池田政綱	11		播磨赤穂	35,000	27	分知	外様支藩
元和011299	1615	榊原忠次	11		下野館林	100,000	61		譜代
元和020915	1616	徳川忠長	11		甲斐甲府	238,000	28		家門
元和0308	1617	堀直升	11		信濃須坂	10,053	31		外様
元和070799	1621	生駒高俊	11		讃岐丸亀	171,800	49		外様
正保010518	1644	松平清道	11		播磨姫路新田	30,000	11	断絶	家門
正保02置0526	1645	本多利長	11	転	三河岡崎5万→6月27日遠江横須賀43440→天和2年出羽村山1万	43,440	58		譜代
慶安030807	1650	戸沢正誠	11		出羽新庄	68,200	83		外様→譜代
明暦011219	1655	五島盛勝	11		肥前福江	12,530	34		外様
明暦020202	1656	津輕信政	11		陸奥弘前	47,000	65		外様
万治01閏1202	1658	分部嘉高	11		近江大溝	21,000	23		外様
万治020207	1659	一柳未礼	11		播磨小野	10,000	64		外様
寛文060799	1666	蜂須賀綱通	11		阿波徳島	257,000	23		外様
寛文090225	1669	仙石政明	11		信濃上田	58,000	59		外様
天和030629	1683	土井利知	11		越前大野城	40,000	73		譜代支藩
貞享011212	1684	石川乘紀	11		信濃小諸	20,000	43		譜代
貞享020922	1685	六郷政晴	11		出羽本庄	20,800	67		外様
元禄071125	1694	宗義方	11		対馬府中	10,000	35		外様
元禄120711	1699	徳川吉通	11		尾張名古屋	619,500	25		三家
宝永020229	1705	大田資晴	11	転	駿河田中→4月12日陸奥柳倉→享保13年上野館林5万	50,000	46		譜代
宝永020504	1705	丹羽薫氏	11		越後高柳	10,000	63		外様
宝永020605	1705	鍋島直堅	11		肥前鹿島	20,000	33		外様支藩
慶長150502	1610	島津忠興	12		日向佐土原	30,000	39		外様
元和010299	1615	宗義成	12		対馬府中	20,000	54		外様
元和010628	1615	池田輝登	12		播磨山崎	38,000	59		外様
元和030503	1617	最上義俊	12		出羽山形	570,000	26		外様
元和0512	1619	土岐頼行	12	減転	摂津高槻2万→下総相馬1万→寛永5年出羽上山25000	10,000	77		譜代
元和06	1620	岩城吉隆	12		信濃川中島	20,000	63		外様

元和0605	1620	遠山秀友	12	美濃苗木	10,511	34	外様
元和091099	1623	黒田高政	12	筑前東運寺	40,000	28	外様支藩
寛永030916	1626	小笠原長次	12	播磨龍野	60,000	52	譜代
寛永0506	1628	仙石政俊	12	信濃上田	60,000	58	外様
寛永110203	1634	稲葉正則	12	相模小田原	85,000	74	譜代
寛永150499	1638	阿部正能	12	上総大多喜	10,000	59	譜代
寛永200699	1643	細川興隆	12	常陸谷田部	12,600	59	外様
正保031112	1646	大岡增親	12	下野黒羽根	18,000	28	外様
万治010907	1658	土井利重	12	下総古河	100,000	27	譜代
寛文120806	1672	織田長明	12	大和芝村	10,000	39	外様
延宝050206	1677	松平信庸	12	丹波篠山	50,000	52	譜代
天和020209	1682	酒井忠真	12	出羽庄内	140,000	61	譜代
貞享030829	1687	松平信通	12	大和平群	10,000	47	譜代
元禄061207	1693	伊達村豊	12	伊豫吉田	30,000	56	外様支藩
元禄1105	1698	九鬼隆直	12	丹波綾部	19,500	66	外様
元禄140203	1701	丹羽秀延	12	陸奥二本松	10,700	39	外様
元禄160906	1703	池田仲央	12	因幡鳥取東鎮	30,000	62	外様支藩
宝永030925	1706	永井直英	12	摂津高槻	36,000	21	譜代
慶長08	1603	松浦隆信	13	肥前平戸	63,200	47	外様
慶長09	1604	松平定綱	13	下総山川	5,000	60	譜代
慶長100628	1605	前田利常	13	加賀金沢	1,192,760	66	外様
慶長120427	1607	松平忠直	13	越前福井	680,000	56	家門
元和010721	1615	建部政長	13	摂津国内	10,000	70	外様
元和090713	1623	加藤泰興	13	伊豫大洲	60,000	67	外様
寛永080401	1631	津軽信義	13	陸奥津軽	47,000	37	外様
寛永110601	1634	松平光重	13	播磨明石	70,000	47	譜代
寛永130721	1636	島居忠春	13	信濃高遠	30,200	40	譜代
寛永140908	1637	前田利意	13	上野七都市	10,014	61	外様
寛永171199	1640	伊東長治	13	備中國田	10,343	31	外様
慶安040220	1651	毛利綱広	13	長門萩	369,411	51	外様
寛文0909	1669	九鬼隆律	13	摂津三田	36,000	30	外様

寛文120209	1672	松平信輝	13		武蔵川越	70,000	66		譜代
延宝041025	1676	島津久寿	13		日向佐土原	30,000	30		外様
延宝050929	1677	新庄直詮	13		常陸麻生	10,000	44		外様
天和010219	1681	保科正容	13		常陸会津	230,000	63		家門
天和010227	1681	亀井茲親	13		石見津和野	43,468	63		外様
貞享030304	1686	堀親常	13		信濃飯田	20,000	24		外様
貞享0311	1686	九鬼副隆	13		摂津三田	36,000	24		外様
元禄120322	1699	立花貞長	13		筑後三池	10,000	61		外様
宝永021203	1705	井伊直矩	13		越後与板	20,000	50		譜代
慶長101113	1605	山内忠義	14		土佐高知	202,600	73		外様
元和02	1616	京極高通	14		丹後峰山	13,000	63		外様
元和031099	1617	立花種次	14		常陸筑波	5,000	27		外様
元和05	1619	青木重兼	14		摂津麻田	10,000	77		外様
元和091099	1623	黒田長興	14		筑前秋月	50,000	56		外様
寛永01	1624	渡辺吉綱	14		武蔵国内	3,000	58		譜代
寛永0602	1629	杉原重長	14		但馬豊岡	25,000	29	減転封	外様
寛永090811	1632	松平忠房	14	転	三河吉田→河2日三河刈屋→慶安2年丹波福知山4590→寛文9年肥前島原5590	30,000	82		譜代
寛永140104	1637	酒井忠清	14		上野厩橋	10,000	58		譜代
正保010518	1644	松平忠弘	14	転	播磨郡津→慶安2年御起取→寛文2年下野宇都宮→文和2年鹿島白河→元禄3年出羽山形05	100,000	70		譜代
正保010901	1644	土井利房	14		下野足利内	10,000	53		譜代
正保010901	1644	土井利長	14		下総古河内	10,000	66		譜代
慶安040814	1651	堀田正英	14		常陸佐倉新田	5,000	51		譜代
承応030810	1654	片桐為次	14		大和竜田	10,000	15	旗本化	外様
明暦031002	1657	松平定重	14		伊勢桑名	110,000	74		譜代
寛文010613	1661	木下俊長	14		豊後日出	25,000	69		外様
寛文030325	1663	京極高盛	14		丹後田辺	33,000	60		外様
寛文040219	1664	島津忠高	14		日向佐土原	30,000	26		外様
寛文111219	1671	阿部正邦	14		武蔵岩槻	100,000	58		譜代
延宝040319	1676	本多重益	14		越前丸岡	43,300	71		譜代
延宝050519	1677	永井直敬	14		山城国内	30,000	48		譜代
延宝070628	1679	本多忠国	14	加転	大和郡山12万→陸奥福島15万→天和2年播磨姫路	150,000	39		譜代

貞享030829	1687	松平忠之	14	下総古河	80,000	22		譜代
元禄081129	1695	牧野成春	14	下総関宿	73,000	26		譜代
元禄090704	1696	立花鑑任	14	筑後柳川	109,600	39		外様
元禄091227	1696	内藤政森	14	信濃泉	20,000	56		譜代支藩
元禄100518	1697	堀親賢	14	信濃飯田	20,000	32		外様
元禄130525	1700	池田吉泰	14	因幡鳥取	320,000	53		外様
元禄140305	1701	井伊直通	14	近江彦根	300,000	23		譜代
宝永011223	1704	本多忠統	14	河内西代	10,000	67		譜代支藩
慶長08	1603	小出三尹	15	2000→慶長9年和泉陶器1万	10,000	54		外様支藩
慶長10	1605	大岡政増	15	下野黒羽根	20,000	26		外様
慶長1902	1614	松平乗寿	15	美濃岩村	20,000	55		譜代
元和01	1615	片桐孝利	15	大和菟田	40,000	38	末期藩子	外様
元和03	1617	内藤清政	15	常陸他	26,000	21		譜代
元和08	1622	土屋数直	15	—	—	72		譜代
元和08	1622	内藤正勝	15	上総内	2,000	22		譜代
寛永091215	1632	井伊直好	15	上総安中	30,000	55		譜代
慶安040814	1651	阿部正春	15	上総大多喜新田	16,000	80		譜代支藩
承応010208	1652	土方雄豊	15	伊勢菟野	12,000	68		外様
寛文080821	1668	有馬頼元	15	久留米有馬	200,000	52		外様
寛文090906	1669	堀直佑	15	信濃須坂	10,053	67		外様
延宝010119	1673	松平信利	15	丹波篠山	50,000	18		譜代
延宝010225	1673	淺野綱長	15	安芸広島	376,500	50		外様
延宝011027	1673	小出英利	15	丹波國部	26,711	55		外様支藩
延宝011225	1673	相馬貞胤	15	陸奥中村	60,000	21		譜代並
延宝020318	1674	京極高住	15	但馬豊岡	33,000	71		外様支藩
延宝020407	1674	松平定直	15	伊豫松山	150,000	61		譜代
延宝020429	1674	京極高明	15	丹後峰山	11,600	67		外様支藩
延宝020809	1674	新庄直矩	15	常陸麻生	20,300	17	旗本化	外様
延宝030706	1675	遠山友春	15	美濃苗木	10,511	54		外様
延宝030805	1675	井上政敵	15	下総高岡	10,000	56		譜代
延宝030805	1682	毛利吉就	15	長門萩	369,411	27		外様



天和030518	1683	板倉重寛	15		信濃坂木	30,000	53		譜代
貞享020902	1685	石川繪茂	15		伊勢神戸	17,000	63		譜代
元禄030529	1690	島津惟久	15		肥前佐土原	27,000	63		外様
元禄030810	1690	細川有孝	15		肥後宇土	30,000	58		外様支藩
元禄071112	1694	井伊直朝	15		遠江掛川	35,000	36		譜代
元禄090725	1696	松平忠裔	15		信濃飯山	40,000	75		譜代
元禄110530	1698	山口弘豊	15		常陸牛久	10,000	72		譜代
元禄160205	1703	大田原扶清	15		下野大田原	11,400	57		譜代
宝永050209	1708	酒井親愛	15		下野前橋	150,000	40		譜代
慶長1907	1614	織田信重	16		伊勢林	10,000	32		外様
元和03399	1617	鍋島元茂	16		肥前小城	73,200	53		外様支藩
元和050318	1619	細川興昌	16		常陸谷田郡	16,200	40		外様
元和08	1622	京極高三	16		丹後田辺	35,000	30		外様支藩
元和08?	1622	酒井重澄	16		下総生実	25,000	27		譜代
元和09	1623	堀田正盛	16		相模内	700	44		譜代
寛永01	1624	那須資重	16		下野福原	14,000	34	旗本化	外様
寛永091029	1632	浅野光晟	16		安芸広島	426,500	77		外様
寛永100305	1633	九鬼久隆	16		摂津三田	36,000	32		外様
寛永140908	1637	松浦鎮信	16		肥前平戸	63,200	82		外様
正保040821	1647	戸田忠昌	16		三河田原	10,000	68		譜代
慶安040220	1651	大村純長	16		肥前大村	27,900	71		外様
承応010208	1652	相馬忠胤	16		陸奥国中村	60,000	37		外様支藩
万治01閏1218	1658	伊東長貞	16		備中鞆内	10,343	51		外様
寛文020499	1662	本多忠英	16		大和鞆山内	10,000	72		譜代支藩
寛文070827	1667	分部信政	16		近江大津	21,000	63		外様
寛文111030	1671	池田政周	16		播磨山崎	30,000	22		外様
延宝040721	1676	松平綱昌	16		越前福井	475,000	39		家門
延宝051214	1677	五島盛暢	16		肥前福江	12,530	30		外様
延宝080329	1680	渡辺基綱	16		武蔵野本	13,500	64		譜代
天和010227	1681	酒井忠寛	16		上野伊勢崎	20,000	38		譜代支藩
天和020622	1682	毛利高久	16		豊後佐伯	20,000	50		外様

天和030126	1683	小笠原長胤	16		豊前中津	80,000	42		譜代
貞享030527	1686	森長成	16		美作津山	186,500	27	末期養子	外様
貞享040825	1687	那須資徳	16		下野烏山	20,000	37		外様
貞享040927	1687	細川利昌	16		肥後熊本新田	35,000	44		外様支藩
元禄010223	1688	棉垣重富	16		三河刈谷	20,000	38		譜代
宝永010209	1704	酒井忠告	16		上野伊勢崎	20,000	79		譜代支藩
宝永051125	1708	藤堂高敏	16		伊勢津	323,950	36		外様
慶長090405	1604	近藤政成	17		信濃内	10,000	31		外様
慶長11	1606	榊原康勝	17		信濃内	100,000	26		譜代
慶長140503	1609	京極忠高	17		上野館林	112,500	45	減転封	外様
慶長16	1611	北条氏重	17		若狭小浜	10,000	64	断絶	譜代
元和010701	1615	本多政朝	17		下総岩倉	50,000	40		譜代
元和06	1620	桑山貞晴	17		上総大多喜	16,000	26	旗本化	外様
寶永04	1627	有馬頼次	17		甲斐内	10,000	39		譜代
寶永100225	1633	松平康直	17	転	信濃松本→播磨明石	70,000	18		譜代
寶永100916	1633	松平忠昭	17	転	丹波龜山→豊前中津→同19年豊後高松→万治1年豊後府内	22,200	77		譜代
寶永140499	1637	丹羽光重	17		陸奥白河	10,700	81		外様
寶永200326	1643	分部嘉治	17		近江大溝	21,000	32		外様
正保030228	1646	坂本重治	17		常陸内	200	64		譜代
慶安040814	1651	阿部定高	17		武蔵岩槻	93,000	25		譜代
万治030405	1660	酒井忠義	17		出羽庄内	140,000	38		譜代
寛文030325	1663	屋代忠位	17		安房北条	10,000	68		譜代
寛文080821	1668	水野忠直	17		信濃松本	70,000	62		譜代
延宝021116	1674	内藤式信	17		陸奥柳倉	50,000	73		譜代
延宝030530	1675	松平綱近	17		出雲松江	186,000	51		譜代
延宝061025	1678	徳川綱尊	17		甲斐甲府	250,000	51		家門
天和010711	1681	高木正陳	17		河内丹南	10,000	77		譜代
貞享021022	1685	佐久間勝茲	17		常陸北条	10,000	99		外様
貞享030528	1686	酒井忠直	17		若狭小浜	103,500	37		譜代
元禄010216	1688	板倉重冬	17		伊勢亀山	50,000	38		譜代
元禄020606	1689	柳生俊方	17		大和柳生	10,000	58		譜代

元禄030412	1690	谷照應	17		丹波山家	10,000	81		外様
元禄080609	1695	松平基知	17		陸奥白河	150,000	51		家門
元禄090523	1696	植村家敏	17		大和高取	20,500	52		譜代
元禄150718	1702	小笠原信辰	17		越前勝山	22,700	51		譜代
元禄151110	1702	松平定基	17		伊豫今治	35,000	74		譜代
宝永020923	1705	土方豊義	17		伊勢菟野	11,000	31		外様
宝永030611	1706	稲葉恒通	17		豊後臼杵	50,060	31		外様
宝永031029	1706	酒井忠音	17		若狭小浜	103,500	46		譜代
宝永050512	1708	新庄直祐	17		常陸麻生	10,000	55		外様

註1. 「襲」は相続年齢、「没」は没年齢。

註2. 「減転」は相続時に幼少を理由に減転封の対象となつたものを示す。幼少以外の理由で減転封となつたものは除外している。

註3. 「領地」「石高」は相続時点のものを記載。ただし、幼少を理由とする減転封のみ、その後の移動も記載した。

註4. 相続時に1万石以下の者もデータとして採用した。

註5. 「無嗣」は没後に無嗣であった場合の処遇を記載。無嗣以外の理由で改易になつた大名の処遇は除外している。

第14表 幼少相統一覧（年代順）1

近世前期大名相統の実態に関する基礎的研究（福田）

相統年月日	西暦	氏名	襲	減転
慶長08	1603	里見忠義	10	
慶長08	1603	松浦隆信	13	
慶長08	1603	小出三尹	15	
慶長080128	1603	徳川義直	4	
慶長080214	1603	池田忠継	5	
慶長0811	1603	徳川頼宣	2	
慶長09	1604	堀尾忠晴	6	
慶長09	1604	松平成重	11	
慶長09	1604	松平定綱	13	
慶長090405	1604	近藤政成	17	
慶長090725	1604	松平信綱	9	
慶長10	1605	大関政増	15	
慶長100628	1605	前田利常	13	
慶長101113	1605	山内忠義	14	
慶長11	1606	織田長則	7	
慶長11	1606	水谷勝隆	10	
慶長11	1606	榊原康勝	17	
慶長110999	1606	徳川頼房	4	
慶長111111	1606	堀忠俊	11	
慶長12	1607	金森長光	2	
慶長12	1607	平岡頼資	3	
慶長12	1607	稲葉紀通	5	
慶長1211	1607	松平忠昌	11	
慶長12閏0427	1607	松平忠直	13	
慶長13	1608	本多政武	11	
慶長14	1609	北条氏信	9	
慶長140503	1609	京極忠高	17	
慶長150223	1610	池田忠雄	9	
慶長150502	1610	島津忠興	12	
慶長1507	1610	松平忠重	10	
慶長1509	1610	太田資宗	11	
慶長16	1611	北条氏重	17	
慶長160899	1611	加藤忠広	11	
慶長161299	1611	大久保忠職	8	

慶長170325	1612	久留島通春	6	
慶長170599	1612	蒲生忠郷	10	
慶長179999	1612	土屋利直	6	
慶長19	1614	秋月種春	5	
慶長19	1614	松平忠隆	7	
慶長19	1614	小笠原政信	8	
慶長19	1614	堀直景	11	
慶長1902	1614	松平乗寿	15	
慶長1907	1614	織田信重	16	
慶長191118	1614	奥平忠昌	7	
元和01	1615	片桐孝利	15	
元和010299	1615	宗義成	12	
元和010628	1615	池田輝興	5	
元和010628	1615	池田政綱	11	
元和010628	1615	池田輝澄	12	
元和010701	1615	本多政朝	17	
元和010721	1615	建部政長	13	
元和011299	1615	榊原忠次	11	
元和02	1616	大関高増	6	
元和02	1616	池田光政	8	減転
元和02	1616	京極高通	14	
元和020915	1616	徳川忠長	11	
元和03	1617	内藤清政	15	
元和030503	1617	最上義俊	12	
元和0308	1617	堀直升	11	
元和031099	1617	立花種次	14	
元和030399	1617	鍋島元茂	16	
元和04	1618	伊奈忠勝	8	
元和05	1619	青木重兼	14	
元和050318	1619	細川興昌	16	
元和051099	1619	亀井茲政	3	
元和0512	1619	土岐頼行	12	減転
元和06	1620	岩城吉隆	12	
元和06	1620	桑山貞晴	17	
元和060399	1620	西尾忠照	8	

正保010901	1644	土井利長	14	
正保020613	1645	前田綱紀	3	
正保021019	1645	松平光通	10	
正保021229	1645	上杉綱勝	8	
正保02閏0526	1645	一柳直治	4	
正保02閏0526	1645	杉原重玄	9	
正保02閏0526	1645	本多利長	11	転
正保030228	1646	内藤政親	2	
正保030228	1646	坂本重治	17	
正保030611	1646	細川行孝	10	
正保031112	1646	大関増親	12	
正保040821	1647	戸田忠昌	16	
正保041211	1647	酒井忠解	5	
正保041299	1647	酒井忠恒	9	
慶安010614	1648	松平直矩	7	転
慶安011009	1648	松前高広	6	
慶安020599	1649	九鬼隆昌	3	
慶安030418	1650	細川綱利	8	
慶安030807	1650	戸沢正誠	11	
慶安030901	1650	織田信久	8	
慶安040220	1651	毛利綱広	13	
慶安040220	1651	大村純長	16	
慶安0404	1651	徳川綱重	8	
慶安040814	1651	内田正衆	7	
慶安040814	1651	堀田正英	14	
慶安040814	1651	阿部正春	15	
慶安040814	1651	阿部定高	17	
承応010208	1652	山崎治頼	3	
承応010208	1652	土方雄豊	15	
承応010208	1652	相馬忠胤	16	
承応021012	1653	毛利綱元	4	
承応030810	1654	片桐為次	14	
承応031222	1654	西尾忠成	2	
明暦010703	1655	有馬頼利	4	
明暦011219	1655	五島盛勝	11	
明暦020202	1656	津輕信政	11	

明暦031002	1657	秋元喬知	9	
明暦031002	1657	松平定重	14	
万治010227	1658	牧野康道	9	
万治010614	1658	真田幸道	2	
万治010907	1658	土井利益	9	
万治010907	1658	土井利重	12	
万治01閏1202	1658	分部嘉高	11	
万治01閏1218	1658	堀通周	9	
万治01閏1218	1658	伊東長貞	16	
万治020207	1659	一柳末礼	11	
万治030405	1660	酒井忠義	17	
万治030825	1660	伊達綱村	2	
万治031103	1660	堀田正休	6	
寛文010613	1661	木下俊長	14	
寛文020499	1662	本多忠英	16	
寛文020922	1662	増山正弥	10	転
寛文021204	1662	松平重利	4	
寛文021204	1662	京極高豊	8	
寛文030203	1663	水野勝種	3	
寛文030325	1663	池田邦照	6	
寛文030325	1663	京極高盛	14	
寛文030325	1663	屋代忠位	17	
寛文040219	1664	鳥津忠高	14	
寛文040605	1664	上杉綱憲	2	
寛文041126	1664	毛利高重	3	
寛文050612	1665	黒田長重	7	
寛文050705	1665	松前矩広	7	
寛文060799	1666	蜂須賀綱通	11	
寛文070619	1667	榑原政倫	3	転
寛文070827	1667	分部信政	16	
寛文080821	1668	南部直政	8	
寛文080821	1668	有馬頼元	15	
寛文080821	1668	水野忠直	17	
寛文090225	1669	仙石政明	11	
寛文0909	1669	九鬼隆律	13	
寛文090906	1669	堀直佑	15	

元和060499	1620	蜂須賀忠英	10	
元和0605	1620	遠山秀友	12	
元和060515	1620	大村純信	3	
元和061299	1620	水野忠善	9	
元和070799	1621	生駒高俊	11	
元和08	1622	土屋数直	15	
元和08	1622	内藤正勝	15	
元和08	1622	京極高三	16	
元和08?	1622	酒井重澄	16	
元和09	1623	堀田正盛	16	
元和09071	1623	加藤直泰	9	
元和090713	1623	加藤泰興	13	
元和091099	1623	黒田高政	12	
元和091099	1623	黒田長興	14	
寛永01	1624	渡辺吉綱	14	
寛永01	1624	那須資重	16	
寛永010315	1624	松平光長	10	
寛永010699	1624	松平忠憲	5	転
寛永02	1625	米津田盛	10	
寛永021099	1625	相馬義胤	7	
寛永02211	1625	北条氏宗	7	
寛永0307	1626	織田信昌	2	
寛永030916	1626	小笠原長次	12	
寛永04	1627	有馬頼次	17	
寛永0506	1628	仙石政俊	12	
寛永0602	1629	杉原重長	14	
寛永07	1630	内藤重頼	3	減
寛永07	1630	織田信勝	8	
寛永071225	1630	立花種長	6	
寛永080401	1631	津軽信義	13	
寛永090618	1632	池田光仲	3	転
寛永090811	1632	松平忠房	14	転
寛永090826	1632	佐久間安次	3	
寛永091029	1632	浅野光晟	16	
寛永091215	1632	井伊直好	15	
寛永100203	1633	毛利高直	3	

寛永100225	1633	松平康直	17	転
寛永100305	1633	九鬼久隆	16	
寛永100916	1633	松平忠昭	17	転
寛永11	1634	真田熊之助	3	
寛永110203	1634	稲葉正則	12	
寛永110601	1634	松平光重	13	
寛永111028	1634	内藤政晴	9	
寛永1112	1634	成瀬之虎	1	
寛永13	1636	京極高直	5	
寛永130721	1636	鳥居忠春	13	
寛永140104	1637	酒井忠能	10	
寛永140104	1637	酒井忠清	14	
寛永140499	1637	丹羽光重	17	
寛永140908	1637	島津久雄	5	
寛永140908	1637	堀直輝	7	
寛永140908	1637	前田利意	13	
寛永140908	1637	松浦鎮信	16	
寛永15	1638	本多犬千代	3	
寛永150499	1638	阿部正能	12	
寛永160303	1639	本多勝行	5	
寛永160303	1639	松平忠俱	6	転
寛永161022	1639	堀直定	4	
寛永170315	1640	黒田之勝	7	
寛永170914	1640	小笠原貞信	10	転
寛永171199	1640	伊東長治	13	
寛永181122	1641	三浦安次	9	
寛永190599	1642	遠山友貞	2	
寛永190901	1642	佐久間勝豊	8	
寛永2006	1643	細川興隆	12	
寛永200326	1643	分部嘉治	17	
寛永200503	1643	堀直吉	7	
寛永201207	1643	織田秀一	5	
正保010518	1644	松平清道	11	
正保010518	1644	松平忠弘	14	転
正保010901	1644	土井利直	8	
正保010901	1644	土井利房	14	

元禄020606	1689	遠藤常久	4	
元禄020606	1689	柳生俊方	17	
元禄030412	1690	谷照憑	17	
元禄030529	1690	島津惟久	15	
元禄030810	1690	細川有孝	15	
元禄031110	1690	松平乗邑	5	転
元禄040914	1691	五島盛佳	5	
元禄050509	1692	遠藤胤親	10	
元禄050709	1692	前田利昌	9	
元禄051220	1692	松平忠雅	10	
元禄061207	1693	伊達村豊	12	
元禄070306	1694	小堀政房	10	
元禄070618	1694	京極高或	3	
元禄071112	1694	井伊直朝	15	
元禄071125	1694	宗義方	11	
元禄079618	1694	京極高通	4	
元禄080214	1695	小出英及	2	
元禄080605	1695	奥平昌成	2	転
元禄080609	1695	松平基知	17	
元禄080619	1695	永井直達	7	
元禄081102	1695	前田利英	7	
元禄081129	1695	牧野成春	14	
元禄090523	1696	植村家敬	17	
元禄090704	1696	立花鑑任	14	
元禄090725	1696	松平忠喬	15	
元禄091227	1696	内藤政森	14	
元禄100518	1697	堀親賢	14	
元禄101022	1697	水野勝岑	1	
元禄1105	1698	九鬼隆直	12	
元禄110530	1698	山口弘豊	15	
元禄120322	1699	立花貫長	13	
元禄120329	1699	内田正偏	7	
元禄120711	1699	徳川吉通	11	
元禄130525	1700	池田吉泰	14	
元禄140203	1701	丹羽秀延	12	
元禄140305	1701	井伊直通	14	

元禄150718	1702	小笠原信辰	17	
元禄151110	1702	松平定基	17	
元禄160205	1703	有馬一準	7	
元禄160205	1703	大田原扶清	15	
元禄160812	1703	佐竹義格	10	
元禄160906	1703	細川興生	5	
元禄160906	1703	池田仲央	12	
宝永010209	1704	酒井忠告	16	
宝永010510	1704	本多忠孝	7	
宝永011223	1704	本多忠統	14	
宝永020229	1705	太田資晴	11	転
宝永020504	1705	丹羽薫氏	11	
宝永020605	1705	鍋島直堅	11	
宝永020923	1705	土方豊義	17	
宝永021026	1705	松平宣維	8	
宝永021203	1705	井伊直矩	13	
宝永030611	1706	稲葉恒通	17	
宝永030925	1706	永井直英	12	
宝永031029	1706	酒井忠音	17	
宝永040513	1707	牧野成央	9	転
宝永050209	1708	酒井親愛	15	
宝永050407	1708	前田利理	10	
宝永050512	1708	新庄直祐	17	
宝永051125	1708	藤堂高敏	16	
宝永051227	1708	松浦鄰	4	

寛文100418	1670	高木正豊	9	
寛文111030	1671	池田政周	16	
寛文111219	1671	阿部正邦	14	
寛文120209	1672	松平信輝	13	
寛文120305	1672	金森頼時	4	
寛文120806	1672	織田長明	12	
寛文121015	1672	奥平昌章	5	転
延宝010119	1673	松平信利	15	
延宝010225	1673	浅野綱長	15	
延宝010513	1673	松平直丘	9	
延宝011027	1673	小出英利	15	
延宝011212	1673	土井利久	8	
延宝011225	1673	相馬貞胤	15	
延宝020318	1674	京極高住	15	
延宝020407	1674	松平定直	15	
延宝020429	1674	京極高明	15	
延宝020723	1674	牧野忠辰	10	
延宝020809	1674	新庄直矩	15	
延宝021111	1674	丹羽氏明	8	
延宝021116	1674	内藤式信	17	
延宝030323	1675	戸川安風	5	
延宝030323	1675	浅野長矩	9	
延宝030530	1675	松平綱近	17	
延宝030706	1675	遠山友春	15	
延宝030805	1675	井上政蔽	15	
延宝040319	1676	本多重益	14	
延宝040630	1676	遠藤常春	10	
延宝040721	1676	松平綱昌	16	
延宝041025	1676	松平定陳	10	
延宝041025	1676	烏津久寿	13	
延宝050206	1677	松平信庸	12	
延宝050321	1677	池田恒行	6	
延宝050519	1677	永井直敬	14	
延宝050527	1677	土井利良	4	減
延宝050929	1677	新庄直詮	13	
延宝051214	1677	五島盛暢	16	

延宝061025	1678	徳川綱豊	17	
延宝070628	1679	本多忠国	14	加転
延宝071013	1679	毛利元賢	10	
延宝080205	1680	織田信休	3	
延宝080329	1680	渡辺基綱	16	
延宝080807	1680	永井直円	10	
天和010219	1681	保科正容	13	
天和010227	1681	亀井茲親	13	
天和010227	1681	酒井忠寛	16	
天和010711	1681	高木正陳	17	
天和020209	1682	酒井忠真	12	
天和020227	1682	毛利吉就	15	
天和020622	1682	毛利高久	16	
天和030126	1683	小笠原長胤	16	
天和030311	1683	酒井忠胤	5	
天和030502	1683	榊原政邦	9	
天和030518	1683	板倉重寛	15	
天和030629	1683	土井利知	11	
天和030803	1683	毛利匡広	9	
貞享011212	1684	石川乗紀	11	
貞享020902	1685	石川総茂	15	
貞享020922	1685	六郷政晴	11	
貞享021022	1685	佐久間勝茲	17	
貞享030304	1686	堀親常	13	
貞享030527	1686	森長成	16	
貞享030528	1686	酒井忠罔	17	
貞享030925	1686	板倉重同	8	
貞享0311	1686	九鬼副隆	13	
貞享03閏0327	1686	丹羽氏音	9	
貞享030829	1687	松平信通	12	
貞享030829	1687	松平忠之	14	
貞享040825	1687	那須資徳	16	
貞享040927	1687	細川利昌	16	
元禄010216	1688	板倉重冬	17	
元禄010223	1688	稲垣重富	16	
元禄0112	1688	大関増恒	3	



第15表 幼少年齢内訳

年齢	人数	累計
1	2	2
2	10	12
3	11	33
4	12	45
5	16	61
6	17	78
7	18	96
8	18	114
9	21	135
10	22	157
11	22	179
12	24	193
13	29	221
14	29	251
15	29	280
16	33	313
17	33	346
計	346	

藩政を運営した。

このように幕府は幼少相続を許可し、末期養子の禁を緩和したが、一七歳以下の養子は認められなかったため、結果として無嗣断絶となる事例が、四一件もある。そのうち、完全に断絶したのは一六件であり、養子あるいは新恩給とにより名跡相続が許された事例が一九件（減封四件・減転封五件・旗本化一〇件）となっている。ただし、この場合の改易理由は無嗣であり、幼少を理由に改易となったものではない点には注意が必要である。つまり、幼少のみを理由とする完全な断絶は皆無であったのである。

ところで、幼少相続の場合に転封で対処された事例は多い。

元和二年（一六一六）六月一三日池田利隆が三三歳で没し、翌一四日酒井忠世・土井利勝を上使として遺領姫路播磨四二万石は嫡子光政（八歳）に与えられたが、翌年には幼少を理由に因幡鳥取三二万石に減転封となった。寛永九年（一六三二）四月三日に叔父池田忠雄（備前岡山三二万石）が三一歳で病死すると、子の光仲が幼少（三歳）のため因幡鳥取三二万石に国替となり、六月一八日かわりに光政が備前岡山三二万石に入封した。

元和五年（一六一九）正月八日に土岐定義（摂津高槻二万石）が死去すると、一〇月頼行は一二歳で遺領襲封を許さ

がせ、後に八〇〇石を増加して下総結城藩主とした。勝岑の父勝種も、寛文三年（一六六三）二月に父勝貞の病死により三歳で家督を継いでおり、二代にわたる幼少相続となった。勝種の場合には福山には目付が派遣され、延宝七年（一六七九）一九歳になった勝種が福山に初入国するまでは国家老たちが

れたが、幼年であるため下総相馬郡内一万石に減転封となった。定義が元和三年に加増一万石で摂津高槻に移された時、公儀公役普請で高槻城の大修築がなされており、同城は畿内の押さえとして重要な役割を与えられていたことも一因であろう。寛永五年（一六二八）二月には祖父の忠功により新恩一万五〇〇〇を与えられ、出羽上山二五〇〇〇石に加増転封となった。

戸田松平康直は寛永一〇年（一六三三）二月二五日に一七歳で信濃松本七万石の遺領を相続したが、四月九日に播磨明石七万石に転封となった。

桜井松平忠俱は寛永一六年（一六三九）三月三日に六歳で遠江掛川四万石の遺領を相続したが、信濃飯山四万石に移された。

小笠原貞信は寛永一六年九月に政信の養子（実は高木貞勝の長男、母は信之の娘）となり、政信の娘を室とした。翌一七年九月一四日に一〇歳で下総関宿二万二七〇〇石の遺領を継いだ。幼少のため同年九月二八日美濃高須二万二七七石に移され、元禄四年（一六九二）七月二六日に越前勝山二万七七七石に移された。

奥平松平忠弘は正保元年（一六四四）五月一八日に一四歳で播磨姫路一五万石を継いだ。慶安元年（一六四八）出羽山形延沢、寛文八年（一六六八）八月三日下野宇都宮、天和元年（一六八一）陸奥白河と移り、元禄五年（一六九二）七月二一日家中騒動の結果城地没収、五万石を削り閉門、八月一六日許され出羽山形一〇万石となった。

本多利長は正保二年（一六四五）閏五月二六日に一一歳で三河岡崎五万石の遺領を継いだ。幼少のため同年六月二七日遠江横須賀四万三四四〇石に移され、庶兄内膳助久に四五六〇石、弟式部利朗に二〇〇〇石を分知した。天和二年（一六八二）二月二二日領内の仕置きが悪く、巡見使の計らいも不届きとの理由で所領没収、一二月一七日に許されて出羽村山一万石に減転封となった。

正保四年(一六四七)八月、久松松平忠憲(譜代)は幼少相続(五歳)につき、美濃大垣五万石から信濃小諸に転封となり、庶兄忠利に五〇〇〇石を分知して四万五〇〇〇石となった。

榊原政倫は寛文七年(一六六七)六月一九日に三歳で遺領播磨姫路一五万石を継いだ。幼少のため越後村上一五万石に移された。

本多忠孝は宝永元年(一七〇四)五月一〇日に七歳で播磨姫路一五万石の遺領を継ぎ、同年五月二八日に越後村上一五万石に移された。

太田資晴は宝永二年(一七〇五)二月二九日に一歳で駿河田中五万石を継いだ。同年四月二日に陸奥棚倉五万石に移され、享保一三年九月二日に上野館林五万石、同一九年九月大坂城代五万石と移っている。

牧野成央は宝永四年(一七〇七)五月一三日に九歳で三河吉田八万石を継いだ。祖父成貞(大夢)が後見したためこの時点では転封とならなかったが、正徳二年(一七一一)六月五日に成貞が没すると、七月一二日に一四歳であった成央は日向延岡八万石に転封となった。

阿部正鎮は宝永六年(一七〇九)四月二五日に一歳で三河刈屋一六〇〇〇石の家督を継いだ。翌年五月二三日に上総佐貫に移され佐貫城の再興を許された。

板倉重治は元禄一〇年(一六九七)板倉重冬(伊勢亀山五万石、譜代)の長男として生まれ、宝永六年(一七〇九)五月一九日に一三歳で遺領を継いだ。翌年一月二六日に松平乗邑と交替して志摩鳥羽に転封となり、享保二年(一七一七)十一月一日再び伊勢亀山五万石に移された。子の勝澄は同九年三月九歳で遺領を継いだ。その時は転封にはならなかった。

石川総慶(譜代)は宝永七年(一七一〇)一〇月二三日に七歳で山城淀六万石を継いだ。翌年二月一五日に備中

松山に転封となり、延享元年（一七四四）三月一日に伊勢亀山六万石に移された。

以上のように、いずれも要衝の城地の幼少相続の場合は転封という原則が確認できる。しかも、池田家の事例以外はいずれも譜代大名である。<sup>(18)</sup>幼少相続の問題は、改易よりむしろ転封にあり、外様大名よりはむしろ幕府の要職にいたり、要衝の城を預かる譜代大名が頻繁に転封処分となったのである。つまり、幼少相続に伴う転封は、大名に対する統制的側面を強調するよりは、幕府内部の問題、言い換えれば幕府機構の維持策の一環、あるいは幕藩公儀秩序の強化政策と捉える方が本質的なのである。この見解は、幕府が幼少大名の襲封謝礼時に家老の將軍拜謁を許して幼少大名の守立てを命じ、幕藩公儀の構成員たる大名の資質を欠いた幼少大名に後見人を選んで付け、場合によっては国目付を派遣して幕藩公儀の秩序強化をはかった政策に通底する方針であるところからも導き出されるものである。

註（第四章）

- (1) 三上參次「江戸時代史」上卷（富山房、一九四三年、二三八頁）。
- (2) 藤野保「新訂幕藩体制史の研究」（吉川弘文館、一九六一年）。
- (3) 慶長五年から八年の間では、慶長七年一〇月一八日に二歳で没した小早川秀秋（備前岡山五二万石）の無嗣断絶が一件ある。
- (4) 統群書類従完成会「断家譜」卷一四。
- (5) 同右「断家譜」卷二四。
- (6) 「大日本近世史料細川家史料」第一、二二二号。
- (7) 「大日本史料」一一一三三、元和六年三月一七日の条。
- (8) 中田薫「徳川時代の養子法」『法制史論集』第一卷、四二五頁。
- (9) 小柴良介「末期養子の禁緩和に関する一考察」『皇學館史学』二、一九八七年。尚、末期養子の禁に関する研究史については、小柴論文を参照していただきたい。
- (10) 小柴氏は、寛永一四年本多政武が無嗣断絶した事例を最

後に、「無嗣断絶となつている大名で名跡を許されなかつたのは、すべて幼少にして死亡したものがかり」(七六頁)と説明しているが、池田長常の場合は名跡相続ではなく、既に別家となつていた弟長常に新たに一〇〇〇石が与えられたもので、系図上でも長常は別家となつている。また、末期養子の禁緩和後も、無嗣により完全に断絶となつた事例があることは本文に述べた通りである。

(14) 藤野保氏前掲書の巻末表(三九頁)では「死亡」を理由として、二六〇頁では「大島光義(美濃関)が死去し、嗣子幼少のため改易せられた」としている。

(15) 同様に、成田・近藤・仁賀保・松下の四家については、藤野保氏前掲書二一七頁。

(11) 一柳直盛は天正一八年(一五九〇)に豊臣秀吉から尾張

(16) 忠総は家康・秀忠の覚えがよく、同一九年に実父大久保

黒田三万石を与えられ、文禄元年(一五九二)五〇〇〇石を加増され、慶長六年(一六二七)一萬八〇〇〇石を神戸に移され、寛永一三年(一六三六)に一萬八〇〇〇石を加増され伊与西条六万八〇〇〇石となり、この時加

忠隣が改易に際して一旦は駿府の町屋に蟄居を命じられたが、「忠総は石川の家督であれば、忠隣の縁座には関わらず」として、大坂の陣への従軍を許され、その後、豊後日田六万石、下総佐倉七万石、近江膳所七万石と、幕府の要衝の地を転々とした。

恩のうちから五〇〇〇石を二男直家に分知した。同年一月直盛の遺領のうち嫡子直重が三万石を継ぎ、二男直家に二万三六〇〇石(計二万八六〇〇石)、三男直頼に一

(17) 進士慶幹『近世武家社会と諸法度』(学陽書房、一九八九年、四二―四四頁)。

万石を分知した。したがって、一柳家の場合は外様ではあるが新知加増を受けており、本知三万石との意識があつたものと思われる。

(18) 外様大名では、織田信休・九鬼久隆の事例を幼少による転封とする場合もあるが、これはいずれも家中騒動が原因となつている。

(12) 石井良助『日本相統法史』一四八―五〇頁。

(13) 同右。一一三頁。

## 五 おわりに

本稿では、近世前期の大名相統の具体的なデータをもとに、その多様な相統の実態を明らかにしてきた。第一章では武士相統の用法を整理し、第二章では大名の遺領相統と家督相統の関係を論じ、近世前期における隠居に対する認識の変化が家綱期以降の隠居（家督相統）の増加現象をもたらした点を指摘した。第三章では単独相統と分知相統の関係を論じ、近世前期の大名相統において分知が広範にみられる点、また近世前期には嫡出長子単独相統が確立しない状況にあった点を確認した。第四章では、断絶の観点から相統の問題を検討し、幕府の大名相統に対する基本方針が幕藩公儀の秩序の安定化にあった点を確認した。本稿の作業を通じて結論的に特に強調したいのは、幕府法において嫡出長子単独相統が確立したとする見解は、大名の相統に限定して検討する限り、少なくとも近世前期には法的にも実態的にも成立しないという点である。

なぜなら、嫡出長子単独相統が確立し、幕府もこの相統形態を支持したとする理解に立つ限り、近世前期に嫡庶長幼の序をめぐる後継争いが多く展開し、それに対して幕府が柔軟な対応を見せている事実や、近世初期に庶子相統が広範に見られる実態、近世前期に多く見られた分知相統にイレギュラーな叔父・甥・養子等への分知形態がみられる点、あるいは末期養子の禁緩和後も幼少相統が忌避され、家綱期以降に中継相統や嫡孫承祖の相統形態が定着するといった問題を歴史的に理解することができなくなるからである。

いわば本稿は、右に述べた諸問題を総合的に解明するための基礎作業であった。その過程で抽出された概念自体はほとんど既知のものが、実態の分析に基づく歴史的な概念への改訂を進めたつもりである。その上で、極めて多様な現象を単純に理論化するのではなく、複雑さの概念を見いだしつつ「ゆらぎ」の構造を描くことが現代の歴史学研

究に求められた課題であろう。その観点から、本稿で検討した事例の理論化を試みるならば、嫡庶長幼の序を固定化した秩序として理解する見解を改め、嫡庶長幼は大名相統を決定する上での変数と捉え、嫡庶長幼はそれぞれの組合せによって相統の正当性を説明する対立的要素として支持層を変化させ、大名相統の実態を複雑化させる構造を成立させたということになる。この見通しのもとに、対立する要素の支持集団、共同体的利害の分析を進めることが次の課題となる。具体的には、諸藩で生じた後継争いの展開に規定性を与える原理の対立構造を親族集団・家臣団の問題を組み込みながら総合的に解明し、それに対する幕府の方針がどのように推移したかを幕藩政治史の歴史的展開のなかで追究することであるが、これについては別稿を用意している。

なお、本稿では具体的な事例を網羅的に取り上げるよう努めたが、あくまでも個人レベルの手作業なので、不十分な点が多々あることが懸念される。記事の遺漏、誤記、事実誤認などがあれば、ご教示を賜ることができれば幸いである。

最後に、本稿の主題からはやや離れるが、本稿での作業は近世前期(一六〇三—一七〇八)の大名の部分的なデータ分析にとどまっている。これを中後期に拡大して、近世初期から幕末までを見通した実態分析を進めることが大きな課題として残されていることはいうまでもない。そのためには、まず大名データベースの構築が必要となるが、約五〇〇〇件と推定される全大名のデータベースを個人研究で進めるのは過重な負担であるし、またデータの共有化の要請の高いデータベースである点から考えても個人研究で進めるべき作業とは思われない。今後は、大名データベースの構築を初めとして、日本史研究の基礎データとなるべきデータベース構築を組織的に進め、広く公開・共有していく必要があると思われる。本研究の成果が、歴史研究支援データベース構築の有効性を測る試金石としての事例の提供になればと願っている。

